

(令和2. 1. 30)

令和元年度実務協議会（冬季）

出席者名簿

1 協議員

千葉地方裁判所長	合	田	悦	三
水戸地方裁判所長	渡	部	勇	次
宇都宮地方・家庭裁判所長	小	野	瀬	厚
新潟家庭裁判所長	園	原	敏	彦
大阪家庭裁判所長	田	中	俊	次
京都地方裁判所長	松	田		亨
名古屋家庭裁判所長	戸	田		久
松江地方・家庭裁判所長	中	垣	健	治
福岡家庭裁判所長	野	島	秀	夫
宮崎地方・家庭裁判所長	阪	本		勝
那覇地方裁判所長	田	中	健	治
仙台家庭裁判所長	草	野	真	人
青森地方・家庭裁判所長	石	井	俊	和
高知地方・家庭裁判所長	黒	野	功	久
東京高等裁判所判事	石	井		浩
東京地方裁判所判事	松	本	利	幸
大阪地方裁判所判事	森		純	子
大阪家庭裁判所判事	牧		真	千子
大阪地方・家庭裁判所堺支部長	森	木	邦	裕
東京地方裁判所判事	上	拂	大	作

計 20 人

2 参列員

最高裁判所長官	大	谷	直	人
---------	---	---	---	---

最高裁判所判事	木澤	克	之
最高裁判所事務総長	中村		慎
最高裁判所事務総局審議官	石井	伸	興
最高裁判所事務総局秘書課長兼広報課長	大須賀	寛	之
最高裁判所事務総局情報政策課長	佐伯	恒	治
最高裁判所事務総局総務局長	村田	齊	志
最高裁判所事務総局人事局長	堀田	眞	哉
最高裁判所事務総局経理局長	笠井	之彦	
最高裁判所事務総局民事局長兼行政局長	門田	友昌	
最高裁判所事務総局刑事局長	安東		章
最高裁判所事務総局家庭局長	手嶋	あさみ	
裁判所職員総合研修所長	古財	英明	

計 13 人

### 3 司法研修所

所教事務局長	長官長	永矢染	野尾谷	厚和武	郎子宣
--------	-----	-----	-----	-----	-----

計 3 人

合計 36 人

令和元年度実務協議会（冬季）

日 程 表

月	日	曜	実 施 内 容							
1	30	木	9:30 司事 研務 所總 長長 挨 拶	10:45 協 議	11:55 13:00				17:00 協 議	
1	31	金	9:30 協 議	12:00 協 議	13:00 15:00 協 議	15:10 最 高 裁 判 事 講 話	15:50 16:00 17:00		座 談 会	

※は懇談会

令和2年1月30日、31日開催、実務協議会（冬季）

配布資料（民事局・行政局）

## 「民事・行政事件の現状と課題」



## 目 次【運用改善編】

- 1 民事訴訟手続のIT化について
- 2 地方裁判所の民事事件について
  - (1) 民事通常訴訟事件を取り巻く最近の状況
  - (2) 民事訴訟の審理運営の課題
  - (3) IT化を契機とした民事訴訟の在り方の抜本的な見直し
- 3 簡易裁判所の民事事件について
  - (1) 民事訴訟
  - (2) 民事調停
  - (3) 地方裁判所と簡易裁判所の連携と役割分担
- 4 倒産事件について
  - (1) 倒産事件の将来的な事件増に備えた事務処理の合理化等
  - (2) 管財人等の育成
- 5 民事執行事件について
  - (1) 不動産執行事件
  - (2) 執行官をめぐる状況
- 6 地方裁判所の行政事件について
- 7 地方裁判所の国家賠償事件について
- 8 労働関係事件について
  - (1) 労働関係事件をめぐる動向と審理運営上の課題
  - (2) 労働審判員に対する研修の実施
  - (3) 労働審判事件取扱支部の拡大
  - (4) 適切な解決機関及び解決手続の選択の促進
  - (5) 労働審判手続におけるテレビ会議の活用に向けた取組
- 9 知的財産権関係民事事件について
  - (1) 知的財産権関係民事事件をめぐる動向と審理運営上の課題
  - (2) 国際交流・情報発信
  - (3) ビジネス・コート

(注1) 民事局所管事件に関する統計データ及び運用改善・法改正に関する議論の詳細等は、J-NETポータルの「民事情報データベース」(ミンフォ)に掲載しています。

(注2) 行政局所管事件(行政事件、国家賠償事件、労働関係事件及び知的財産権関係事件)に関する統計データ及び各種資料等については、J-NETポータルの「行政・労働・知財情報データベース」(G-desk)に掲載しています。

## 1 民事訴訟手続のIT化について

民事訴訟手続のIT化については、平成30年3月30日に内閣官房の「裁判手続等のIT化検討会」の検討結果が取りまとめられたことを受けて、公益社団法人商事法務研究会に「民事裁判手続等IT化研究会」が設置され、同年7月から昨年12月まで、民事訴訟手続をIT化した場合の法制的な問題点や実務上生じ得る問題点の整理が進められていましたが、同月、報告書が取りまとめられ公表されました。本年2月には、法制審議会への諮問が行われ、4月以降、専門部会において民事訴訟法等の改正に向けた議論が行われる予定です。

民事訴訟手続のIT化の検討を進めるに当たっては、裁判所全体で幅広く意見交換等をしていくことが必要であり、全国の下級裁判所51庁（東京高裁及び地裁50庁）に設置した検討体（PT）を中心に、現行法下でのITツール（ウェブ会議等）を使った効果的な争点整理の在り方や、IT化後の在るべき法制などについて検討を進めており、準備が整った地域のPTでは単位弁護士会と模擬裁判を実施しています。今後のPTにおける取組の進め方などについては、これまでのPTにおける検討の成果も踏まえて、昨年6月に、民事局参事官事務連絡を発出しましたので、各PTには、引き続き、着実に検討を進めていただきたいと考えています。

また、本年2月からは知財高裁及び高裁所在地の地裁本庁8庁の合計9庁で、5月頃からは地裁本庁5庁（横浜、さいたま、千葉、京都、神戸）で、ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の新たな運用が開始されます。これらの庁における運用状況も踏まえながら、残る地裁本庁37庁についても、令和2年度中には、新たな運用を開始することができるよう環境整備を進めているところです。

なお、民訴法132条の10第1項は、「申立てその他の申述」につき、最高裁判所規則で定めるところにより電子情報処理組織を用いてすることができるものとし、インターネットを介して準備書面等の書類を電子的に提出することを法律上許容しています。そこで、現在はファクシミリや郵送により提出されている準備書面等について、現行法下でのIT化の取組として、民訴法132条の10の枠組みを利用してインターネットを介して電子的に提出すること

を許容するための検討を進めることとしています。電子提出の具体的な方法につきましては、当事者の利便性の向上など様々な観点を踏まえた検討が必要となります。令和元年度の補正予算において、電子提出を実現するためのアプリケーションソフトの構築等に必要となる費用を計上することが認められましたので、令和3年度中の一部の庁での運用開始を目標として、検討を進めています。

また、知的財産権関係訴訟手続についても、知的財産戦略本部による知的財産推進計画2019においてIT化の推進が期待されています。

民事訴訟手続のIT化の検討状況については、J・NETポータルの民事情報データベース（ミンフォ）に掲載するなど、様々な手段を通じて、随時情報提供しています。

## 2 地方裁判所の民事事件について

### (1) 民事通常訴訟事件を取り巻く最近の状況

地方裁判所の民事訴訟事件の新受件数は、平成22年以降減少傾向が続いた後、平成25年以降はおおむね横ばいに推移し、平成30年は前年と比べて若干減少しました。また、既済事件の平均審理期間は、平成22年以降、長期化傾向が続いており、実質的に争いのある事件では、特に争点・証拠整理手続の期間が長期化しています。

ところで、近時は、社会情勢の変化、情報技術の進展、価値観の多様化等を背景として、裁判所の判断が国民の社会経済活動に大きな影響を与える訴訟が増え、裁判所の審理判断に対する国民の関心と期待は高まっています。それに伴い、裁判の質についても、判断自体の適正さや手続保障のみならず、理由の通用性や合理的な期間内での解決を求める声が強くなっているところです。

### (2) 民事訴訟の審理運営の課題

民事訴訟の審理については、上記のとおり、平均審理期間（特に争点・証拠整理期間）が長期化する傾向にあります。その原因としては、事件の複雑困難化や弁護士の急激な増加等による裁判の扱い手の変化も挙げられてきましたが、弁護士や高裁から、争点・証拠整理や人証調べ、和解等の実情に關

して厳しい指摘もあることに照らすと、裁判所も、民事訴訟法が志向する争点中心型の審理を実現する上で果たすべき役割を十分に果たすことができない面がある可能性も否定できません。

こうした審理判断の課題を踏まえ、裁判の質の更なる向上を図るために、部の内外でのコミュニケーションや議論を通じて、争点中心型の審理の基本的な在り方及びその前提となる争点・証拠整理の目的、手法とは何かについて改めて裁判官の間で共通認識を醸成し、一人一人の裁判官が、担当する事件の処理の枠を超え、審理運営の在り方を含む様々な課題を共有し、改善策を模索することが必要かつ有効と考えられます。

これまでの協議会等における議論を踏まえると、争点中心型の審理を実現し、紛争の実相を捉えた適切な事案の解決を図るために、事案の終局判断を見据えつつ争点・証拠整理の過程において裁判所と当事者との双方向的なコミュニケーションをより活性化させることにより、早期に証拠（書証）にも照らしながら争点を絞り込み、法的判断の枠組み等についての認識を共有し、必要十分な人証について集中的な証拠調べを行うとともに、適正な紛争解決のために積極的に和解勧試を行うこと等が求められているといえます。

もっとも、口頭議論をどの段階でどのような形で行うのか、証明権の行使や証拠に基づく争点の絞り込みをどのような方法でどの程度行うのかといった具体的な審理の在り方については、裁判官の間でかなりのばらつきがあるとの指摘もあるところです。民事訴訟の審理運営の改善を図るために、改めて争点・証拠整理の目的にまで立ち帰った上でそれを意識しながら各裁判官の訴訟観に即して審理運営がされていくものであることについて、裁判官の間で理解や認識の共有を図る必要があると考えられます。

また、合議の充実・活用等により部の機能の活性化を図り、部や庁を越えた裁判官同士の意見交換を充実させ、裁判官の間で民事訴訟の審理運営について議論を深める取組も行われてきたところです。この点につきましては、司法研究「地方裁判所における民事訴訟の合議の在り方に関する研究」に詳しいので、御参照ください。

### (3) IT化を契機とした民事訴訟の在り方の抜本的な見直し

民事訴訟手続のIT化は、単にこれまでの手続にITツールを導入するのでは不十分であり、これを契機に民事訴訟の在り方全体の抜本的な見直しを図る必要があると考えられるところです。IT化を見据えた充実した審理運営の実現に向けた議論においては、上記(2)の取組を踏まえつつ、現行法規の活用や訴訟指揮を通じた実務上の工夫について、改めてこれを検討し、課題やそれを克服するための方法等について議論し、有用と思われるものを着実に実践していくことが望まれます。

以上このような取組への主体的、積極的な関与を促すためには、所長が、部総括を中心とした各裁判官に対し、上からの押し付けにならないような形で、裁判の質の更なる向上が必要であることやIT化の機会をとらえて上記のような取組を行うことが有効であり、民事裁判官のやりがいにもつながることについての理解を得られるよう、各部の実情を踏まえつつ、地道に働き掛けを行うとともに、庁としての継続的な検討態勢の構築を支援するなどして取組を後押しすることが重要であると考えられます。

### 3 簡易裁判所の民事事件について

#### (1) 民事訴訟

簡易裁判所の民事訴訟の新受件数は、平成27年以降、微増が続いている状態にあります。また、国民の意識の変化等を背景に本人訴訟の審理が難しくなっていることに加え、交通損害賠償訴訟などの弁護士関与事件も増加しているため、簡易裁判所の事件処理は困難さを増しており、審理期間の長期化等が指摘されています。少額の紛争を簡易・迅速に解決するという簡易裁判所本来の役割を十分に果たすためには、簡易裁判所が、民事訴訟法上の簡易裁判所の訴訟手続に関する特則の趣旨を生かした適切な審理を実現していく必要があることは当然として、地方裁判所の審理及び判決に慣れた弁護士に対しても、簡易裁判所の在るべき審理運営を理解してもらうよう、各地で弁護士会への働き掛けを実施することが重要であると考えられます。

特に、新受の増加傾向及び審理期間の長期化が顕著な交通損害賠償訴訟については、司法研究報告書「簡易裁判所における交通損害賠償訴訟事件の審理・判決に関する研究」において示された審理・判決モデルを実務に

定着させるため、各庁において具体的な取組を進める必要があります。

## (2) 民事調停

簡易裁判所の民事調停事件の新受件数は緩やかな減少傾向が続いているところ、民事調停が、紛争解決手段として適切に選択され、期待される役割を果たしていくためには、利用者のニーズに応え、その満足を得られるよう、調停運営の更なる改善を図っていく必要があります。各庁においては、近年、公正かつ合理的な解決を求める利用者のニーズに応えるため、民事調停の機能強化の取組が進められているところですが、民事調停は、公正かつ合理的な解決を図り得るだけでなく、手続の簡易迅速性、非公開性、費用の低廉性、傾聴と社会常識どに基づく条理にかなった解決の可能性といった様々な利点を有しております。これらに対する利用者のニーズも大きいと考えられることから、機能強化の取組においても、調停主任と調停委員が充実した評議を実施し、利用者のニーズや事案についての認識共有を図りつつ、多角的な観点からの検討を行い、単に法的観点を踏まえるだけでなく、これらの幅広いニーズにも十分配慮した調停運営を行っていくことが重要です。

また、調停運営を支えるに足りる調停委員を安定的に確保していくため、その任命や育成の在り方についても検討することが求められます。さらに、民事調停が紛争解決手段として適切に選択されるようにするためには、調停協会とも連携しつつ、潜在的な利用者の動向等を踏まえ、紛争に巻き込まれた国民が相談を持ち込む窓口の担当者等に、民事調停の制度やその特長・利点を十分に理解してもらうなど、より効果的な広報を継続的に展開することが必要です。

## (3) 地方裁判所と簡易裁判所の連携と役割分担

上記のとおり、現在、簡易裁判所においては、事件の困難化等に対応して、いかに紛争解決機能の向上を図っていくかが課題となっていますが、これに対応するためには、簡易裁判所による取組だけではなく、簡易裁判所と地方裁判所がその役割分担を踏まえつつ、密接な連携を図ることによってこそ、大きな成果を得られるものと考えられます。地方裁判所においては簡易裁判所への関心が乏しくなりがちですが、地方裁判所の裁判官への十分

な意識付けを行いつつ、地方裁判所と簡易裁判所との間で、具体的な課題の解決に向けて継続的に意見交換を行うなどし、地簡裁連携の取組をより実効性あるものとしていく必要があります。

例えば、改正債権法への対応等は、簡易裁判所単独で進めることは困難な場合が多いため、その進め方も含めて、地方裁判所のサポートが望されます。

#### 4 倒産事件について

##### (1) 倒産事件の将来的な事件増に備えた事務処理の合理化等

破産事件の新受件数は、平成28年以降、自然人を債務者とする破産事件を中心に増加傾向が続いています。平均処理期間については、近年はほぼ横ばいとなっており、順調な事件処理がうかがわれます。

また、再生事件の新受件数は、通常再生事件については平成20年以降、年々減少しているものの、個人再生事件は平成27年以降、毎年10%を超える割合で増加しています。開始決定までの平均処理期間については、個人再生事件がその事件増に伴って若干長期化しているものの、全体としてはほぼ横ばいとなっており、おおむね順調な事件処理がうかがわれます。

このように、破産事件や再生事件の処理状況は、全般的に比較的良好な状況にあるといえますが、特に、自然人を債務者とする破産事件や個人再生事件については、今後も、新受件数の増加傾向が続くとの見方もあります。

したがって、一層の事件増に備えて、各倒産事件における各種の事務の最適化に向けた見直しを図る必要があるものと考えられます。

##### (2) 管財人等の育成

上記のとおり、破産事件の新受件数は増加傾向にあり、また、破産管財人の選任率は高い水準を維持しています。今後の事件増の見込みや若手弁護士の増加を踏まえると、若手の破産管財人の育成と管財人候補者の世代交代を進める必要があることはもとより、複雑・困難事件に対応できる管財人候補者を育成していくことも喫緊の課題であると考えられます。

加えて、通常再生事件に関与した経験のある弁護士が少なくなっています。裁判所としても、監督委員等機関候補者の確保・育成を進めるとともに、円滑に事件処理できるようにノウハウの継承や運用改善を進めていくことも必

要になります。

なお、破産管財人等の選任に客觀性と公平性が求められることはいうまでもなく、万が一にも裁判所の選任が不当に偏っているとの誤解を受けぬよう、選任の適正には常に留意することが求められます。

## 5 民事執行事件について

### (1) 不動産執行事件

不動産執行事件の新受件数は、平成22年度以降減少しています。平均審理期間は全国平均で8.6ヶ月と短縮されており、売却率も全国で約80パーセントと高い水準を維持しています。

このように、不動産執行事件の処理はおおむね順調に行われているところですが、金融機関からは、不動産競売は価額や処理期間の面で利用しにくいという意見もあり、このような利用者の意見を踏まえつつ、より迅速で質の高い運用を不斷に追求していくことが求められています。こうした観点から、価額の面では、平成29年度の協議会において、競売市場修正率の見直しについて議論され、各庁の取組や効果についての紹介がされました。また、処理期間の面では、民事執行法改正により暴力団排除の制度が設けられ、そのままでは処理期間の長期化が避けられないことから、平成30年度の協議会及び令和元年度の事務打合せにおいて、そのことも踏まえて処理期間を短縮するための取組等の協議が行われました。処理期間の短縮化については、個々の手続の短縮化という観点にとどまらず、手続全体の最適化という観点から検討することが必要であると考えられます。

### (2) 執行官をめぐる状況

#### ア 指導監督の充実

執行官は、独立かつ単独制の司法機関であり、職務のほとんどが庁舎外で行われることから、不適切な事務処理に陥りやすい面があり、近時もそうした不適切処理がなお散見されます。適正な事務処理の確保は、第一次的には各執行官及び総括執行官の責任ですが、監督官等にも監督責任があることはいうまでもなく、過去の過誤事例を見ると、監督官等が十分な関心を払っていれば防止できた例が少なくありません。

加えて、近時、執行事件の減少に伴って執行官数は大幅に減少しており、1人配置や無配置の支部も増加して、執行官室内部の相互研鑽や相互監視も利きにくい状況になっています。さらには、外部採用者が増加しており、公務員倫理や裁判事務の習熟度合いにも差が生じています。このような状況を踏まえ、日常の指導監督の充実強化（例えば、総括執行官等による記録査閲や監督官等と総括執行官との定期的なミーティングの実施など）、特に年2回の事務査察での適切な重点査察事項の選定、過誤や不正が生じやすい部分の重点的な点検及び増加する外部採用者の育成や日常の指導についても、監督官等の積極的な関与が求められています。

#### イ 引渡実施及び解放実施

執行官による国内の子の引渡し（引渡実施）及び国際的な子の返還（解放実施）については、国内外での関心が非常に高い一方、執行不能で終局する事例が多いことから、その実効性を高めることが強く求められています。このような中で、民事執行法等の一部が改正され、国内の子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化と国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直しが行われたことからすると、執行官が子の心身への影響に配慮しつつ、円滑かつ確実に引渡実施及び解放実施を行うことができるようにするための態勢を整えることがより一層重要となります。すなわち、執行官が、債権者、家庭裁判所、外務省、監督官等と綿密な打合せをして事前準備を行うとともに、児童心理の専門家の適切な関与を得られるようになる仕組み作りや、執行官のスキルアップのための研修等の充実が必要となっています。

### 6 地方裁判所の行政事件について

地方裁判所における行政訴訟事件の新受件数は、平成18年以降、2000件を超える水準で推移してきましたが、平成30年はこれを下回る水準にとどまりました。もっとも、国民の権利意識の高まりや法曹人口の増大、行政活動の複雑多様化等を背景に、新受件数は今後も高い水準で推移していくことが見込まれます。また、近年は、事件の内容が一層複雑困難化していることや、いわゆる多庁係属型訴訟（事実上又は法律上の争点が同一であり、複数の裁判所

に提起されている訴訟など)が増加していることも指摘できます。これらを背景として、審理期間が2年を超える長期未済事件の割合は増加しつつあります。

行政訴訟事件は、訴訟法上、複雑な訴訟類型が存在するだけでなく、事実関係の存否よりも詳細な法令や行政基準からなる行政実体法規の解釈が争点となることが多いという特徴があるところ、裁判所が争点を的確に把握して当事者の主張を適切に整理した上で、通用力の高い妥当な判断をするためには、行政活動やその背景となる社会経済活動の実像を把握しつつ、関係法令の構造を踏まえた法解釈を行うことが肝要です。このような観点から、裁判所は、当事者に適切に主張立証を促すとともに、自らも関連する判例・学説を調査するなどして合議の充実を図り、判断の質を一層高めていくことが求められます。

こうした観点から、近時は、審理運営上の課題や工夫等について、部や庁を超えて裁判官同士の意見交換を充実させる取組も進められています。

## 7 地方裁判所の国家賠償事件について

地方裁判所を第一審とする国家賠償事件の新受件数は、平成27年以降増加基調にあります。多庁係属型訴訟が増加しているほか、事件類型別に見ると、その4割前後をB型肝炎訴訟が占めています。B型肝炎訴訟は、1件当たりの原告数も複数に上るものが多いことから、今後も未済事件数は高い水準で推移し、審理期間も長期化することが懸念されます。今後も提訴動向を注視しつつ、個々の事件について、適正迅速な解決が図られるよう事務処理上の工夫の集積や共有を図る必要があると考えられます。

## 8 労働関係事件について

### (1) 労働関係事件をめぐる動向と審理運営上の課題

地方裁判所における労働関係民事訴訟事件については、新受件数が平成21年に急増して以降、3000件を超える高水準のまま推移する中、未済件数が年々増加し、平均審理期間も長期化しています。また、近時の割増賃金請求事件の増加や、事件の複雑・困難化等の傾向にも対応する必要があります。労働審判制度については、制度開始以来、概ね順調に運用され、終局事件全体の約7割で調停が成立し、これに労働審判が確定したものと合わせると8割弱が最終的な解決に至っている一方で、近時は新受件数が3000件

を超える高水準で推移し、制度開始当初に比べて幅広い事案が申し立てられるようになっているなどの事情がうかがわれます。

こうした課題に適切に対応するため、各庁における審理運営上の工夫等を共有する機会がより多く設けられるなど、各種の取組が行われています。

各庁においては、引き続き、その実情に応じて労働関係事件を適正迅速に処理するための取組を進める必要があると考えられます。

#### (2) 労働審判員に対する研修の実施

労働審判手続の担い手である労働審判員については、その資質・能力の向上を図るために適切な研修が実施される必要があります。このような観点から、各庁において、毎年、新たに任命された労働審判員を対象とする「労働審判員研修会」及び全労働審判員を対象とする「労働審判員研究会」が開催されています。これらの実施内容等について、各庁の実情や労働審判員の要望等を踏まえた工夫がされているところであります。今後もこれらの充実化を図っていくことが重要であると考えられます。

#### (3) 労働審判事件取扱支部の拡大

労働審判事件は、全国の地裁本庁のほか、平成22年4月からは東京地裁立川支部及び福岡地裁小倉支部において、平成29年4月からは静岡地裁浜松支部、長野地裁松本支部及び広島地裁福山支部において取扱いが開始され、順調に運用されています。今後も、労働審判事件を支部で取り扱うかどうかについては、予想される労働審判事件数や本庁に移動するための所要時間等の利便性を基本としつつ、事務処理態勢、労働審判事件の運用状況及び労働審判員の安定的な確保等を含めた地域的事情を総合的に勘案して判断されることになります。

#### (4) 適切な解決機関及び解決手続の選択の促進

労働関係事件の適正迅速な解決のためには、当事者による適切な紛争解決機関及び解決手続の選択を促す必要があります。そのためには裁判所における各手続の特徴を受付窓口で教示する方法を地裁・簡裁間で協議したり、弁護士会や労働局との協議会等において各手続の特徴等について共通認識を持つ機会を設けたりすることが有益であると考えられます。

## (5) 労働審判手続におけるテレビ会議の活用に向けた取組

労働審判手続におけるテレビ会議の活用については、周知の取組を全地裁において行っていただくようお願いしており、実際にテレビ会議の活用が着実に進んでいます。また、実施状況の報告によると、テレビ会議の方法による期日の実施が有用であったとの感想も多く聞かれています。各庁においては、当事者の利便性の向上等の観点から、引き続き、周知を行っていただきたいと考えています。

## 9 知的財産権関係民事事件について

### (1) 知的財産権関係民事事件をめぐる動向と審理運営上の課題

地方裁判所における知的財産権関係民事通常訴訟事件の新受件数は、概ね500件程度で推移していますが、知財高裁における審決取消訴訟事件の新受件数は、平成25年以降減少傾向にあります。

政府の知的財産戦略本部（本部長・内閣総理大臣）による知的財産推進計画2019においては、特許法等改正に伴う査証制度及び損害賠償額算定方法の適切な運用並びに海外へ向けた知財関係裁判例など知財紛争処理に関する情報発信の充実が期待されています。

### (2) 国際交流・情報発信

経済活動のグローバル化に伴う知財紛争の国際化に対応するため、裁判官の国際会議への出席や海外からの訪問者の受け入れを行っています。こうした国際化の要請への取組の一環として、平成29年度から、裁判所が主体となり、法務省、特許庁などとも共催し、国際知財司法シンポジウムを開催しており、令和元年度は、中国、韓国、インド、オーストラリア及びASEAN諸国の裁判官等を招き、国際知財司法シンポジウム2019を9月25日から27日まで開催しました。

また、知財高裁ウェブサイトを中心として知財訴訟の判決（判決全文又は要旨の英訳を含む。）等を公表するなど、各種情報の発信を行っています。

### (3) ビジネス・コート

令和4年頃には、東京高地裁中目黒分室（仮称）に、知財高裁や東京地裁の知財部等、ビジネス関係の訴訟や倒産事件を専門的に扱う部門を集約して

移転する計画であり、準備を進めています。

## 目 次【立法・法改正編】

- 1 民事関係の法改正等について
  - (1) 民事執行法等改正の動向
  - (2) 所有者不明土地問題について
  - (3) 会社法改正の動向
  - (4) 公益信託法改正の動向
  - (5) その他
- 2 行政法関係の法改正について
- 3 国家賠償事件に関する法改正等について
- 4 労働法関係の法改正等について
  - (1) 働き方改革実行計画を踏まえた法整備について
  - (2) パワーハラスメント防止対策等について
  - (3) 賃金債権等に係る消滅時効の見直しについて
  - (4) 解雇無効時の金銭救済制度について
- 5 知的財産権関係の法改正について
  - (1) 特許法改正の動向
  - (2) 著作権法改正の動向

## 1 民事関係の法改正等について

### (1) 民事執行法等改正の動向

「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律」が昨年5月17日に公布されました。

その主な改正項目は、①債務者財産の開示制度の実効性の向上、②不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策、③国内の子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化及び国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し、④債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し、⑤差押禁止債権をめぐる規律の見直しです。

また、これを受け、民事執行規則等の一部を改正する規則が昨年11月27日に公布されました。

この法律及び規則は、本年4月1日から施行されます。

### (2) 所有者不明土地問題について

所有者不明土地に関する問題については、平成30年6月に「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」が公表され、土地所有に関する基本制度や民事基本法制の見直し等の重要課題について令和2年までに必要な制度改正を実現するという方針等が示されました。

これらを踏まえ、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が平成30年11月15日から施行されています。この法律により、民法の特例として、国又は地方自治体の長が不在者財産管理人及び相続財産管理人の選任の申立てをすることができるものとされました。

また、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」が昨年5月24日に公布されました。この法律により、不動産登記簿の表題部所有者欄の氏名等が正常に登記されていない土地について、登記官が職権で調査を行って所有者を特定し、表題部所有者を改めるという制度、調査を行っても所有者を特定することができない場合に裁判所が当該土地の管理者を選任するという制度が設けられることとなります。この法律のうち登記官による所有者の探索等に関する規定は、昨年11月22日から施行されました。裁判所による管理者の選任等に関する規定は、本年11月1日から施行され

ます。

さらに、昨年2月14日、法制審議会総会において、民法及び不動産登記法の改正につき諮問がされ（諮問第107号），同年3月から法制審議会民法・不動産登記法部会において、①相続登記の申請の義務化、②土地所有権の放棄、③遺産分割の期間制限、④共有制度の見直し、⑤財産管理制度の見直し、⑥相隣関係規定の見直し等について、調査・審議が行われており、本年1月に中間試案が公表され、現在、パブリック・コメント手続が行われております。

#### （3）会社法改正の動向

「会社法の一部を改正する法律」が昨年12月11日に公布されました。

その主な改正項目は、株主総会に関する規律の見直し、取締役等に関する規律の見直し、社債の管理等に関する規律の見直し等です。

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

#### （4）公益信託法改正の動向

法制審議会信託法部会における調査・審議を経て、昨年2月14日の法制審議会総会において要綱が決定され、法務大臣に答申されました。

その主な改正項目は、信託事務・信託財産の範囲の拡大、受託者の範囲の拡大、主務官庁制の廃止であり、民事非訟事件として、受託者及び信託管理人の選任・解任、信託の変更命令等の信託法上の手続と同様の手続が設けられる見込みです。

#### （5）その他

上記のほか、タンカー油に係る損害賠償責任の制限に加えて、燃料油や難破物除去損害についても責任制限手続を設けることを内容とする船舶油濁等損害賠償保障法の改正がなされ、昨年5月31日に公布されたことに伴って、同法の委任を受けて責任制限手続を定めた最高裁規則である船舶油濁損害賠償責任制限事件等手続規則の改正がなされ、昨年11月27日に公布されました。

施行前の改正法としては、民法（債権法）の改正法が本年4月1日から、

一部の規定を除いて施行されるほか、民法（成年年齢の引下げ）の改正法の施行も令和4年4月1日に予定されています。

## 2 行政法関係の法改正について

地方公共団体の長等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を条例において定めることを可能にすることなどを内容とする「地方自治法等の一部を改正する法律」が、一部の規定を除き、本年4月1日から施行されます。

## 3 国家賠償事件に関する法改正等について

### (1) 旧優生保護法下で行われた優生手術等に関する救済法について

旧優生保護法下で優生手術等を受けた者に対し、一律の一時金を支給すること等を内容とする「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が昨年4月24日に成立し、同日公布・施行されました。

### (2) ハンセン病元患者家族に対する補償法等について

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等について定めた「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」及び名誉の回復、福祉の増進等の規定の対象にハンセン病の患者であった者等の家族を加えること等を内容とする「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」が、いずれも昨年11月15日に成立し、同月22日に公布・施行されました。

## 4 労働法関係の法改正等について

### (1) 働き方改革実行計画を踏まえた法整備について

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が平成30年7月6日に公布されました。同法は、①時間外労働の上限規制の導入、②高度プロフェッショナル制度の創設、③正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の是正等を主な内容とするものであり、一部の規定は既に施行され、今後も段階的に施行される予定です。

### (2) パワーハラスメント防止対策等について

パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務（相談体

制の整備等) を新設することなどを内容とする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が昨年6月5日に公布されました。一部の規定を除き、本年6月1日から施行されます。

### (3) 賃金債権等に係る消滅時効の見直しについて

民法が改正され、職業別の短期消滅時効が廃止されたことなどを踏まえて、厚生労働省に設置された「賃金等請求権の消滅時効の在り方に関する検討会」において、法的論点を整理した報告書が昨年7月に取りまとめられました。現在、同報告書を受けて、労働政策審議会において検討が行われています。

### (4) 解雇無効時の金銭救済制度について

厚生労働省に設置された「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」が平成29年5月に取りまとめた報告書等を受けて、平成30年6月から同省において、「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」が開催されています。

## 5 知的財産権関係の法改正について

### (1) 特許法改正の動向

#### ア 特許法の改正

書類提出命令の必要性判断におけるインカーメラ手続の導入と同手続への専門委員の関与を可能とする特許法改正法（実用新案法、意匠法、商標法に準用、不正競争防止法は同様の改正）が、昨年7月1日から施行されました。

また、特許権の侵害の可能性が高い場合に、裁判所が選定する中立な技術専門家が被疑侵害者の工場等に立ち入り、特許権の侵害立証に必要な調査を行い、裁判所に報告書を提出する査証制度の創設や損害賠償額算定方法の見直し等を内容とする「特許法等の一部を改正する法律」が、昨年5月17日に公布され、一部の規定を除き、本年4月1日から施行されます。査証制度に関する規定については、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされていますが、現時点では、施行日は定められていません。

#### イ 民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議等

昨年4月に内閣総理大臣補佐官を議長として「民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議」が設置され、法務省、知的財産戦略推進事務局、特許庁などの関係府省庁が構成員として、最高裁判所と日弁連はオブザーバーとして、これに参加しています。具体的な議論については、上記連絡会議の下に設置された幹事会（議長：内閣官房審議官）の下で行われており、知財司法関係では、①二段階訴訟制度の導入、②損害賠償制度の見直しとして懲罰的賠償や利益吐き出し請求権、③アミカスブリーフの導入、④アトニーズ・アイズ・オンリーの導入、⑤訴訟費用の敗訴者負担制度の導入、⑥知財調停の活用・充実、⑦知財高裁の大合議制度の拡大が論点として挙げられています。

今後、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会においても、上記①ないし⑤の論点について、議論が行われる見込みです。

## （2）著作権法改正の動向

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において、漫画などの海賊版サイトにインターネット利用者を誘導するリーチサイト対策の最終報告が取りまとめられ、文化庁において、権利保護の実効性を確保するための差止請求の制度などを盛り込んだ著作権法改正法案が検討されましたが、第198回通常国会への提出は見送られました。現在は、「侵害コンテンツのダウンロード違法化の制度設計等に関する検討会」において、著作権を侵害するコンテンツのダウンロード違法化の制度設計等や、海賊版サイトにインターネット利用者を誘導するリーチサイト対策の在り方について検討が行われています。

## 令和元年度所長実務協議会（冬季）

### 事前配布資料

#### 刑事裁判の現状と課題

##### 1 裁判員裁判について

###### (1) 裁判員裁判の現状

平成21年5月に施行された裁判員制度は、令和元年5月に10周年を迎える、これを機に、最高裁判所事務総局から、裁判員制度の成果と課題について、「裁判員制度10年の総括報告書」が公表されました（裁判員制度ウェブサイトに掲載）。詳細は報告書に譲りますが、裁判員制度は、裁判員経験者の95%以上の方が裁判員として参加したことはよい経験であったと回答するなど、これまでのところおおむね順調に運営されてきたと評価されています。裁判所としては、その評価に満足することなく、裁判員制度はいまだ発展途上にあるとの認識の下、制度導入当初から目指してきた核心司法や公判中心主義などの在るべき刑事裁判の理念がどこまで実現できているか、これまでの実績の積み重ねを通じて新たに浮かび上がってきた課題はないかといった点について、絶えず検証し、改善に向けた努力を行うことが求められています。そのためには、裁判官一人一人の意識の向上にとどまらず、具体的な素材を基に、部内や高裁・地裁の裁判官との間など裁判所内での議論、さらには個々の裁判員裁判終了後などの機会を通じて、法曹三者と率直な意見交換や協議をより実質的、実践的なものとして充実させていくことが期待されます。

###### (2) 裁判員裁判の課題

###### ア 公判前整理手続の長期化



公判前整理手続の長期化は、依然として大きな課題です。事件関係者の記憶が鮮明なうちに法廷で直接話を聞くとともに、被告人の身柄拘束の無用の長期化を防ぐためには、充実した公判前整理手続を合理的な期間内に終えるよう努めなければなりません。公判前整理手続の長期化の原因には、公判前整理手続で整理すべき事項や程度など、公判前整理手続の基本的な在り方につき、法曹三者間で共通認識がないという点が挙げられますが、その解決のためには、法曹三者においてさらに議論を深めることが期待されています。この関係では、平成30年10月に、司法研究「裁判員裁判において公判準備に困難を来たした事件に関する実証的研究」が報告書に取りまとめられ、公判前整理手続の基本的な考え方や、実務上の工夫等が紹介されています。

#### イ 裁判員と裁判官との実質的協働

また、評議においては、裁判官が裁判員と協働すべき事項について、裁判員の視点、感覚を的確に裁判内容に反映させるなど、裁判員と裁判官の実質的な協働を実現すべく、在るべき評議の検討とその実践に向けた努力を続けていく必要があります。最近の研究会等では、裁判の内容に国民の視点・感覚を十分に反映させていくに当たっては、裁判員と裁判官の実質的協働の観点から、従来の判断枠組みを前提としつつ、その当てはめについて裁判員の価値判断の範囲をより広く認めることや、それにとどまらず、従前の判断枠組みにとらわれず、事案に合った形で再構築することにも柔軟なスタンスで臨むことが必要と思われるとの指摘がされています。この関係では、令和元年10月に、司法研究「裁判員裁判と裁判官－裁判員との実質的な協働の実現をめざして－」が報告書に取りまとめられ、評議において実質的協働を阻害する要因や改善策が紹介されています。

#### ウ 裁判員の精神的負担への対応・安全確保

裁判員にとっては、刑事裁判への関与は非日常的な経験であり、それ自体

が精神的な負担ともなり得るところです。特に、裁判員にとって重い精神的負担となるおそれが類型的に大きい遺体写真等のいわゆる刺激証拠の取扱いについては、裁判員の負担への配慮という面のみならず、要証事実は何であり、その要証事実は事案の核心とどのように関係するのか、他の証拠で代替できないかを具体的に検討し、必要性が認められる範囲に限って採用するという意識が高まっています。また、裁判員の安全確保については、最高裁において、これに関して講じることが考えられる方策等を取りまとめて周知し、各地裁においても、安全確保に関する方策を検討して実施しています。

これらの問題は、事件を担当する裁判体の判断による対応に委ねられている事項（裁判員の不調が窺える場合に休廷等の措置をとるかなど）と、庁としての組織的対応に委ねられている事項（休憩場所や医療的措置の手配、報道対応など）とが密接に関係してくるものであり、裁判部門と司法行政部門の緊密な連携が求められていることにも留意が必要となります。

## エ 裁判員候補者の辞退率・出席率

裁判員制度施行以降、裁判員候補者の辞退率の上昇傾向、出席率の低下傾向が続いていました。このうち、出席率については、事前質問票が期限までに返送されなかった場合の書面での返送依頼など、各地裁において裁判員等選任手続における運用上の工夫が実施され、平成30年以降は好転の兆しが見られました。また、制度施行当初と比較して辞退率が高い水準となる傾向は続いているものの、これまで裁判員の選任に具体的な支障が生じた例はないことも踏まえると、制度の安定的な運用に差し迫った影響を及ぼすレベルには至っていないといえます。

もっとも、裁判員制度の円滑な運営を支えてきた最も基本的な要素の一つが、裁判員制度に対する国民の理解と協力であり、今後も国民の幅広い参加を得るための努力を継続する必要があります。裁判員制度10周年を機に、

各庁において様々な広報活動が実施されていますが、引き続き裁判官や協力いただけた裁判員経験者による出張講義等の裁判広報活動を積極的に行い、裁判員経験者の声を広く届けるなどの地道な努力を続けていくことが求められています。

## 2 その他の事件について

### (1) 裁判員裁判非対象事件について

裁判員裁判の議論、実践を通じた刑事裁判の構造変化は、裁判員裁判非対象事件にも影響を及ぼすものと考えられます。裁判員非対象事件で必要に応じて裁判員裁判のプラクティスを活用するための方策などについて、各庁における取組や現状のあい路を紹介しながら議論され、裁判員非対象事件においても、事案に応じた形で法廷で心証を探る審理を行うべきであり、例えば否認事件においては、必要に応じて争点及び証拠を整理すべきであるとの意見が多く述べられるなどしています。

### (2) 秘匿情報の管理及び逃走事故等の防止について

被害者・証人等特定事項の秘匿をはじめ、秘匿情報に対する配慮を必要とする事件や逃走事故等の防止については、裁判部と事務局が連携し、庁全体で適切な情報管理を行うことが不可欠です。各庁においては、それぞれの実情に応じた事務処理態勢が構築されていると思われますが、これまで見逃されてきた問題点はないか、運用面での緩みはないか、裁判所において秘匿すべき情報の範囲が相当なものとなっているかなどといった問題意識を常に持ちながる、その態勢が機能しているかについて不断の検討が求められています。なお、秘匿情報の管理の在り方については、昨年度も司法研修所及び裁判所職員総合研修所においてそれぞれ取り上げられ、場面に応じて秘匿の趣旨・目的を検討すること、その際は書記官任せにするのではなく、判断権者である裁判官が主体的に関わることが重要であることなどといった議論がな

されたところです。

### (3) 令状関係について

勾留請求や保釈請求に対する判断については、社会的な関心が高いところです。その審査の在り方については、これまでも、各庁において、現場の裁判官同士が令状に関する研究の場を設けて議論を重ねたり、司法研修所において、裁判官を対象とした研究会で令状審査の在り方を取り上げ、裁判官同士が議論する場を設けたりしてきたところですが、保釈の審査手続の在り方、逃亡等防止担保のための適切な保釈条件の定め方などについては、令和2年1月から2月にかけて行われる刑事事件担当裁判官協議会においても議論することが予定されています。令状事件や準抗告事件を担当する民事事件担当裁判官、簡裁の裁判官も含め、今後もこのような議論を幅広く行うなどしながら、引き続き適正な事件処理に取り組んでいく必要があります。

## 3 法律の改正等で裁判所に関係のある主要なものについて

### (1) 裁判員法改正

平成27年に成立した「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律」の附則に設けられた見直し規定に基づき、平成31年1月、法務省内に裁判員制度の施行状況等に関する検討会が設置されました。裁判所としては、同検討会の検討状況も注視しつつ、引き続き、裁判員裁判の適切な運用に努めることが重要となります。

### (2) 刑事訴訟法等の改正

「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が平成28年6月3日に公布され、昨年6月までに順次施行されました。改正法の内容は多岐にわたりますが、主なものは次のとおりです。

- ・裁量保釈の判断に当たっての考慮事項の明確化
- ・通信傍受の対象犯罪の拡大、通信傍受手続の合理化・効率化

- ・証拠の一覧表の交付制度の導入
- ・公判前整理手続の請求権を当事者に付与
- ・類型証拠開示の対象の拡大
- ・証人の氏名・住居の開示に係る措置の導入
- ・公開の法廷における証人の氏名等の秘匿措置の導入
- ・捜査・公判協力型協議・合意制度、刑事免責制度の導入
- ・被疑者国選弁護制度の対象事件の拡充
- ・ビデオリンク方式による証人尋問を同一構内以外の場所に拡充
- ・取調べの録音・録画制度

### (3) 性犯罪に関する刑法の一部改正

平成29年7月13日から、「刑法の一部を改正する法律」（平成29年法律第72号）が施行されています。同法は、強姦罪の構成要件を改めるとともに法定刑の下限を引き上げて強制性交等罪とし、また、監護者性交等罪を新設するなどの罰則整備を行い、さらに、強姦罪等を非親告罪とすることなどを内容とするものです。また、衆議院及び参議院の各法務委員会においては、①裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等について心理学的・精神医学的知見等を踏まえた研修を行うこと、②性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の過程において二次被害の防止に努めること等を内容とした附帯決議がなされています。

今回の改正は、内容が多岐に渡るほか、附則9条において、政府は、施行後3年を目処として、改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされていることもあり、社会の関心も極めて高く、裁判所としても適切な運用が求められているといえます。そこで、性犯罪被害者の心理等を理解す

るための資料として、平成30年3月に、それまでの司法研修所の研究会における専門家の講演録等を取りまとめた「性犯罪被害者の心理等に関する参考資料」（刑事裁判資料第291号）が各庁に配布されました。さらに、昨年10月の司法研修所における研究会において議論が行われるとともに、令和2年1月から2月にかけて行われる刑事事件担当裁判官協議会においても議論することが予定されています。

#### （4）成年年齢の引下げに関する議論状況

公職選挙法改正により選挙権を有する年齢が引き下げられたことなどを踏まえ、平成29年3月からは、法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会において審議が行われています。法制審議会では、単に少年法の適用年齢を18歳に引き下げるだけではなく、刑事司法全般において、若年者をいかに取り扱うべきかという観点から、一定の若年者に対し、刑事処分と保護的な措置の両方をとり得るような制度の在り方等に関する議論がされており、刑事裁判実務にも大きく影響し得るところです。

なお、法制審議会における議論の状況については、法務省のウェブサイトにおいて公開されています。

以上

## 裁判員裁判の実施状況について（制度施行～令和元年10月末・速報）

### 目 次

表 1 罪名別の新受人員の推移	1
表 2 庁別の新受人員、終局人員及び未済人員の推移	2
表 3 罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員及び控訴人員	4
表 4 裁判員候補者名簿記載者数、各段階における裁判員候補者数及び 選任された裁判員・補充裁判員の数の推移	5
表 5 平均審理期間及び公判前整理手続期間の推移（自白否認別）	6
表 6 公判前整理手続期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで） 別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間（自白否認別）	6
表 7 平均実審理期間及び平均開廷回数の推移（自白否認別）	7
表 8 平均取調べ証人数の推移（自白否認別）	8
表 9 平均評議時間の推移（自白否認別）	9

裁判員裁判の実施状況について(制度施行～令和元年10月末・速報)

表1 罪名別的新受人員の推移

	累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (10月末)
総数	14,623	1,196	1,797	1,785	1,457	1,465	1,393	1,333	1,077	1,122	1,090	908
強盗致傷	3,370	295	468	411	329	342	321	290	224	253	281	156
殺人	3,208	270	350	371	313	303	302	303	255	278	250	213
現住建造物等放火	1,434	98	179	167	128	141	136	162	124	105	115	79
覚せい剤取締法違反	1,291	90	153	173	105	105	129	58	67	102	96	213
傷害致死	1,241	70	141	169	146	136	131	107	103	96	82	60
(準)強制わいせつ致死傷	1,123	58	105	105	109	133	131	111	115	90	104	62
(準)強制性交等致死傷	1,007	88	111	137	124	121	91	104	75	65	47	44
強盗・強制性交等	511	61	99	83	59	57	36	34	20	21	24	17
強盗致死(強盗殺人)	349	51	43	37	37	37	27	35	22	19	23	18
偽造通貨行使	251	34	60	30	34	12	4	20	7	13	18	19
危険運転致死	213	13	17	20	27	21	23	28	28	18	7	11
通貨偽造	126	14	18	20	19	17	4	8	6	11	5	4
銃刀法違反	104	13	5	3	4	10	10	15	10	16	16	2
保護責任者遺棄致死	80	7	9	12	4	5	7	5	6	10	11	4
集団(準)強姦致死傷	79	13	2	17	6	9	17	8	1	4	2	-
逮捕監禁致死	63	4	18	21	1	4	3	2	1	5	4	-
組織的犯罪処罰法違反	55	6	5	-	-	3	14	18	1	7	-	1
麻薬待例法違反	30	1	5	3	2	1	1	11	3	2	1	-
爆発物取締罰則違反	17	6	-	-	5	2	-	2	1	1	-	-
身の代金拐取	11	-	3	-	1	1	1	-	3	1	-	1
麻薬取締法違反	9	1	3	1	2	2	-	-	-	-	-	-
拐取者身の代金取得等	6	-	-	-	-	-	-	2	1	-	2	1
その他	45	3	3	5	2	3	5	10	4	5	2	3

(注) 1 延べ人員である。

2 受理後の罰則の変更等により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。

3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。

4 未遂处罚規定のある罪名については、未遂のものを含む。

5 「(準)強制わいせつ致死傷」は、監護者わいせつ致死傷を含む。

6 「(準)強制性交等致死傷」は、監護者性交等致死傷及び平成29年法律第72号による改正前の(準)強姦致死傷を含む。

7 「強盗・強制性交等」は、平成29年法律第72号による改正前の強盗強姦を含む。

8 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律2条に規定する罪である。

9 「銃刀法」は、「銃砲刀剣類所持等取締法」の略である。

10 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。

11 「麻薬待例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。

12 「麻薬取締法」は、「麻薬及び向精神薬取締法」の略である。

13 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

14 速報値である。

表2 庁別的新受人員、終局人員及び未済人員の推移

	累計			平成21年			平成22年			平成23年			平成24年			平成25年			平成26年			平成27年			平成28年			平成29年			平成30年			令和元年(10月末)		
	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済						
総数	13,519	12,593	926	1,142	148	994	1,591	1,530	1,055	1,624	1,568	1,111	1,344	1,526	929	1,329	1,415	843	1,291	1,220	914	1,180	1,206	888	1,008	1,127	769	1,072	993	848	1,050	1,038	870	878	822	926
東京地裁本庁	1,351	1,197	154	98	9	89	149	138	100	138	136	102	120	132	90	119	137	72	127	111	88	104	102	90	86	97	79	139	99	119	129	141	107	142	95	154
東京地裁立川支部	359	341	18	43	4	39	51	54	36	40	40	42	31	48	25	39	38	26	30	35	21	18	21	18	22	20	20	28	24	24	40	33	31	11	24	18
横浜地裁本庁	624	580	44	41	3	38	82	65	55	88	84	59	59	81	37	62	61	38	54	51	41	58	57	42	48	58	32	34	35	31	58	39	50	40	46	44
横浜地裁小田原支部	114	110	4	9	2	7	9	12	4	20	12	12	6	14	4	14	8	10	14	18	6	12	15	3	7	5	5	10	9	6	10	9	7	3	6	4
さいたま地裁本庁	660	619	41	59	7	52	74	68	58	67	77	48	91	79	60	55	77	38	71	58	51	63	64	50	63	66	47	40	61	26	34	34	26	43	28	41
千葉地裁本庁	1,424	1,291	133	115	14	101	175	143	133	194	202	125	118	166	77	128	128	77	149	121	105	102	136	71	97	92	76	115	85	106	100	120	86	131	84	133
水戸地裁本庁	305	276	29	22	1	21	38	48	11	29	25	15	28	29	14	27	27	14	27	24	17	34	25	26	24	32	18	34	22	30	22	27	25	20	16	29
宇都宮地裁本庁	209	202	7	16	1	15	26	26	15	26	26	15	23	26	12	36	30	18	19	23	14	16	18	12	10	16	6	13	12	7	18	12	13	6	12	7
前橋地裁本庁	201	193	8	21	1	20	22	33	9	24	20	13	31	29	15	9	17	7	15	12	10	12	13	9	18	17	10	20	17	13	20	21	12	9	13	8
静岡地裁本庁	81	77	4	4	-	4	8	9	3	12	8	7	10	10	7	5	7	5	8	9	4	9	9	4	5	5	4	13	7	10	4	11	3	3	2	4
静岡地裁沼津支部	108	104	4	11	2	9	13	14	8	16	13	11	11	16	6	8	7	7	16	7	16	7	11	12	7	13	6	10	9	7	3	9	1	6	3	4
静岡地裁浜松支部	87	79	8	5	1	4	8	6	6	8	7	7	9	11	5	10	7	8	10	11	7	9	7	9	9	4	5	6	7	3	8	4	5	3	6	
甲府地裁本庁	108	100	8	8	2	6	10	9	7	15	12	10	12	16	6	9	12	3	11	9	5	4	9	-	9	6	3	7	6	4	12	8	8	11	11	8
長野地裁本庁	78	75	3	11	1	10	12	14	8	10	11	7	8	12	3	4	4	3	10	6	7	5	8	4	1	4	1	11	6	6	3	8	1	3	1	3
長野地裁松本支部	66	60	6	7	1	6	9	7	8	7	11	4	6	6	4	7	8	3	6	7	2	2	2	5	3	4	9	4	9	3	8	4	5	3	6	
新潟地裁本庁	116	108	8	7	-	7	17	17	7	20	14	13	10	16	7	8	12	3	12	9	6	8	9	5	6	9	2	11	6	7	9	7	8	7		
大阪地裁本庁	1,173	1,089	84	108	12	96	119	126	89	130	113	106	123	123	106	122	134	94	107	120	81	113	103	91	82	112	61	90	85	66	97	81	82	82	80	84
大阪地裁堺支部	297	287	10	29	1	28	43	38	33	42	41	34	31	41	24	35	37	22	22	28	16	20	21	15	27	23	19	17	23	13	17	20	10	14	14	10
京都地裁本庁	267	246	21	20	3	17	35	22	30	28	35	23	40	29	34	27	36	25	28	31	22	16	23	15	20	20	15	16	15	16	16	17	15	21	15	21
神戸地裁本庁	402	382	20	31	4	27	52	48	31	36	43	24	44	38	30	47	43	34	30	39	25	43	42	26	21	33	14	36	28	22	39	33	28	23	31	20
神戸地裁姫路支部	115	108	7	20	1	19	12	19	12	9	14	7	7	9	5	10	6	9	7	9	7	14	7	14	6	14	6	12	11	7	11	8	10	7	10	7
奈良地裁本庁	109	106	3	9	4	5	11	7	9	13	11	11	17	18	10	6	8	8	12	10	10	15	13	12	5	10	7	8	10	5	10	9	6	3	6	3
大津地裁本庁	143	134	9	18	6	12	10	12	10	17	18	9	16	14	11	15	17	9	6	10	5	14	8	11	7	14	13	8	20	15	13	6	10	9		
和歌山地裁本庁	96	91	5	10	2	8	19	18	9	11	11	9	7	7	9	12	11	10	8	6	12	4	10	6	10	4	12	7	9	10	6	9	7	2	4	5
名古屋地裁本庁	589	558	31	63	4	59	67	74	52	88	77	63	53	73	43	38	43	38	64	49	53	53	63	43	62	56	49	35	57	27	32	29	30	34	33	31
名古屋地裁岡崎支部	188	181	7	13	1	12	21	18	15	25	21	19	25	25	19	16	28	7	26	11	22	17	31	8	15	20	3	10	5	8	12	9	11	8	12	7
津地裁本庁	143	136	7	7	1	6	16	12	10	25	15	20	19	24	15	14	20	9	12	13	8	12	12	8	5	8	5	15	11	9	8	11	6	10	9	
岐阜地裁本庁	181	165	16	17	4	13	25	21	17	18	23	12	15	19	8	30	19	19	13	22	10	21	15	16	7	16	7	9	11	5	10	7	8	16	8	16
福井地裁本庁	64	64	-	3	1	2	7	4	5	12	7	10	4	10	4	4	7	1	9	6	4	10	6	8	5	7	6	3	8	1	6	2	5	1	6	
金沢地裁本庁	71	68	3	7	-	7	10	8	9	10	11	8	7	11	4	7	8	3	3	5	1	8	1	8	3	9	2	5	3	4	8	5	7	3	7	3
富山地裁本庁	56	47	9	1	1	-	10	7	3	8	4	7	5	9	3	7	5	5	1	5	1	3	3	1	5	1	5	6	4	8	3	9	3	9		

裁判員裁判の実施状況について(制度施行～令和元年10月末・速報)

	累計			平成21年			平成22年			平成23年			平成24年			平成25年			平成26年			平成27年			平成28年			平成29年			平成30年			令和元年(10月末)			
	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済				
広島地裁本庁	289	269	20	23	4	19	36	24	31	33	34	30	29	36	23	39	31	31	23	36	18	31	28	24	16	22	13	16	22	12	28	9	31	12	23	20	
山口地裁本庁	98	92	6	7	2	5	8	11	2	11	5	8	15	15	8	5	8	5	5	4	6	7	8	5	6	8	3	14	15	4	12	10	6	8	8	6	
岡山地裁本庁	203	189	14	13	3	10	27	16	21	27	29	19	11	21	9	26	21	14	26	20	20	11	19	12	19	17	14	15	17	12	15	18	9	13	8	14	
鳥取地裁本庁	34	33	1	5	2	3	2	3	2	4	3	3	—	2	1	4	1	4	5	6	3	6	5	4	3	1	3	—	2	1	2	3	4	1			
松江地裁本庁	29	28	1	3	1	2	1	2	1	4	3	2	4	4	2	5	4	3	4	5	2	1	2	1	3	1	—	1	1	1	1	2	2	1			
福岡地裁本庁	510	449	61	43	5	38	61	64	35	56	56	35	34	46	23	36	43	16	54	38	32	41	46	39	52	24	53	58	37	74	40	50	64	32	35	61	
福岡地裁小倉支部	197	193	4	10	—	10	17	22	5	14	14	5	18	11	12	22	21	13	34	23	24	27	35	16	22	5	13	17	18	12	14	17	9	2	7	4	
佐賀地裁本庁	73	73	—	7	1	6	5	9	2	8	6	4	11	10	5	13	14	4	9	6	7	3	8	2	11	5	8	5	9	4	1	5	—	—	—		
長崎地裁本庁	70	70	—	14	2	12	6	15	3	8	5	6	8	11	3	7	7	3	7	7	3	4	3	4	3	5	2	7	3	6	6	5	7	—	7	—	
大分地裁本庁	95	94	1	6	1	5	13	11	7	16	17	6	15	12	9	11	17	3	8	7	4	8	7	5	4	6	3	4	4	3	8	6	5	2	6	1	
熊本地裁本庁	126	123	3	13	4	9	13	17	5	20	11	14	12	18	8	19	19	8	8	11	5	9	7	7	8	6	11	9	8	12	9	11	2	10	3		
鹿児島地裁本庁	165	156	9	19	3	16	17	20	13	29	26	16	6	20	2	22	12	12	20	16	16	11	15	9	13	12	10	8	11	7	7	9	5	13	9	9	
宮崎地裁本庁	85	81	4	6	2	4	9	9	4	11	8	7	14	12	9	2	9	2	14	4	12	3	11	4	7	6	5	7	7	5	8	7	6	4	6	4	
那覇地裁本庁	183	173	10	15	1	14	18	24	8	16	19	5	11	13	3	16	12	7	20	16	11	29	17	23	18	28	13	17	17	13	9	17	5	14	9	10	
仙台地裁本庁	173	168	5	18	6	12	28	29	11	26	17	20	13	21	12	16	21	7	8	10	5	17	11	11	15	15	11	12	16	7	13	14	6	7	8	5	
福島地裁本庁	63	62	1	2	1	1	7	4	4	16	16	4	2	4	2	4	3	3	7	9	1	7	7	1	7	5	3	8	9	2	2	3	1	1	1		
福島地裁郡山支部	118	114	4	14	2	12	24	21	15	11	22	4	10	7	7	9	11	5	7	11	1	11	4	8	12	11	9	7	7	11	5	10	10	5	3	4	4
山形地裁本庁	75	72	3	5	1	4	10	8	6	9	11	4	15	5	14	10	17	7	3	7	3	6	3	6	6	8	4	8	6	6	—	6	—	3	—	3	
盛岡地裁本庁	51	46	5	2	—	2	6	4	4	7	6	5	5	6	4	10	9	5	2	5	2	4	3	3	3	2	4	1	5	4	2	5	2	5			
秋田地裁本庁	67	62	5	3	1	2	5	3	4	4	4	4	8	7	5	7	7	5	6	7	4	7	5	6	6	7	5	6	5	11	7	9	4	8	5		
青森地裁本庁	115	103	12	7	2	5	23	17	11	11	15	7	23	13	17	9	19	7	4	9	2	10	6	6	3	7	2	6	3	5	9	5	9	10	7	12	
札幌地裁本庁	317	294	23	30	4	26	39	35	30	30	37	23	25	34	14	39	28	25	24	29	20	30	28	22	23	31	14	14	21	7	36	24	19	27	23	23	
函館地裁本庁	56	54	2	2	—	2	6	5	3	7	7	3	6	6	3	7	8	2	4	2	4	6	6	4	8	7	5	4	6	3	3	3	3	3	3	4	2
旭川地裁本庁	60	58	2	5	—	5	6	6	5	4	8	1	7	4	4	7	1	4	4	1	8	7	2	8	3	7	3	6	4	11	9	6	—	4	2		
釧路地裁本庁	74	72	2	2	—	2	6	3	5	12	11	6	12	10	8	11	15	4	1	5	—	11	5	6	7	8	5	4	6	3	4	6	1	4	3	2	
高松地裁本庁	126	120	6	7	1	6	19	18	7	16	13	10	13	16	7	10	13	4	19	14	9	9	10	8	10	13	5	11	11	5	4	7	2	8	4	6	
徳島地裁本庁	91	83	8	7	2	5	5	7	3	7	8	2	7	7	2	10	8	4	7	7	4	11	6	9	8	12	5	9	7	7	12	9	10	8	10	8	
高知地裁本庁	66	63	3	13	1	12	3	14	1	6	5	2	3	4	1	8	5	4	7	6	5	7	8	4	6	8	2	7	4	5	4	6	3	2	2	3	
松山地裁本庁	125	125	—	8	2	6	11	12	5	9	10	4	21	10	15	18	23	10	24	21	13	13	19	7	7	10	4	8	7	5	4	7	2	2	4	—	

(注) 1 実人員である。

2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

3 訴因変更により裁判員裁判対象事件となった事件は、訴因変更決定日ではなく、起訴日をもって新受権の当該箇所に計上した。

4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

5 概数である。

表3 罪名別・量刑分布別(終局区分別を含む)の終局人員及び控訴人員

終局人員	終局区分別																		控訴人員	控訴率(%)					
	有																								
	有 期 惩 役																								
3年以下																									
	有罪人員	無期懲役	死刑	30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	実刑	一部うち一部執行猶予	全部執行猶予	全部うちうち執行猶予	罰金	刑の免除	無罪	減免へ移送	その他						
総数	12,593	12,224	37	237	115	157	527	1,309	2,434	2,372	2,141	751	12	12	2,132	1,139	5	3	6	1	108	12	249	4,494	36.4
殺人	2,881	2,813	17	78	55	70	300	511	383	359	318	172	-	-	650	232	-	-	-	19	2	47	986	34.8	
強盗致傷	2,569	2,574	-	-	1	4	30	146	560	735	668	104	1	1	326	217	-	-	-	10	3	82	952	36.8	
傷害致死	1,223	1,192	-	-	2	4	3	90	303	296	263	91	-	-	140	32	-	-	-	21	2	8	475	39.1	
現住建造物等放火	1,205	1,175	-	2	2	2	15	36	59	152	301	125	2	2	481	310	-	-	-	7	-	23	246	20.8	
貪せい利取締法違反	1,041	987	-	-	1	7	43	139	534	220	28	10	-	-	5	2	-	-	-	42	-	12	525	51.0	
(準)強制けられせつ致死傷	846	839	-	-	-	1	4	13	36	79	219	135	7	7	352	239	-	-	-	-	-	7	170	20.3	
(準)強害致死傷	720	691	-	2	13	17	34	117	171	185	109	18	1	1	25	18	-	-	-	1	-	28	306	44.2	
麻薬特例法違反	340	339	-	-	-	1	7	32	102	137	55	3	-	-	2	1	-	-	-	-	-	1	151	44.5	
強盗致死(強盗犯人)	314	307	20	145	21	19	32	47	17	6	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	4	196	63.2		
強盗強姦	278	260	-	7	19	24	34	78	71	20	5	1	-	-	1	1	-	-	-	-	18	114	43.8		
危険運転致死	204	202	-	-	-	4	4	24	77	50	29	12	-	-	2	1	-	-	-	2	-	85	42.1		
偽造偽行	170	166	-	-	-	-	-	-	1	2	31	20	-	-	112	35	-	-	-	-	-	4	19	11.4	
保種責任者遺棄致死	76	72	-	-	-	-	-	4	9	18	17	8	-	-	16	6	-	-	-	2	-	2	25	33.8	
傷害	75	75	-	-	-	-	-	2	3	17	17	1	1	36	16	-	-	-	-	-	-	24	32.0		
統力法違反	75	72	-	-	-	-	-	12	11	26	18	2	-	3	1	-	-	-	3	35	48.6				
集団(準)強姦致死傷	66	63	-	1	-	2	8	8	25	12	3	1	-	-	3	3	-	-	-	2	1	33	52.4		
迷山監禁致死傷	56	66	-	-	-	-	7	14	12	13	7	-	-	13	2	-	-	-	-	-	-	27	40.9		
(P)強制性交致死傷	63	60	-	-	-	1	1	8	14	19	9	3	-	5	4	-	-	-	1	1	1	28	45.9		
過貨偽造	40	36	-	-	-	-	-	-	-	8	3	-	-	25	6	-	-	-	4	2	5.6				
窃盗	39	39	-	-	-	-	3	4	5	11	10	3	-	3	1	-	-	-	-	-	16	41.0			
(準)強姦	32	32	-	-	-	-	1	6	13	7	3	1	-	4	1	-	-	-	-	-	10	31.3			
強盗・強制性交等	27	25	-	-	-	1	14	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	12	46.2			
組織的犯罪防除法違反	16	14	-	2	-	-	5	2	-	2	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	10	66.7			
窃盗	15	15	-	-	-	-	-	1	1	3	3	3	-	7	2	-	-	-	-	-	3	20.0			
爆発物取締則違反	13	12	-	-	1	1	1	4	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	7	58.3				
麻薬取締法違反	11	11	-	-	-	-	-	4	3	3	-	1	-	-	-	-	-	-	5	45.5					
窃取者身の代金取得等	9	9	-	-	-	-	-	3	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	3	33.3					
自殺闇号及び間意殺人	8	8	-	-	-	-	-	-	-	2	3	-	-	3	-	-	-	-	1	12.5					
過失運転致死	7	7	-	-	-	-	-	-	3	1	-	-	-	3	1	-	-	-	3	42.9					
迷走物等以外放火	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	5	2	-	-	-	-	2	33.3				
激発物破裂	6	6	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	3	2	-	-	-	1	16.7					
暴行	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	5	-	2	33.3					
非現住建造物等放火	5	5	-	-	-	-	2	-	-	2	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-			
海賊行為処罰法違反	5	4	-	-	-	-	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	100.0				
(準)強制性交等	3	3	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	33.3					
死体損壊等	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	1	33.3					
身の代金拘取	3	3	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-				
間脱法違反	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-	-	-	-	3	100.0					
道路交通法違反	3	3	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	2	66.7					
迷走物等延焼	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	1	50.0					
(準)強制けられせつ	2	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	1	-	-	-	1	50.0					
集団(準)強姦	2	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	100.0					
詐欺	2	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	50.0					
ガス漏出等致死	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
電気車転覆	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0					
乗務上過失致死	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
過失致死	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	1	100.0					
保種責任者遺棄等	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-					
常利退院等	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
常習犯犯姦	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
恐喝	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-				
公用文書毀棄	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1	-	-	-	100.0			
大麻取締法違反	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
危険運転致死	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
迷走車両アコール等飲食運転免責	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
出人國管理及び難民認定法違反	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0				

(注) 1 実人員である。

2 「その他」は、免訴、公訴棄却、移送(少年法55条による家裁移送を除く。)等である。

3 未遂犯罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。

4 有罪(一部無罪を含む。)の場合は既訴罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判対象事件の罪名(裁判員裁判対象事件が複数あるときは、法定刑が最も重いものを)を、それぞれ記上した。

5 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰則の変更等の場合などにおいては、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。

6 禁錫刑について、別の一部執行猶予が宣告された人員はない。

7 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に対する不正行為を防ぐための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。

8 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する罪である。

9 「統力法」は、「統力剤類所持等取締法」の略である。

10 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。

11 「麻薬取締法」は、「麻薬及び向精神薬取締法」の略である。

12 「海賊行為処罰法」は、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」の略である。

13 「過失運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する罪である。

14 「危険運転致死」は、自転車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する罪である。

15 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

16 裁判員裁判に因する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は回付された人員を除く

17 選報員である。

表4 裁判員候補者名簿記載者数、各段階における裁判員候補者数及び選任された裁判員・  
補充裁判員の数の推移

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (10月末)
イ	裁判員候補者名簿記載者数	2,897,606	295,036	344,900	315,940	285,530	259,200	236,500	233,800	229,200	233,600	230,600	233,300
ロ	名簿使用率(%) (「ハ」/「イ」)	43.8	4.5	36.7	41.7	47.5	52.2	52.0	56.8	55.8	51.4	55.3	40.6
ハ	選定された裁判員候補者数	1,268,527 [102.7]	13,423 [94.5]	126,465 [84.0]	131,880 [86.5]	135,535 [90.4]	135,207 [97.5]	123,059 [102.4]	132,831 [112.4]	127,811 [115.8]	120,187 [124.4]	127,490 [124.1]	94,639 [117.6]
ニ	調査票により辞退等が認められた裁判員候補者数	374,975	3,785	32,245	37,771	38,488	39,666	36,755	40,755	39,485	36,011	39,703	30,311
ホ	期日の通知・質問票を送付した裁判員候補者数 (「ハ」-「ニ」)	893,552 [72.4]	9,638 [67.9]	94,220 [62.6]	94,109 [61.7]	97,047 [64.7]	95,541 [68.9]	86,304 [71.8]	92,076 [77.9]	88,326 [80.0]	84,176 [87.1]	87,787 [85.5]	64,328 [79.9]
ヘ	質問票により辞退等が認められた裁判員候補者数	404,801	3,185	34,147	37,756	42,443	43,451	40,351	43,806	41,563	41,707	44,907	31,485
ト	選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者数 (「ホ」-「ヘ」)	488,751	6,453	60,073	56,353	54,604	52,090	45,953	48,270	46,763	42,469	42,880	32,843
チ	選任手続期日に出席した裁判員候補者数	352,593 [28.6]	5,415 [38.1]	48,422 [32.2]	44,150 [29.0]	41,543 [27.7]	38,527 [27.8]	32,833 [27.3]	32,598 [27.6]	30,313 [27.5]	27,152 [28.1]	28,961 [28.2]	22,679 [28.2]
リ	(「チ」/「ハ」) 出席率(%)	27.8	40.3	38.3	33.5	30.7	28.5	26.7	24.5	23.7	22.6	22.7	24.0
リ	(「チ」/「ト」)	72.1	83.9	80.6	78.3	76.1	74.0	71.4	67.5	64.8	63.9	67.5	69.1
ヌ	選任手続期日当日に辞退等により不選任決定がされた裁判員候補者数	94,273	1,326	11,850	11,308	10,933	11,055	9,321	9,150	8,324	7,528	7,498	5,980
ル	(a) 辞退が認められた裁判員候補者の総数	796,698	7,134	66,977	77,909	83,426	85,615	79,288	86,201	82,647	79,284	85,484	62,733
ル	(b) 辞退率(%) (「ル(a)」/「ハ」)	62.8	53.1	53.0	59.1	61.6	63.3	64.4	64.9	64.7	66.0	67.1	66.3
ヲ	くじの母数となった候補者数に、理由なし不選任数を加えたもの	302,337 [24.5]	4,802 [33.8]	42,559 [28.3]	38,274 [25.1]	35,785 [23.9]	32,586 [23.5]	27,703 [23.0]	27,554 [23.3]	25,678 [23.3]	22,954 [23.8]	24,853 [24.2]	19,589 [24.3]
ワ	選任された裁判員の数	70,992	838	8,673	8,816	8,633	7,937	6,938	6,768	6,363	5,536	5,905	4,585
カ	選任された補充裁判員の数	24,113	346	3,067	2,988	2,906	2,622	2,333	2,293	2,140	1,896	1,989	1,533

(注) 1 「イ」は刑事局の集計結果であり、平成29年以降は、実際には裁判員候補者に選ばれない18歳及び19歳の者が含まれる。なお、18歳及び19歳の者については、名簿調製後直ちに消除されるため「ハ」には含まれない。

2 「ハ」ないし「ヲ」は延べ人員であり、速報値である。

3 「二」及び「ヘ」には、辞退が認められたもののほか、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置又は呼出取消しがされたものが含まれ、更に前者には、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。

4 「ト」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれる。

5 「ヌ」には、理由あり不選任決定(裁判員法34条4項)、辞退による不選任決定(同法34条7項)、理由なし不選任決定(同法36条)及び質問なし不選任決定(同規則35条2項、3項)がされたものを含み、くじ等による不選任決定(同法37条3項)がされたものは含まない。

6 「ル(a)」のうち、平成21年及び平成22年の人數には、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置がされたもの、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。

7 「ワ」及び「カ」は実人員であり、概数である。

8 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。

9 「」は、判決人員(累計12,346人、平成21年142人、平成22年1,506人、平成23年1,525人、平成24年1,500人、平成25年1,387人、平成26年1,202人、平成27年1,182人、平成28年1,104人、平成29年966人、平成30年1,027人、令和元年(平成31年)805人)1人当たりの平均である。なお、判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。

表5 平均審理期間及び公判前整理手続期間の推移（自白否認別）

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年(10月末)
総数	判決人員	12,346	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202	1,182	1,104	966	1,027	805
	平均審理期間(月)	9.2	5.0	8.3	8.9	9.3	8.9	8.7	9.2	10.0	10.1	10.1	10.1
	公判前整理手続期間の平均(月)	7.1	2.8	5.4	6.4	7.0	6.9	6.8	7.4	8.2	8.3	8.2	8.3
	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.1	2.2	2.9	2.5	2.3	2.0	1.9	1.8	1.8	1.8	1.9	1.8
自白	判決人員	6,691	114	970	885	806	725	644	623	568	449	496	411
	平均審理期間(月)	7.4	4.8	7.4	7.3	7.2	7.1	7.0	7.4	8.0	7.9	7.7	7.9
	公判前整理手続期間の平均(月)	5.5	2.8	4.6	5.0	5.2	5.4	5.4	5.8	6.5	6.4	6.1	6.3
	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	1.9	2.0	2.8	2.3	2.0	1.7	1.6	1.6	1.5	1.5	1.6	1.6
否認	判決人員	5,655	28	536	640	694	662	558	559	536	517	531	394
	平均審理期間(月)	11.3	5.6	9.8	10.9	11.7	10.9	10.6	11.2	12.1	12.1	12.3	12.3
	公判前整理手続期間の平均(月)	9.0	3.1	6.8	8.3	9.1	8.5	8.5	9.1	10.1	10.0	10.0	10.3
	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.3	2.5	3.0	2.6	2.6	2.4	2.1	2.1	2.0	2.1	2.3	2.0

(注) 1 判決人員は実人員である。

2 「公判前整理手続期間の平均(月)」は、裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等を除外して算出した。

3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。

4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

5 速報値である。

表6 公判前整理手続期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで）別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間（自白否認別）

判決人員	公判前整理手続期間													平均公判前整理手続期間				
	15日以内	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	9月以内	1年以内	1年3月以内	1年6月以内	1年9月以内	2年以内	2年3月以内	2年6月以内	2年9月以内				
総数	12,182	-	7	235	878	5,224	3,058	-1,472	715	294	121	78	41	21	16	5	17	7.1月
自白	6,590	-	6	204	775	3,670	1,351	378	132	44	13	12	3	2	-	-	-	5.5月
否認	5,592	-	1	31	103	1,554	1,707	1,094	583	250	108	66	38	19	16	5	17	9.0月

(注) 1 実人員である。

2 裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等があるため、判決人員は他の表と異なる。

3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。

4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

5 速報値である。

表7 平均実審理期間及び平均開廷回数の推移（自白否認別）

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (10月末)
総数	判決人員	12,346	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202	1,182	1,104	966	1,027	805
	平均実審理期間(日)	8.2	3.7	4.9	6.2	7.4	8.1	8.2	9.4	9.5	10.6	10.8	10.4
	平均開廷回数(回)	4.5	3.3	3.8	4.1	4.5	4.5	4.5	4.7	4.6	4.9	4.8	4.7
自白	判決人員	6,691	114	970	885	806	725	644	623	568	449	496	411
	平均実審理期間(日)	5.6	3.5	4.0	4.5	5.0	5.8	5.9	6.2	6.7	7.2	7.3	6.8
	平均開廷回数(回)	3.7	3.2	3.5	3.6	3.7	3.8	3.8	3.8	3.8	3.9	3.9	3.8
否認	判決人員	5,655	28	536	640	694	662	558	559	536	517	531	394
	平均実審理期間(日)	11.2	4.7	6.6	8.5	10.1	10.5	10.8	13.0	12.6	13.5	14.0	14.1
	平均開廷回数(回)	5.3	3.7	4.4	4.9	5.5	5.4	5.3	5.6	5.6	5.8	5.7	5.6

(注) 1 判決人員は実人員である。

2 実審理期間は、第1回公判期日から終局（判決宣告）までの期間であり、審理等が行われなかった日や土日祝日を含む。最長のものは207日であり、最短のものは2日である。

なお、次の事件は、(1)～(3)の方法により算出した。

(1) 区分審理を行ったものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間の合計を実審理期間とした。

(2) 裁判官のみで第1回公判を開いた後、裁判員裁判対象事件で追起訴があったため裁判員の参加する合議体で審理されて終局したものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。

(3) 東日本大震災の影響等で公判期日が延期され、裁判員が解任されたものについては、改めて選任された裁判員の参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。

3 開廷回数には、裁判官のみで行われた公判の回数を含む。

4 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。

5 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

6 速報値である。

表8 平均取調べ証人数の推移（自白否認別）

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (10月末)
総数	判決件数	11,588	138	1,423	1,442	1,415	1,294	1,131	1,104	1,037	900	958	746
	取調べ証人実人数	2.8	1.6	2.1	2.3	3.0	2.9	2.9	3.0	3.1	3.1	3.1	2.8
	検察官請求証人数	1.8	0.7	1.1	1.3	2.0	2.0	2.0	2.1	2.1	2.2	2.2	1.9
	弁護人側請求証人数	1.3	1.1	1.3	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2
自白	判決件数	6,223	110	905	818	753	662	602	579	532	417	463	382
	取調べ証人実人数	1.7	1.4	1.5	1.5	1.8	1.9	1.9	2.0	1.9	1.9	1.8	1.7
	検察官請求証人数	0.7	0.5	0.4	0.4	0.8	0.8	1.0	1.0	0.9	0.9	0.8	0.7
	弁護人側請求証人数	1.2	1.0	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.2	1.1
否認	判決件数	5,365	28	518	624	662	632	529	525	505	483	495	364
	取調べ証人実人数	4.0	2.4	3.3	3.4	4.3	4.1	4.1	4.2	4.3	4.2	4.4	4.0
	検察官請求証人数	3.1	1.2	2.3	2.5	3.4	3.1	3.2	3.3	3.4	3.3	3.6	3.1
	弁護人側請求証人数	1.3	1.3	1.3	1.2	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.3

(注) 1 裁判員の参加した合議体により審理終局した事件ごとの件数建てである。

2 証人の数は、相被告人のみの関係で取り調べた証人を含む。

3 双方請求の場合には、「検察官請求証人数」及び「弁護人側請求証人数」に重複して計上した。

4 「取調べ証人実人数」には、職権で取り調べた証人を含む。

5 判決件数には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。

6 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

7 概数である。

表9 平均評議時間の推移（自白否認別）

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (10月末)
総数	判決人員	12,346	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202	1,182	1,104	966	1,027	805
	平均評議時間(分)	655.4	397.0	504.4	564.1	619.8	630.1	674.9	719.6	731.9	760.3	778.3	755.5
自白	判決人員	6,691	114	970	885	806	725	644	623	568	449	496	411
	平均評議時間(分)	509.7	377.3	438.7	468.4	475.2	498.1	532.2	541.9	560.1	580.3	583.9	570.2
否認	判決人員	5,655	28	536	640	694	662	558	559	536	517	531	394
	平均評議時間(分)	827.8	477.3	623.4	696.3	787.7	774.6	839.6	917.7	914.1	916.6	959.8	948.8

- (注) 1 判決人員は実人員である。  
 2 評議時間には、中間評議に要した時間を含まない。  
 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。  
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
 5 速報値である。

## 参考統計表

第1表 通常訴訟事件、略式請求事件の処理状況	(平成21年～30年) 一高裁・地裁・簡裁	1	
〔参考グラフ〕通常訴訟事件、略式請求事件の推移			
(平成21年～30年) 一高裁・地裁・簡裁		1	
〔参考グラフ〕通常第一審事件の新受人員の推移		(昭和24年～平成30年) 一地裁	2
第2表 長期係属実人員の長期化事由別内訳	(平成21年～30年) 一高裁・地裁	3	
第3表 事案複雑等を事由として審理期間が2年を超える長期係属事件の 合議(法定・裁定)・単独別、罪名別審理長期化の事由	(平成30年末現在) 一地裁	3	
〔参考グラフ〕事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移			
(平成11年～30年各年末現在) 一高裁・地裁・簡裁		4	
第4表 被告者段階の国選弁護人請求の処理状況	(平成21年～30年) 一地裁・簡裁	5	
第5表 通常第一審において弁護人が選任された人員	(平成21年～30年) 一地裁・簡裁	6	
第6表 通常第一審における終局事件の自白・否認別平均審理期間、平均開廷回数、 平均開廷間隔及び平均取調べ証人数	(平成21年～30年) 一地裁・簡裁	7	
第7-1表 通常第一審における終局人員の審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔	(平成21年～30年) 一地裁	8	
第7-2表 通常第一審における終局人員の審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔	(平成21年～30年) 一簡裁	9	
第8表 通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員	(平成21年～30年) 一地裁・簡裁	10	
〔参考グラフ〕通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員の推移			
(平成21年～30年) 一地裁		10	
第9表 通常第一審における被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件の言語別終局人員	(平成26年～30年) 一地裁・簡裁	11	
第10表 簡易公判手続決定人員と決定取消人員	(平成21年～30年) 一地裁・簡裁	12	
第11表 刑訴法332条による移送人員	(平成21年～30年) 一簡裁	12	
第12表 即決裁判手続により審判が行われた人員	(平成21年～30年) 一地裁・簡裁	13	
第13表 控訴申立人員及び控訴率	(平成21年～30年) 一地裁・簡裁	14	
第14表 犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度の実施状況	(平成21年～30年) 一高・地・簡裁総数	15	
第15-1表 通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況(処断罪名別)	(平成30年) 一地・簡裁総数	16	
第15-2表 通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況(年別)	(平成21年～30年) 一地・簡裁総数	16	
第16表 刑事損害賠償命令事件の処理状況	(平成20年12月～30年) 一地裁	17	
第17表 刑事損害賠償命令事件の終局区分別終局件数	(平成20年12月～30年) 一地裁	17	
第18表 逮捕状の請求と発付等	(昭和55、60年、平成2, 7, 12, 17, 22, 26～30年) 一簡裁・地裁	18	
第19表 差押・記録命令付差押・検証(許可)状・検証許可状の請求と発付等	(昭和55、60年、平成2, 7, 12, 17, 22, 26～30年) 一簡裁・地裁	19	
第20表 勾留請求と勾留状の発付等	(昭和55、60年、平成2, 7, 12, 17, 22, 26～30年) 一簡裁・地裁	20	
第21表 通常第一審における勾留、保釈請求、保釈人員及びその割合	(昭和55、60年、平成2, 7, 12, 17, 22, 26～30年) 一簡裁・地裁	21	
第22表 準抗告事件の処理状況	(平成21年～30年) 一地裁	22	
第23表 医療観察処遇事件における終局区分	(平成17年～30年) 一地裁	23	
最高裁判所事務総局刑事局			
(平成31年3月19日作成)			

第1表 通常訴訟事件、略式請求事件の処理状況

(平成21年～30年) 一高裁・地裁・簡裁

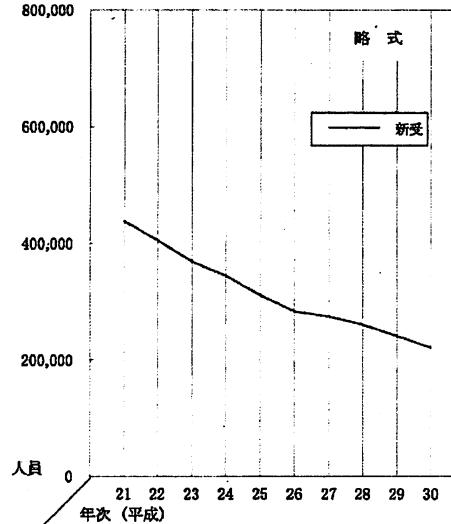
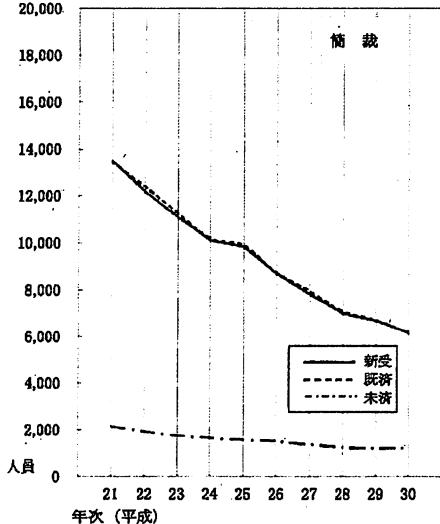
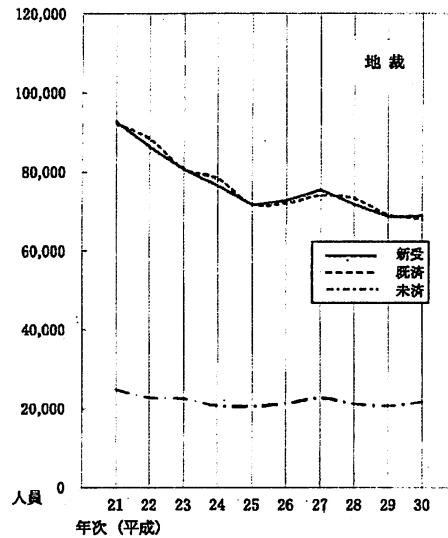
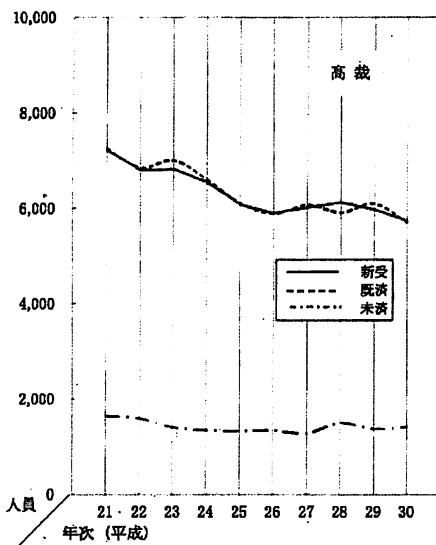
区分	通常訴訟事件									略式命令 請求事件 (新受人員)
	高裁			地裁			簡裁			
年次	新受人員	既済人員	未済人員	新受人員	既済人員	未済人員	新受人員	既済人員	未済人員	
平成21年	7,229	7,258	1,643	92,777	92,324	24,831	13,506	13,496	2,141	438,435
22	6,803	6,856	1,590	86,387	88,399	22,819	12,164	12,382	1,923	406,070
23	6,824	7,006	1,408	80,608	80,888	22,539	11,113	11,284	1,752	369,670
24	6,556	6,619	1,345	76,588	78,395	20,732	10,105	10,202	1,655	345,150
25	6,091	6,108	1,328	71,771	71,904	20,599	9,842	9,912	1,585	312,248
26	5,905	5,890	1,343	72,776	72,115	21,260	8,694	8,758	1,521	284,342
27	6,017	6,078	1,282	75,566	74,112	22,714	7,821	7,957	1,385	275,994
28	6,124	5,910	1,496	71,900	73,359	21,255	6,991	7,117	1,259	262,491
29	6,976	6,098	1,374	68,830	69,296	20,789	6,681	6,724	1,216	242,970
30	5,750	5,710	1,414	69,028	68,163	21,654	6,197	6,167	1,246	222,478

(注) 1 延べ人員（同一被告人につき別件が係属した都度累積計上）である。

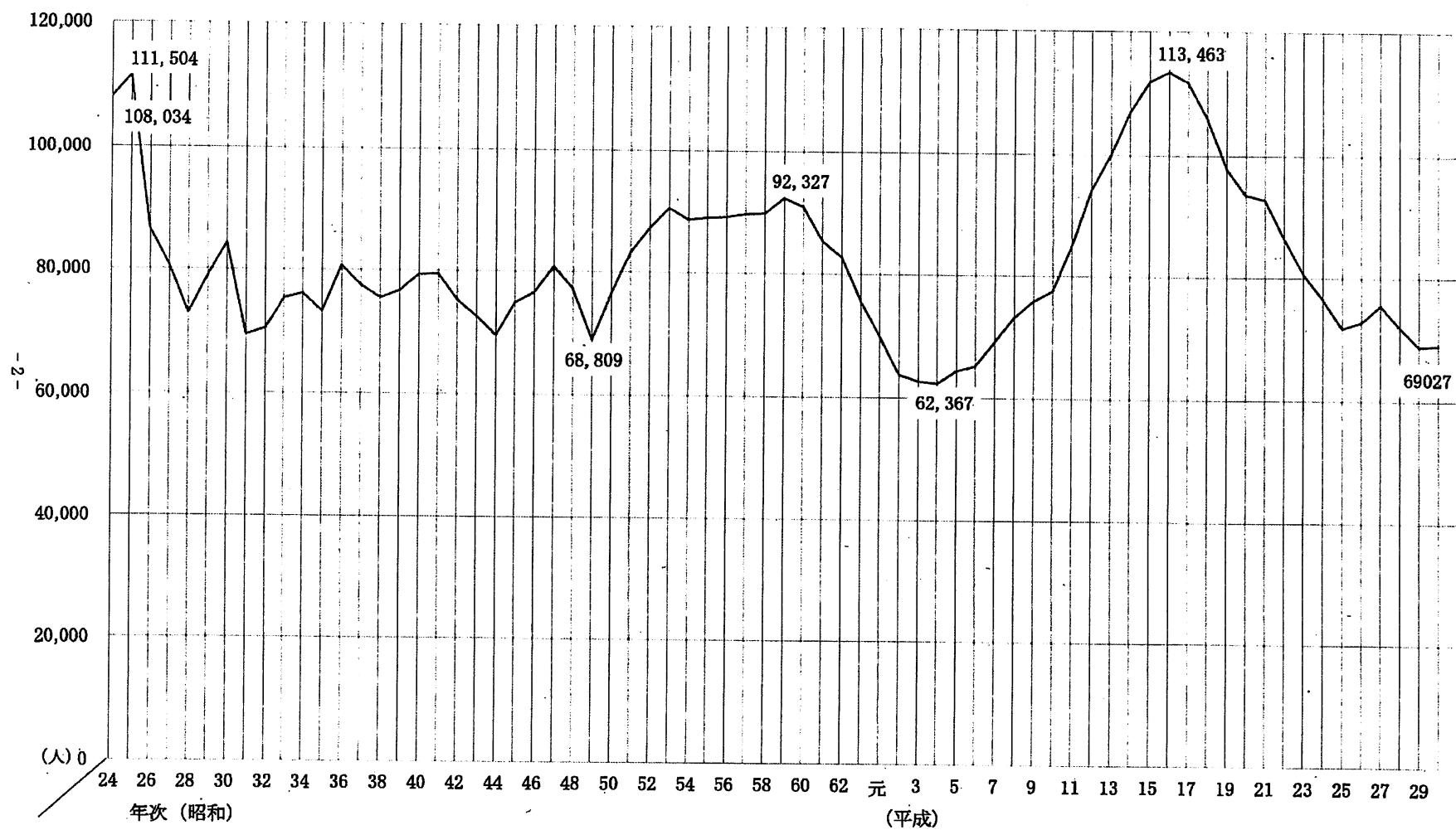
2 平成30年は速報値である。

## [参考グラフ]

## 通常訴訟事件、略式請求事件の推移



〔参考グラフ〕通常第一審事件の新受人員の推移（昭和24年～平成30年）－地裁



(注) 1 延べ人員であり、再審事件を含まない。  
2 平成30年は速報値である。

第2表 長期係属実人員の長期化事由別内訳

(平成21年～30年) 一高裁・地裁

裁判所	高 裁			地 裁				
	長期化事由	総 数	事案複雑等	逃亡等	事案複雑等		逃亡等	
					2年を超える	3年を超える		
平成21年		21	9	12	133	29	2	102
22		17	6	11	136	37	3	96
23		21	9	12	186	70	7	109
24		23	8	15	155	46	17	92
25		15	3	12	137	26	18	93
26		16	4	12	158	50	16	92
27		17	3	14	152	53	12	87
28		14	1	13	184	73	20	91
29		11	6	5	178	65	34	79
30		7	1	6	193	61	49	83

(注) 1 件数である。

2 長期係属実人員とは、係属2年を超える事件の実人員（同一被告人につき複数の事件があつても弁論が併合されている限り1人として計上）である。

第3表 事案複雑等を事由として審理期間が2年を超える長期係属事件の合議（法定・

裁定）・単独別、罪名別審理長期化の事由

(平成30年末現在) 一地裁

審理長期化の事由	係属事件数	事案複雑等										その他			
		訴因	被告人	計算	証公人判	被公人	鑑定	検察官	証時	証時	その	紛	公多	関連	その
	多	多	多	多	判	告人	鑑	時	時	の	紛	判	連	事件	の
罪名	多	數	多	數	多	數	多	數	多	數	紛	判	連	事件	の
総 数	69	(23.2)	(11.6)	(1.4)	(39.1)	(10.1)	(1.4)	(42.0)	(21.7)	(59.4)	(1.4)	(13.0)	(2.9)	(26.1)	
		16	8	1	27	7	1	29	15	41	1	9	2	18	
法定合議	25	6	5	-	6	1	1	13	10	13	-	2	2	6	
裁定合議	28	3	3	1	12	3	-	12	4	22	-	3	-	8	
単独	16	7	-	-	9	3	-	4	1	6	1	4	-	4	
詐欺	14	6	-	-	7	2	-	5	1	7	-	1	-	5	
覚せい剤取締法違反	6	-	-	-	4	2	-	2	-	2	-	3	-	2	
殺人	5	-	-	-	-	-	1	-	1	3	-	-	-	1	
組織的犯罪処罰法違反	5	-	4	-	2	-	-	4	4	4	-	-	-	-	
窃盜	4	2	-	-	2	-	-	1	2	2	-	-	-	1	
傷害	4	1	1	-	1	1	-	1	1	3	-	2	-	2	
業務上横領	3	-	-	-	1	-	-	2	-	3	-	-	-	-	
業務上過失致死傷	3	-	-	-	2	-	-	2	1	3	-	1	-	1	
非現住建造物等放火	3	3	-	-	1	1	-	1	1	1	-	-	1	1	
強盗・同致死傷	3	1	-	-	1	-	-	1	1	1	-	-	-	1	
過失運転致死傷	2	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	1	
強制わいせつ・同致死傷	2	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	1	
その他の	15	3	3	1	5	1	-	9	3	9	1	2	1	2	

(注) 1 件数建てである。

2 複数罪名の事件については、審理長期化の事由と密接な関係があるものとして報告のあった罪名によつた。

3 1件で複数の事由がある場合には、各欄に重複して計上した。

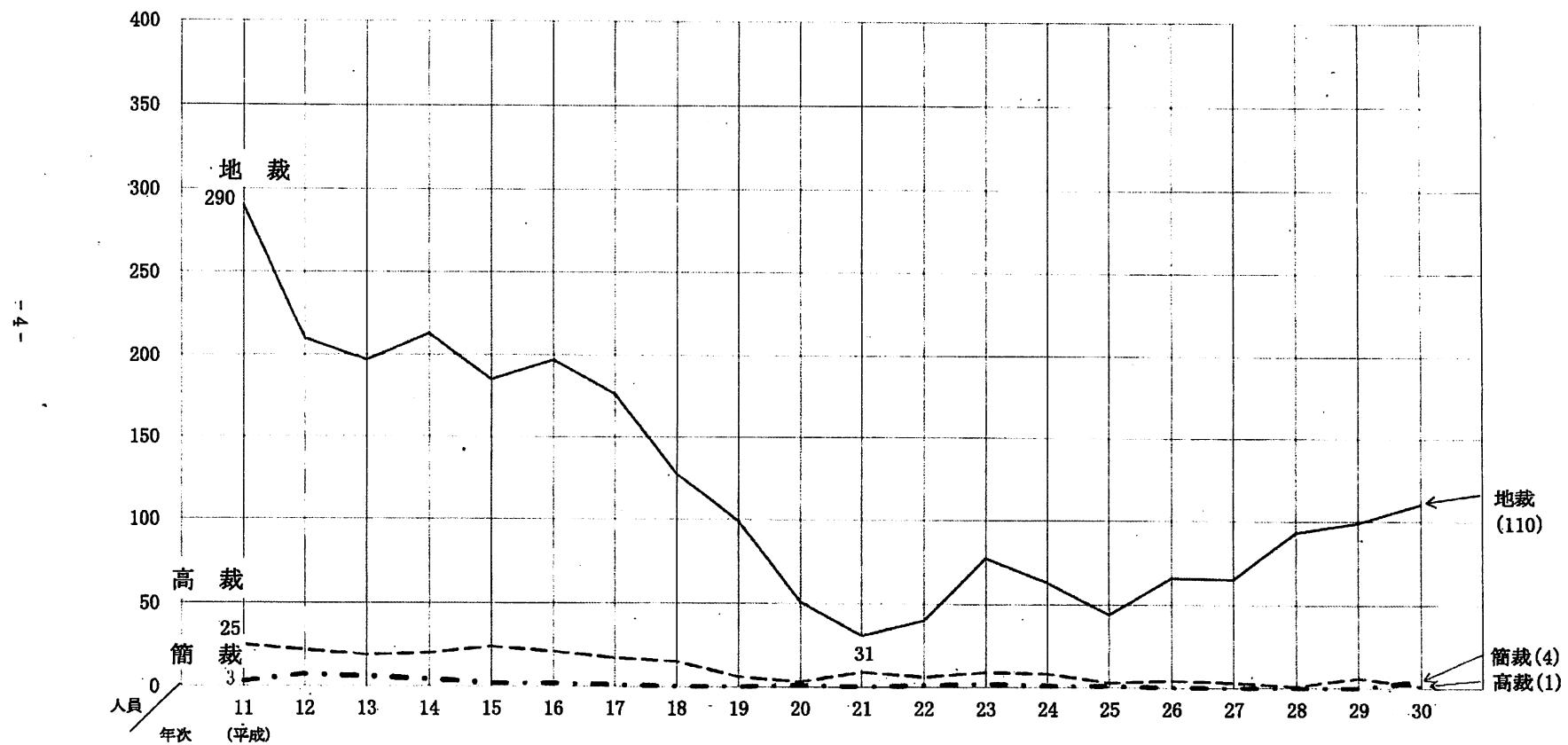
4 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。

5 「過失運転致死傷」には、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪（自動車運転過失致死傷）を含む。

6 ( ) 内は係属事件数に対する%である。

〔参考グラフ〕事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移

(平成11年～30年各年末現在)－高裁・地裁・簡裁



(注) 1 係属2年を超える事件の実人員である。  
2 高裁については特別権限による第一審事件を除く。  
3 概数である。

第4表 被疑者段階の国選弁護人請求の処理状況

(平成21年～30年) - 地裁・簡裁

裁判所	区分 年次	勾留人員	新受人員		既済人員			
			総 数	うち即決裁判手続同意確認のための請求	総 数	うち即決裁判手続同意確認のための請求	国選弁護人が選任された被疑者数	うち即決裁判手続同意確認のための請求
地 裁	平成 21 年	49,899	17,734	6	17,665	6	17,230	5
	22	46,189	26,279	5	26,271	5	25,815	4
	23	43,988	25,718	11	25,737	11	25,223	11
	24	45,289	26,290	-	26,268	-	25,736	-
	25	43,268	25,130	6	25,352	6	24,813	6
	26	42,306	25,077	2	25,073	2	24,242	2
	27	42,441	25,518	-	25,529	-	24,859	-
	28	41,773	24,837	-	24,769	-	24,036	-
	29	39,958	23,964	-	23,958	-	23,251	-
	30	40,644	29,566	1	29,553	1	28,565	1
簡 裁	平成 21 年	77,893	29,939	93	29,908	94	29,535	94
	22	75,445	45,303	53	45,290	53	44,860	53
	23	72,114	46,179	29	46,194	19	45,737	19
	24	72,342	47,620	54	47,511	54	47,135	53
	25	70,207	46,594	7	46,611	7	46,143	7
	26	69,887	45,654	1	45,817	1	45,178	1
	27	69,538	45,309	1	45,265	1	44,496	1
	28	65,222	42,933	-	42,943	-	42,294	-
	29	62,035	40,822	1	40,845	1	40,068	1
	30	57,900	46,680	-	46,628	-	45,643	-

(注) 1 延べ人員である。

2 「うち即決裁判手続同意確認のための請求」には、刑訴法350条の17第1項（平成28年法律第54号による改正前の刑訴法350条の3第1項）による即決裁判手続同意確認のための請求のあった被疑者数を計上した。

3 被疑者段階の国選弁護人請求の新受人員及び既済人員の各「総数」には、勾留請求が却下されたため、国選弁護人選任請求が却下されたものも含む。

4 平成30年は速報値である。

第5表 通常第一審において弁護人が選任された人員

(平成21年～30年) 一地裁・簡裁

裁判所 区分 年次	地 裁								簡 裁							
	終局人員	弁護人が選任された人員	うち 必要的 弁護	私選弁護 人が選任 された人員	うち 必要的 弁護	国選弁護 人が選任 された人員	うち 必要的 弁護	弁護人が選任され なかつた人員	終局人員	弁護人が選任された人員	うち 必要的 弁護	私選弁護 人が選任 された人員	うち 必要的 弁護	国選弁護 人が選任 された人員	うち 必要的 弁護	弁護人が選任され なかつた人員
平成 21 年	65,875	(99.0)	(81.2)	(22.8)	(18.6)	(80.1)	(65.9)	(1.0)	10,715	(98.7)	(87.1)	(7.9)	(6.9)	(93.5)	(82.7)	(1.3)
	65,216	53,514	14,996	12,264	52,758	43,409	659		10,571	9,332	845	742	10,020	8,859	144	
22	62,840	(99.3)	(82.2)	(18.0)	(14.0)	(84.0)	(70.2)	(0.7)	9,876	(98.8)	(86.8)	(5.3)	(4.1)	(94.4)	(83.4)	(1.2)
	62,401	51,650	11,317	8,803	52,779	44,090	439		9,759	8,576	521	407	9,326	8,233	117	
23	57,968	(99.4)	(82.1)	(17.0)	(13.0)	(85.1)	(71.0)	(0.6)	9,142	(98.7)	(86.5)	(5.5)	(4.1)	(94.1)	(82.9)	(1.3)
	57,628	47,600	9,864	7,563	49,329	41,184	340		9,025	7,909	502	379	8,599	7,575	117	
24	56,734	(99.4)	(81.9)	(17.8)	(13.2)	(85.1)	(71.0)	(0.6)	8,340	(98.6)	(86.5)	(6.3)	(4.4)	(94.0)	(82.9)	(1.4)
	56,393	46,484	10,109	7,474	48,275	40,299	341		8,227	7,215	523	363	7,842	6,917	113	
25	52,229	(99.5)	(82.3)	(19.3)	(14.0)	(84.3)	(70.7)	(0.5)	8,109	(98.8)	(82.0)	(7.5)	(5.2)	(93.2)	(77.6)	(1.2)
	51,944	42,965	10,072	7,326	44,032	36,905	285		8,015	6,646	606	421	7,554	6,289	94	
26	52,502	(99.5)	(81.4)	(19.5)	(13.9)	(84.4)	(69.9)	(0.5)	7,165	(98.9)	(86.9)	(7.6)	(4.9)	(93.5)	(82.8)	(1.1)
	52,265	42,744	10,241	7,288	44,302	36,695	237		7,088	6,224	546	351	6,696	5,932	77	
27	54,297	(99.5)	(80.3)	(20.1)	(13.9)	(84.0)	(68.8)	(0.5)	6,590	(98.6)	(85.8)	(9.0)	(6.1)	(92.0)	(80.6)	(1.4)
	54,039	43,613	10,910	7,564	45,593	37,357	258		6,497	5,652	596	401	6,060	5,311	93	
28	53,247	(99.6)	(80.8)	(20.6)	(14.8)	(83.6)	(68.5)	(0.4)	5,856	(98.7)	(86.5)	(8.0)	(5.3)	(92.8)	(82.1)	(1.3)
	53,010	43,038	10,988	7,876	44,529	36,496	237		5,777	5,068	469	310	5,434	4,806	79	
29	50,591	(99.5)	(81.1)	(20.8)	(15.1)	(83.8)	(68.9)	(0.5)	5,524	(98.6)	(86.6)	(10.1)	(6.8)	(91.7)	(81.3)	(1.4)
	50,357	41,038	10,520	7,616	42,384	34,837	234		5,449	4,785	556	373	5,066	4,489	75	
30	49,811	(99.6)	(80.0)	(19.1)	(14.2)	(84.5)	(68.1)	(0.4)	5,051	(98.7)	(87.2)	(8.6)	(6.6)	(92.0)	(81.7)	(1.3)
	49,623	39,839	9,509	7,096	42,080	33,932	188		4,987	4,403	435	334	4,645	4,125	64	

(注) 1 実人員である。

2 同一被告人に対し私選弁護人及び国選弁護人が選任された場合には重複して計上した。

3 ( )内は各終局人員に対する%である。

4 平成30年は速報値である。

第6表 通常第一審における終局事件の自白・否認別平均審理期間、平均開廷回数、平均開廷間隔及び平均取調べ証人数

(平成21年～30年) 一地裁・簡裁

区分	通常第一審事件全体							自白							否認									
	終局人員	平均審理期間(月)	平均開廷間隔(月)	平均取調べ証人数	終局人員	平均審理期間(月)	平均開廷間隔(月)	平均取調べ証人数																
年次	受公理判から終局までの期間(月)																							
平成21年	65,875	2.9	1.6	1.3	2.5	1.2	0.5	0.7	(91.2) 60,103	2.5	1.5	1.0	2.2	1.1	0.5	0.6	(7.1) 4,697	8.1	3.1	5.0	5.8	1.4	0.9	2.5
22	62,840	2.9	1.6	1.3	2.5	1.2	0.5	0.8	(91.2) 57,336	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.5	0.6	(7.2) 4,522	8.1	3.4	4.7	5.7	1.4	0.8	2.6
23	57,968	3.0	1.6	1.4	2.6	1.1	0.5	0.8	(90.3) 52,349	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.4	0.6	(8.2) 4,734	8.6	3.5	5.1	6.1	1.4	0.8	2.6
24	56,734	3.0	1.6	1.4	2.7	1.1	0.5	0.8	(89.7) 50,890	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.4	0.6	(8.8) 5,012	8.5	3.2	5.3	6.2	1.4	0.9	2.7
25	52,229	3.1	1.6	1.5	2.7	1.1	0.5	0.8	(88.5) 46,247	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.4	0.6	(10.0) 5,212	8.4	3.0	5.4	6.3	1.3	0.9	2.7
26	52,502	3.0	1.6	1.4	2.7	1.1	0.5	0.8	(89.0) 46,732	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.4	0.6	(9.4) 4,913	8.2	2.8	5.4	6.2	1.3	0.9	2.6
27	54,297	3.0	1.6	1.4	2.7	1.1	0.5	0.8	(89.2) 48,445	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.4	0.6	(9.1) 4,921	8.4	3.0	5.4	6.3	1.3	0.9	2.6
28	53,247	3.2	1.7	1.5	2.7	1.2	0.6	0.8	(88.6) 47,160	2.6	1.5	1.1	2.3	1.1	0.5	0.6	(9.6) 5,127	8.7	3.0	5.7	6.3	1.4	0.9	2.5
29	50,591	3.2	1.6	1.6	2.7	1.2	0.6	0.8	(88.2) 44,598	2.6	1.5	1.1	2.3	1.1	0.5	0.6	(9.9) 5,015	8.9	3.0	5.9	6.4	1.4	0.9	2.5
法定合議	49,811	3.3	1.8	1.5	2.7	1.2	0.6	0.7	(88.7) 44,192	2.7	1.6	1.1	2.3	1.2	0.5	0.6	(9.3) 4,626	9.2	3.3	5.9	6.4	1.5	0.9	2.6
	2,323	7.5	5.1	2.4	4.2	1.8	0.6	1.9	(65.4) 1,520	5.3	3.5	1.8	3.2	1.7	0.6	1.0	(33.4) 776	11.9	8.5	3.4	6.1	2.0	0.6	3.8
裁定合議	630	12.1	4.1	8.0	7.3	1.6	1.1	3.3	(38.9) 245	7.7	3.0	4.7	4.6	1.7	1.0	1.3	(58.9) 371	15.4	5.2	10.2	9.1	1.7	1.1	4.7
	46,858	2.9	1.5	1.4	2.5	1.1	0.6	0.6	(90.5) 42,427	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.5	0.5	(7.4) 3,479	8.0	2.0	6.0	6.1	1.3	1.0	2.1
簡裁	5,051	2.2	1.3	0.9	2.2	1.0	0.4	0.4	(91.7) 4,631	2.1	1.3	0.8	2.1	1.0	0.4	0.4	(4.4) 220	6.2	1.9	4.3	4.3	1.4	1.0	1.1

(注) 1 実人員である。

2 「自白」とは、終局の段階において、すべての公訴事実を認め、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合をいい、「否認」とは、終局の段階において、公訴事実の全部若しくは一部を争い、又は、公訴事実を認めながら法律上犯罪の成立を妨げる理由若しくは刑の減免の理由となる事実を主張した場合及び被告人が終局の段階まで黙認していた場合をいう。

3 「通常第一審事件全体」には、自白及び否認以外に被告事件についての陳述に入らずに終局した事件を含む。

4 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。

5 ( ) 内は、「通常第一審事件全体」の終局人員に対する%である。

6 平成30年は速報値である。

第7-1表 通常第一審における終局人員の審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔

(平成21年～30年) -地裁

区分 年次	終局人員	受理から終局まで									平均審理期間 (月)	平均開廷回数 (回)	平均開廷間隔 (月)
		1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	3年以内	3年を超える				
平成 21 年	65,875	(8.5) 5,619	(38.8) 25,583	(29.2) 19,205	(16.6) 10,934	(5.7) 3,724	(1.1) 703	(0.1) 62	(0.1) 45	2.9	2.5	1.2	
22	62,840	(6.8) 4,248	(40.1) 25,184	(29.4) 18,462	(16.3) 10,216	(6.1) 3,810	(1.4) 851	(0.1) 47	(0.0) 22	2.9	2.5	1.2	
23	57,968	(5.4) 3,137	(42.4) 24,588	(28.6) 16,579	(15.7) 9,102	(6.1) 3,544	(1.6) 924	(0.1) 63	(0.1) 31	3.0	2.6	1.1	
24	56,734	(4.6) 2,631	(42.3) 23,992	(28.9) 16,424	(16.2) 9,204	(6.3) 3,562	(1.4) 780	(0.2) 103	(0.1) 38	3.0	2.7	1.1	
25	52,229	(3.8) 1,988	(42.9) 22,409	(28.1) 14,653	(16.5) 8,604	(6.9) 3,629	(1.6) 852	(0.1) 56	(0.1) 38	3.1	2.7	1.1	
26	52,502	(3.7) 1,962	(42.7) 22,407	(28.9) 15,194	(16.6) 8,736	(6.5) 3,403	(1.4) 714	(0.1) 54	(0.1) 32	3.0	2.7	1.1	
27	54,297	(3.3) 1,780	(41.8) 22,706	(30.5) 16,548	(16.4) 8,905	(6.5) 3,550	(1.3) 706	(0.1) 62	(0.1) 40	3.0	2.7	1.1	
28	53,247	(2.9) 1,541	(40.1) 21,361	(31.2) 16,620	(16.8) 8,937	(7.1) 3,776	(1.7) 902	(0.2) 88	(0.0) 22	3.2	2.7	1.2	
29	50,591	(3.5) 1,748	(39.1) 19,800	(31.1) 15,711	(17.1) 8,675	(7.2) 3,640	(1.8) 886	(0.2) 81	(0.1) 50	3.2	2.7	1.2	
30	49,811	(2.8) 1,386	(39.0) 19,420	(31.6) 15,724	(17.2) 8,582	(7.2) 3,606	(2.0) 984	(0.2) 80	(0.1) 29	3.3	2.7	1.2	

(注) 1 實人員 (同一被告人につき複数の起訴があつても弁論が併合されている限り1人として計上) である。

2 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。

3 ( )内は終局人員に対する%である。

4 平成30年は速報値である。

第7-2表 通常第一審における終局人員の審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔

(平成21年～30年) -簡裁

年次	区分 終局人員	受理から終局まで								平均審理期間 (月)	平均開廷回数 (回)	平均開廷間隔 (月)
		1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	3年以内	3年を超える			
平成 21 年	10,715	(8.3)	(59.0)	(23.1)	(7.9)	(1.4)	(0.2)	(0.0)	(0.0)	2.0	2.1	1.0
	894	6,320	2,479	847	147	24	2	2				
22	9,876	(7.6)	(59.7)	(22.9)	(7.9)	(1.7)	(0.3)	(0.0)	(0.0)	2.1	2.2	1.0
	753	5,892	2,257	782	163	26	1	2				
23	9,142	(6.7)	(62.3)	(21.7)	(7.5)	(1.4)	(0.3)	(0.0)	(0.0)	2.1	2.2	1.0
	611	5,698	1,984	688	130	25	3	3				
24	8,340	(6.1)	(62.2)	(22.1)	(7.6)	(1.6)	(0.2)	(0.1)	—	2.1	2.2	1.0
	506	5,191	1,847	635	137	19	5	—				
25	8,109	(8.2)	(61.0)	(21.6)	(7.4)	(1.5)	(0.2)	(0.0)	(0.0)	2.0	2.1	1.0
	664	4,950	1,750	602	119	18	3	3				
26	7,165	(4.5)	(61.1)	(24.3)	(7.9)	(1.8)	(0.3)	(0.0)	(0.0)	2.1	2.2	1.0
	320	4,380	1,744	568	128	20	2	3				
27	6,590	(4.1)	(59.5)	(26.6)	(7.4)	(2.2)	(0.3)	—	(0.0)	2.2	2.2	1.0
	267	3,918	1,753	486	148	17	—	1				
28	5,856	(4.0)	(60.4)	(25.4)	(8.0)	(2.0)	(0.3)	—	(0.0)	2.2	2.2	1.0
	236	3,535	1,488	466	115	15	—	1				
29	5,524	(4.8)	(58.6)	(25.3)	(8.8)	(2.2)	(0.2)	(0.0)	(0.0)	2.2	2.2	1.0
	264	3,239	1,398	486	122	12	1	2				
30	5,051	(4.4)	(57.0)	(26.4)	(9.9)	(1.9)	(0.3)	(0.1)	(0.1)	2.2	2.2	1.0
	224	2,878	1,333	499	98	16	—	3				

(注) 1 実人員(同一被告人につき複数の起訴があつても弁論が併合されている限り1人として計上)である。

2 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。

3 ( )内は終局人員に対する%である。

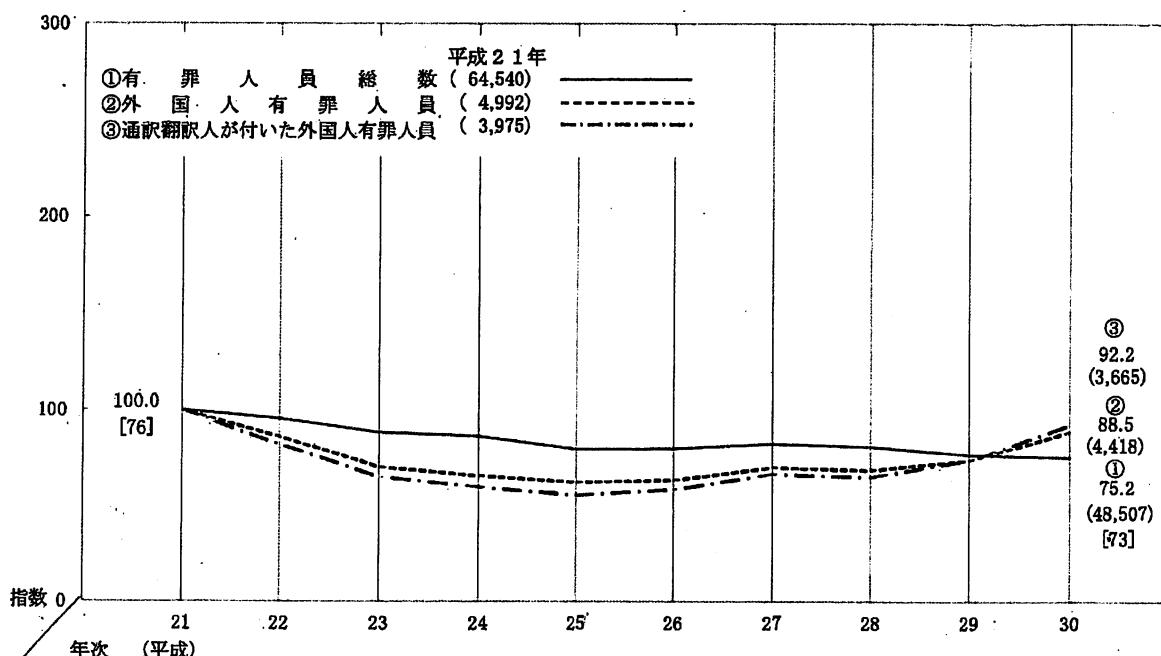
4 平成30年は速報値である。

第8表 通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員  
(平成21年~30年) 一地裁・簡裁

裁判所 区分 年次	地 裁			簡 裁		
	有罪人員	うち		有罪人員	うち	
		総 数	外 国 人		うち 通訳翻訳 人が付 いた外 国人	うち 通訳翻訳 人が付 いた外 国人
平成 21 年	64,540	4,992	3,975	10,193	167	79
22	61,585	4,288	3,254	9,386	166	73
23	56,843	3,492	2,568	8,686	166	70
24	55,667	3,265	2,363	7,927	159	81
25	51,177	3,090	2,197	7,330	145	64
26	51,389	3,153	2,312	6,842	137	68
27	53,120	3,470	2,632	6,255	131	65
28	52,016	3,397	2,560	5,562	111	61
29	49,335	3,665	2,921	5,208	115	65
30	48,507	4,418	3,665	4,768	93	55

- (注) 1 実人員である。  
 2 「通訳翻訳人が付いた被告人」には、証人についてのみ通訳人（手話を含む。）が付いた場合等も含む。  
 3 平成30年は速報値である。

[参考グラフ] 通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員の推移  
(平成21年~30年) 一地裁



- (注) 1 平成 21 年を 100 とする指数である。  
 2 ( )内は実人員であり、[ ]内は通訳翻訳人が付いた外国人有罪人員の国籍数である。  
 3 平成 30 年は速報値である。

第9表 通常第一審における被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件の言語別終局人員  
(平成26年~30年) - 地裁・簡裁

言語	年次	平成26年	27	28	29	30
総 数		2,383	2,714	2,654	3,030	3,757
中 国 語		829	887	758	920	1,203
北 京 語		801	867	736	882	1,153
広 東 語		13	8	15	29	37
台 湾 語		4	3	2	3	6
上 海 語		2	4	1	3	2
福 建 語		1	-	-	1	2
その他の中国語		8	5	4	2	3
ベトナム語		275	490	548	718	1,003
フィリピン(タガログ)語		216	252	236	247	254
ポルトガル語		225	221	242	216	216
英 語		167	197	174	190	209
タ イ 語		102	132	126	140	165
スペイン語		152	134	147	132	126
韓国・朝鮮語		157	125	138	115	120
インドネシア語		17	25	48	51	60
シンハラ語		25	32	17	28	58
ネパール語		7	13	16	29	38
ロシア語		24	15	13	26	36
トルコ語		15	16	25	39	36
モンゴル語		8	19	19	23	32
ペルシヤ語		44	38	37	42	30
ミャンマー語		3	6	9	18	30
ウルドゥー語		21	13	17	14	23
フランス語		15	15	14	15	15
ベンガル語		10	22	11	10	15
カンボジア語		2	-	1	3	12
ドイツ語		9	4	2	2	11
その他の他		60	58	56	52	65

(注) 1 実人員である。

2 被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件には、証人等についてのみ通訳人が付いた場合等を含まない。

また、終局人員は有罪のほかに無罪、移送等により終局した人員を含む。したがって、本表における「総数」は、第8表の「うち通訳翻訳人が付いた外国人」とは一致しない。

3 平成30年は速報値である。

第10表 簡易公判手続決定人員と決定取消人員

(平成21年～30年) 一地裁・簡裁

裁判所区分	地裁					簡裁				
	自白人員	簡易公判手続		自白人員	簡易公判手続		自白人員	簡易公判手続		%
年次	決定人員	B A	決定取消人員	C B	決定人員	E D	決定取消人員	F E	%	
平成 21 年	57,498	478 0.8	21	4.4	9,982	475 4.8	1	0		
22	55,108	332 0.6	5	1.5	9,165	382 4.2	3	0.8		
23	50,473	173 0.3	4	2.3	8,473	207 2.4	1	0.5		
24	49,168	195 0.4	11	5.6	7,704	153 2.0	2	1.3		
25	44,663	113 0.3	16	14.2	7,125	60 0.8	—	0.0		
26	45,095	39 0.1	15	38.5	6,653	33 0.5	—	—		
27	46,869	166 0.4	2	1.2	6,076	20 0.3	—	—		
28	45,677	218 0.5	12	5.5	5,403	19 0.4	—	—		
29	43,263	166 0.4	4	2.4	5,031	2 0.0	—	—		
30	42,672	42 0.1	9	21.4	4,631	5 0.1	1	20		

(注) 1 実人員である。

2 「自白人員」とは、法定合議事件を除く終局人員中公訴事実全部について自白し、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合の人員であり、「簡易公判手続決定（決定取消）人員」とは、当該年度に決定（決定取消）された人員である。

3 平成30年は速報値である。

第11表 刑訴法332条による移送人員  
(平成21年～30年) 一簡裁

区分	(簡裁)	(地裁)	
		終局人員	法332条による受理人員
年次	(A)	(B)	B A
平成 21 年	10,715	78	0.73
22	9,876	91	0.92
23	9,142	97	1.06
24	8,340	90	1.08
25	8,109	88	1.09
26	7,165	69	0.96
27	6,590	76	1.15
28	5,856	65	1.11
29	5,524	91	1.65
30	5,051	92	1.82

(注) 1 実人員である。

2 (B)は、簡裁の法332条による移送人員とは一致しないが、統計上は近似する。

3 概数であり、平成30年は速報値である。

第12表 即決裁判手続により審判が行われた人員

(平成30年) 一地裁・簡裁

裁判所	年次	区分	終局人員	即決裁判手続の申立てのあった人員		うち即決裁判手続により審判する旨の決定のあった人員	うち即決裁判手続により審判する旨の決定が取り消された人員
				即決裁判手続の申立てのあった人員	うち即決裁判手続により審判する旨の決定のあった人員		
地裁	平成21年		65,875	4,086	4,069	36	
	22		62,840	2,953	2,932	18	
	23		57,968	1,887	1,875	6	
	24		56,734	1,397	1,391	2	
	25		52,229	850	841	3	
	26		52,502	747	743	2	
	27		54,297	550	547	1	
	28		53,247	370	368	2	
	29		50,591	678	657	3	
	30		49,811	326	315	-	
簡裁	平成21年		10,715	447	442	5	
	22		9,876	345	344	2	
	23		9,142	229	228	-	
	24		8,340	157	156	1	
	25		8,109	84	84	-	
	26		7,165	56	56	-	
	27		6,590	22	22	-	
	28		5,856	17	17	-	
	29		5,524	69	69	-	
	30		5,051	33	33	1	

(注) 1 実人員である。

2 平成30年は速報値である。

第13表 控訴申立人員及び控訴率

(平成21年～30年) -地裁・簡裁

区分 年次	総 数			地 裁			簡 裁		
	判決 人員	控訴申 立人員	控訴率 (%)	判決 人員	控訴申 立人員	控訴率 (%)	判決 人員	控訴申 立人員	控訴率 (%)
平成21年	74,818	7,194	9.6	64,608	6,649	10.3	10,210	545	5.3
22	71,061	6,813	9.6	61,665	6,368	10.3	9,396	445	4.7
23	65,618	6,713	10.2	56,922	6,280	11.0	8,696	433	5.0
24	63,684	6,724	10.6	55,750	6,372	11.4	7,934	352	4.4
25	59,055	6,518	11.0	51,291	6,150	12.0	7,764	368	4.7
26	58,355	6,331	10.8	51,498	6,002	11.7	6,857	329	4.8
27	59,458	6,423	10.8	53,191	6,108	11.5	6,267	315	5.0
28	57,691	6,541	11.3	52,121	6,262	12.0	5,570	279	5.0
29	54,662	6,282	11.5	49,446	5,992	12.1	5,216	290	5.6
30	53,386	6,080	11.4	48,612	5,826	12.0	4,774	254	5.3

- (注) 1 実人員である。  
 2 判決人員は有罪人員と無罪人員の合計である。  
 3 平成30年は速報値である。

第14表 犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度の実施状況

(平成21年～30年) 一高・地・簡裁総数

		平成21年 高・地・簡裁 合計	平成22年 高・地・簡裁 合計	平成23年 高・地・簡裁 合計	平成24年 高・地・簡裁 合計	平成25年 高・地・簡裁 合計	平成26年 高・地・簡裁 合計	平成27年 高・地・簡裁 合計	平成28年 高・地・簡裁 合計	平成29年 (注)4 高・地・簡裁 合計	平成30年 高・地・簡裁 合計	地裁 合計
付 添 い	証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の数	79	102	136	121	116	112	141	128	78	144	1,157
	意見陳述の際に付添いの措置が採られた被害者等の数	44	52	39	46	41	78	79	71	84	84	616
通 へ い	証人尋問の際に通へいの措置が採られた証人の数	1,094	1,195	1,317	1,757	1,792	1,661	1,563	1,623	1,105	1,482	14,669
	意見陳述の際に通へいの措置が採られた被害者等の数	105	123	125	140	151	198	214	209	194	230	1,689
ビデ オリ ンク	ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数	235	261	242	288	278	299	290	303	225	302	2,723
	うち 通へいの措置が採られた証人の数	216	237	219	264	265	282	277	288	214	291	2,653
	うち 尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録した証人の数	8	35	42	52	51	46	65	47	67	81	494
	ビデオリンク方式による意見陳述が行われた被害者等の数	11	20	16	21	10	8	10	8	8	9	117
	うち 通へいの措置が採られた被害者等の数	10	17	15	21	10	8	8	6	6	8	109
	ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数											15
	うち 通へいの措置が採られた証人の数											10
	うち 尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録した証人の数											8
	ビデオリンク方式による意見陳述が行われた被害者等の数											-
	うち 通へいの措置が採られた被害者等の数											-
被 害 者 特 別 区 域	記録媒体がその一部とされた調書が取り調べられた数	-	-	2	1	-	1	1	2	-	-	2
	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定をした被害者の数	3,849	3,864	3,887	4,273	4,093	3,978	3,822	3,976	3,351	3,846	38,929
	刑訴法第290条の2第1項の決定をしないこととした証害者の数	90	55	62	64	84	77	42	50	11	27	562
	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した被害者の数	1	17	13	8	16	5	4	7	3	3	77
	証人等特定事項を明らかにしない旨の決定をした証人等の数									4	116	174
	刑訴法第290条の3第1項の決定をしないこととした証人等の数									-	3	6
	証人等特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した証人等の数									-	-	-
	刑訴法第299条の5第1項の取消決定をした証人等の数									-	3	4
	うち 刑訴法第299条の5第2項の条件を付し又は時期等の指定をした証人等の数									-	1	4
	刑訴法第299条の5第1項の請求を却下した証人等の数									-	-	4
意 見 陳 述	公判期日には心地の意見を陳述した被害者等の数	1,119	1,198	1,164	1,157	1,171	1,147	1,200	1,181	1,072	1,168	11,577
	意見陳述に代えて意見を記載した審査を提出せざることとした被害者等の数	490	557	561	517	572	495	615	616	526	546	5,495
	意見陳述をせざないこととした被害者等の数	10	8	14	19	17	21	17	28	45	42	221
	被害者等に公判記録の閲覧権写をさせた数	1,348	1,175	1,276	1,381	1,483	1,556	1,461	1,486	1,254	1,281	13,685
	被害者等に公判記録の閲覧権写をさせなかつた数	15	22	13	22	21	12	26	9	5	14	162
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧権写をさせた数	35	50	33	46	16	89	38	44	16	18	386
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧権写をさせなかつた数	1	7	6	1	1	4	1	5	2	1	29
	刑訴法第299条の6第1項の条件を付し又は時期等の指定の対象となった証人等の数									-	2	13
	刑訴法第299条の6第2項の削除等又は条件を付した時は時期等の対象となった証人等の数									-	-	-
	うち 閲覧権写の禁止の対象となった証人等の数									-	-	-
和 解	和解被害者保護法第19条第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判調査に記載した数	46	34	30	39	29	20	17	23	26	18	281
	和解被害者保護法第19条第1項による申立てによる合意を公判調査に記載した数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	和解被害者保護法第19条第2項による申立てによる合意を公判調査に記載した数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		8,572	8,832	8,937	9,898	9,874	9,761	9,644	9,769	8,128	9,410	92,725

(注) 1. 逐一表示である。概算である。  
2. 和解被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律(平成25年法律第33号)により、民事上の争いについての刑訴手続における和解の規定は、「和解被害者保護法第13条」又は22条から「和解被害者保護法第19条」又は22条に改められた(平成25年12月1日施行)。

3. 「和解手続」、「和解請求」及び「和解手続要領」(平成28年1月施行)の略称については、当該事件の終局日を基準に計上している。  
4. 「付添い」、「通へい」、「ビデオリンク(構内)」、「被害者名簿」、「被害者等閲覧権写」及び「和解」の累計については、平成28年までには決算等がなされた日を基準に計上している。  
が、平成29年以降は当該事件の終局日を基準に計上している(なお、平成28年以前に決算等がなされ平成29年に事件が終局したものについては、決算等がなされた日を基準に計上している)。  
この計上基準の変更により、平成29年の収支は一時的に減少することとなるので留意されたい。

第15-1表 通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況(処断罪名別)

(平成30年)一地・簡裁総数

終局人員数	参加を申し出した被害者等	うち参加を許可された被害者等	うち弁護士委託の届出があつた被害者等	うち弁護士への委託がされた被害者等	うち証人尋問をした被害者等	うち被告人質問をされた被害者等	うち刑訴法316条の38条の意見陳述をした被害者等	うち刑訴法292条の2の意見陳述をした被害者等	うち付添いの措置が採られた被害者等	うち遮へいの措置が採られた被害者等	
総数	1,022	1,490	1,485	1,184	649	221	605	698	1,074	149	362
(準)強制わいせつ	121	157	157	139	115	26	57	80	124	38	86
(準)強制わいせつ致死傷	24	35	35	32	30	3	10	19	26	9	24
監護者わいせつ	3	4	4	4	4	-	1	3	4	-	1
(準)強制性交等	73	101	101	91	85	19	39	55	80	29	63
(準)強制性交等致死傷	28	36	36	34	32	9	17	27	32	8	20
監護者性交等	9	11	11	11	10	-	5	7	7	1	6
特別公務員暴行駆逐致死傷	1	1	1	1	1	-	-	1	1	-	-
殺人	92	150	150	131	89	30	69	80	102	27	72
自殺関与及び同意殺人	2	3	3	3	3	3	3	2	3	-	-
傷害	105	115	114	108	70	19	48	60	69	11	29
傷害致死	40	67	67	54	43	8	23	37	51	6	14
危険運転致傷	10	13	13	10	2	2	5	5	8	1	1
危険運転致死	11	28	28	21	6	5	14	19	17	-	-
業務上過失傷害	1	1	1	1	-	1	1	-	1	-	-
業務上過失致死	8	17	17	8	-	-	-	1	13	-	-
重過失致死	1	3	3	3	-	-	3	-	1	-	-
過失運転致傷	124	146	146	91	28	15	52	43	108	-	2
過失運転致死	277	459	459	334	70	58	209	184	329	7	8
過失運転致死アルコール等影響発覚免脱	1	2	2	2	-	-	-	2	2	-	1
無免許危険運転致傷	2	3	3	3	3	1	1	3	2	-	-
無免許危険運転致死	1	1	1	1	1	-	-	1	-	-	-
無免許過失運転致傷	1	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-
無免許過失運転致死	2	3	3	2	-	-	3	2	2	-	-
逮捕監禁	1	2	2	2	2	-	1	2	2	-	2
逮捕監禁致死傷	5	14	14	14	8	3	7	12	10	4	6
未成年者略取拐	1	1	1	1	-	-	1	1	1	-	-
賛同拐取等	3	5	5	5	2	1	4	4	5	-	4
身の代金拐取	1	2	2	2	2	-	-	-	1	-	1
強盗致傷	8	9	9	5	4	3	3	4	3	1	2
強盗致死(強盗殺人)	9	12	12	10	5	2	6	8	10	3	5
強盗・強制性交等	6	7	7	6	5	2	1	3	3	-	3
暴力行為等処罰二問スル法律違反(常習傷害)	3	3	3	3	2	2	2	1	3	1	1
道路交通法違反	34	50	49	32	11	5	17	22	37	-	1
その他	14	28	25	20	16	4	3	10	16	3	10

(注) 1 「終局人員数」は、終局した被告人の人員数であり、実人員である。

2 罪名は、有罪の場合は処断罪名、無罪その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、法定刑が最も重いものであるため、被害者参加制度の対象罪名とは異なる場合がある。

3 被害者等の数は、延べ人員である。

4 「(準)強制性交等」には、平成29年法律第72号による改正前の(準)強姦及び集団(準)強姦を含む。

5 「(準)強制性交等致死傷」には、平成29年法律第72号による改正前の(準)強姦致死傷及び集団(準)強姦致死傷を含む。

6 「危険運転致傷」及び「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2の罪をそれぞれ含む。

7 「過失運転致傷」及び「過失運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪(自動車運転過失傷害及び自動車運転過失致死)をそれぞれ含む。

8 「強盗・強制性交等」には、平成29年法律第72号による改正前の強盗強姦を含む。

9 速報値である。

第15-2表 通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況(年別)

(平成21年～30年)一地・簡裁総数

区分	終局人員数	参加を申し出した被害者等	うち参加を許可された被害者等	うち弁護士委託の届出があつた被害者等	うち弁護士への委託がされた被害者等	うち証人尋問をした被害者等	うち被告人質問をした被害者等	うち刑訴法316条の38条の意見陳述をした被害者等	うち刑訴法292条の2の意見陳述をした被害者等	うち付添いの措置が採られた被害者等	うち遮へいの措置が採られた被害者等
年 次											
平成21年	403	571	560	367	131	130	344	288	359	24	50
22	588	849	839	557	272	217	484	428	522	40	115
23	586	914	902	632	275	176	469	464	591	30	104
24	660	1,023	1,002	677	324	193	475	479	639	38	95
25	811	1,306	1,297	873	410	257	596	606	833	47	147
26	821	1,241	1,227	951	462	261	587	596	804	93	195
27	916	1,393	1,379	1,081	533	269	604	687	938	87	249
28	982	1,417	1,400	1,102	580	228	629	708	1,010	107	258
29	908	1,389	1,380	1,060	553	196	660	667	1,020	115	276
30	1,022	1,490	1,485	1,184	649	221	605	698	1,074	149	362

(注) 1 「終局人員数」は、終局した被告人の人員数であり、実人員である。

2 被害者等の数は、延べ人員である。

3 平成30年は速報値である。

第16表 刑事損害賠償命令事件の処理状況  
(平成20年12月～30年) 一地裁

	新受	既済	未済
平成21年	214	162	52
22	251	239	64
23	230	237	57
24	258	246	69
25	303	312	60
26	287	264	83
27	320	307	96
28	301	306	91
29	314	295	110
30	289	309	90
総数	2,767	2,677	772

- (注) 1 件数までである。  
2 平成20年はいずれも計上はなかった。  
3 平成30年は速報値である。

第17表 刑事損害賠償命令事件の終局区分別終局件数

(平成20年12月～30年) 一地裁

	終局件数	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
総数	2,677	162	239	237	246	312	264	307	306	295	309
認容・決定書	1,201	69	121	128	123	149	114	123	98	138	138
認容・口頭告知	33	2	4	2	7	2	4	4	1	4	3
棄却・決定書	6	—	—	2	—	1	—	2	—	1	—
棄却・口頭告知	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—
却下・27条1項1号	7	—	1	—	2	1	—	—	—	—	3
却下・27条1項2号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
却下・27条1項3号	28	1	—	7	2	5	2	1	7	1	2
却下・27条1項4号	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
終了・38条1項	299	16	25	26	23	32	37	37	37	30	36
終了・38条2項1号	2	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—
終了・38条2項2号	55	5	5	4	6	9	4	5	6	6	5
決定・その他	4	1	—	1	—	—	2	—	—	—	—
和解	619	30	47	37	43	62	57	77	107	85	74
放棄	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
認容	108	7	10	5	13	11	14	15	11	9	13
取下げ	300	30	24	24	25	37	28	40	39	20	33
その他	12	—	2	1	1	2	1	3	—	1	1

- (注) 1 件数までである。  
2 「決定・その他」は、民訴法141条の準用により、決定で申立てが却下された場合などである。  
3 「その他」は、犯罪被害者保護法26条(平成25年法律第33号による改正前の同条19条を含む。)により終局したもの、当事者の死亡等にもかかわらず、その地位を承継するものがいないために事件が終局したものなどである。  
4 「却下・27条1項1号」は平成25年法律第33号による改正前の犯罪被害者保護法21条1項1号、「却下・27条1項2号」は同改正前の同法21条1項2号、「却下・27条1項3号」は同改正前の同法21条1項3号、「却下・27条1項4号」は同改正前の同法21条1項4号、「終了・38条1項」は同改正前の同法32条1項、「終了・38条2項1号」は同改正前の同法32条2項1号、「終了・38条2項2号」は同改正前の同法32条2項3号により終局したものと含む。  
5 平成20年はいずれも計上はなかった。  
6 平成30年は速報値である。

第18表 逮捕状の請求と発付等

(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 26~30年) 一簡裁・地裁

裁判所	区分	通常						緊急			
		請求 (A)	発付 (B)	却下 (C)	取下げ	$\frac{B}{A}$ %	$\frac{B+C}{A}$ %	請求 (D)	発付 (E)	却下 (F)	$\frac{E}{D}$ %
総数	昭和 55 年	127,743	127,401	94	248	0.07	0.27	19,199	19,174	25	0.13
	60	132,353	131,928	76	349	0.06	0.32	19,437	19,417	20	0.10
	平成 2 年	96,759	96,472	50	237	0.05	0.30	14,813	14,804	9	0.06
	7	93,704	93,356	36	312	0.04	0.37	16,731	16,719	12	0.07
	12	115,484	114,933	38	513	0.03	0.48	20,156	20,134	22	0.11
	17	129,140	128,296	33	811	0.03	0.65	15,797	15,774	23	0.15
	22	101,007	99,915	37	1,055	0.04	1.08	10,008	9,980	28	0.28
	26	92,880	91,548	30	1,302	0.03	1.43	8,048	8,021	27	0.34
	27	94,175	92,766	36	1,373	0.04	1.50	8,140	8,114	26	0.32
	28	90,213	88,806	19	1,388	0.02	1.56	7,660	7,625	35	0.46
	29	86,343	85,100	31	1,212	0.04	1.44	7,446	7,422	24	0.32
	30	84,110	82,884	32	1,194	0.04	1.46	7,353	7,328	25	0.34
簡裁	昭和 55 年	102,282	102,062	54	166	0.05	0.22	11,958	11,949	9	0.08
	60	109,497	109,160	45	292	0.04	0.31	12,635	12,623	12	0.09
	平成 2 年	80,899	80,719	29	151	0.04	0.22	9,555	9,550	5	0.05
	7	78,589	78,350	23	216	0.03	0.30	9,552	9,546	6	0.06
	12	93,248	92,816	17	415	0.02	0.46	10,179	10,169	10	0.10
	17	103,582	102,912	17	653	0.02	0.65	8,631	8,621	10	0.12
	22	82,101	81,224	20	857	0.02	1.07	6,679	6,662	17	0.25
	26	76,657	75,586	19	1,052	0.02	1.40	5,433	5,417	16	0.29
	27	78,880	77,685	20	1,175	0.03	1.51	5,610	5,595	15	0.27
	28	75,026	73,831	16	1,179	0.02	1.59	5,142	5,118	24	0.47
	29	72,053	71,056	27	970	0.04	1.38	4,899	4,887	12	0.24
	30	69,809	68,848	28	933	0.04	1.38	4,796	4,784	12	0.25
地裁	昭和 55 年	25,461	25,339	40	82	0.16	0.48	7,241	7,225	16	0.22
	60	22,856	22,768	31	57	0.14	0.39	6,802	6,794	8	0.12
	平成 2 年	15,860	15,753	21	86	0.13	0.67	5,258	5,254	4	0.08
	7	15,115	15,006	13	96	0.09	0.72	7,179	7,173	6	0.08
	12	22,236	22,117	21	98	0.09	0.54	9,977	9,965	12	0.12
	17	25,558	25,384	16	158	0.06	0.68	7,166	7,153	13	0.18
	22	18,906	18,691	17	198	0.09	1.14	3,329	3,318	11	0.33
	26	16,223	15,962	11	250	0.07	1.61	2,615	2,604	11	0.42
	27	15,295	15,081	16	198	0.10	1.40	2,530	2,519	11	0.43
	28	15,187	14,975	3	209	0.02	1.40	2,518	2,507	11	0.44
	29	14,290	14,044	4	242	0.03	1.72	2,547	2,535	12	0.47
	30	14,301	14,036	4	261	0.03	1.85	2,557	2,544	13	0.51

(注) 1 延べ人員である。

2 平成 30 年は速報値である。

第19表 差押・記録命令付差押・検索(許可)状・検証許可状の請求と発付等

(昭和55、60年、平成2、7、12、17、22、26~30年) 一簡裁・地裁

裁判所 区分 年次	総 数						簡 裁						地 裁					
	請求 (A)	発付 (B)	却下 (C)	取下げ (D)	B A %	B+C A %	請求 (D)	発付 (E)	却下 (F)	取下げ (G)	E D %	E+F D %	請求 (G)	発付 (H)	却下 (I)	取下げ (J)	H G %	H+I G %
昭和 55 年	89,747	(6) 89,235	152	360	0.17	0.57	67,958	(1) 67,667	63	228	0.09	0.43	21,789	(5) 21,568	89	132	0.41	1.01
60	111,631	(4) 110,681	190	760	0.17	0.85	89,718	89,039	102	577	0.11	0.76	21,913	(4) 21,642	88	183	0.40	1.24
平成 2 年	114,381	113,168	212	1,001	0.19	1.06	91,505	90,718	104	683	0.11	0.86	22,876	22,450	108	318	0.47	1.86
7	155,129	(1) 153,120	120	1,889	0.08	1.30	124,283	122,898	78	1,307	0.06	1.11	30,846	(1) 30,222	42	582	0.14	2.02
12	183,129	(3) 181,014	76	2,039	0.04	1.15	143,903	142,415	42	1,446	0.03	1.03	39,226	(3) 38,599	34	593	0.09	1.60
17	207,542	204,983	45	2,514	0.02	1.23	167,050	165,077	18	1,955	0.01	1.18	40,492	39,906	27	559	0.07	1.45
22	223,557	(6) 219,516	43	3,998	0.02	1.81	188,420	(1) 185,049	24	3,347	0.01	1.79	35,137	(5) 34,467	19	651	0.05	1.91
26	239,015	(8) 234,076	115	4,824	0.05	2.07	206,566	(3) 202,439	91	4,036	0.04	2.00	32,449	(5) 31,637	24	788	0.07	2.50
27	250,179	(4) 244,755	108	5,316	0.04	2.17	216,008	211,444	59	4,505	0.03	2.11	34,171	(4) 33,311	49	811	0.14	2.52
28	247,787	(5) 242,119	48	5,620	0.02	2.29	212,800	207,951	35	4,814	0.02	2.28	34,987	(5) 34,168	13	806	0.04	2.34
29	245,878	(6) 240,197	56	5,625	0.02	2.31	212,050	207,324	49	4,677	0.02	2.23	33,828	(6) 32,873	7	948	0.02	2.82
30	252,974	(4) 247,712	103	5,159	0.04	2.08	217,979	213,480	84	4,415	0.04	2.06	34,995	(4) 34,232	19	744	0.05	2.18

(注) 1 延べ人員である。

2 ( ) 内は職権により発付された人員で外数である。

3 平成30年は速報値である。

第20表 勾留請求と勾留状の発付等

(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 26~30年) 一簡裁・地裁

裁判所区分 年次	総 数						簡 裁						地 裁					
	請求 (A)	発付 (B)	却下 (C)	取下げ	$\frac{B}{A}$ %	$\frac{B+C}{A}$ %	請求 (D)	発付 (E)	却下 (F)	取下げ	$\frac{E}{D}$ %	$\frac{E+F}{D}$ %	請求 (G)	発付 (H)	却下 (I)	取下げ	$\frac{H}{G}$ %	$\frac{H+I}{G}$ %
昭和 55 年	93,291	(5,298) 92,362	899	30	0.96	1.00	47,789	(789) 47,554	219	16	0.46	0.49	45,502	(4,509) 44,808	680	14	1.49	1.53
60	103,753	(5,692) 103,344	388	21	0.37	0.39	52,275	(723) 52,154	108	13	0.21	0.23	51,478	(4,969) 51,190	280	8	0.54	0.56
平成 2 年	76,914	(3,826) 76,525	378	11	0.49	0.51	42,700	(534) 42,614	76	10	0.18	0.20	34,214	(3,292) 33,911	302	1	0.88	0.89
7	90,977	(4,076) 90,664	287	26	0.32	0.34	47,168	(435) 47,092	66	10	0.14	0.16	43,809	(3,641) 43,572	221	16	0.50	0.54
12	122,916	(5,585) 122,354	549	13	0.45	0.46	62,533	(561) 62,427	94	12	0.15	0.17	60,383	(5,024) 59,927	455	1	0.75	0.76
17	152,445	(5,199) 151,720	711	14	0.47	0.48	78,690	(517) 78,548	133	9	0.17	0.18	73,755	(4,682) 73,172	578	5	0.78	0.79
22	123,289	(3,281) 121,634	1,648	7	1.34	1.34	75,833	(330) 75,445	384	4	0.51	0.51	47,456	(2,951) 46,189	1,264	3	2.66	2.67
26	115,332	(2,665) 112,193	3,127	12	2.71	2.72	70,761	(166) 69,887	863	11	1.22	1.24	44,571	(2,499) 42,306	2,264	1	5.08	5.08
27	115,888	(3,128) 111,979	3,891	18	3.36	3.37	70,604	(201) 69,538	1,053	13	1.49	1.51	45,284	(2,927) 42,441	2,838	5	6.27	6.28
28	111,391	(2,464) 106,995	4,394	2	3.94	3.95	66,592	(142) 65,222	1,369	1	2.06	2.06	44,799	(2,322) 41,773	3,025	1	6.75	6.75
29	107,267	(2,534) 101,993	5,268	6	4.91	4.92	63,591	(151) 62,035	1,551	5	2.44	2.45	43,676	(2,383) 39,958	3,717	1	8.51	8.51
30	104,720	(2,345) 98,544	6,169	7	5.89	5.90	59,827	(121) 57,900	1,921	6	3.21	3.22	44,893	(2,224) 40,644	4,248	1	9.46	9.46

(注) 1 延べ人員である。

2 ( ) 内は職権により発付された人員で外数である。

3 平成30年は速報値である。

第21表 通常第一審における勾留、保釈請求、保釈人員及びその割合

(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 26~30年) 一簡裁・地裁

裁判所 年次	区分 新受人員 (A)	その年中に勾留状に保釈が発付された人員 (B)	その年中に保釈が請求された人員 (C)	その年中に保釈が許可された人員 終局前(D) 終局後(E)		勾留率 $\frac{B}{A}$ %	保釈請求率 $\frac{C}{B}$ %	保釈率 $\frac{D}{B}$ %	保釈許可率 $\frac{D+E}{C}$ %	
				終局前(D)	終局後(E)					
総数	昭和55年	115,911	57,683	39,598	19,150	1,716	49.8	68.6	33.2	52.7
	60	115,899	61,693	29,301	14,224	859	53.2	47.5	23.1	51.5
	平成2年	79,850	43,922	20,814	11,008	640	55.0	47.4	25.1	56.0
	7	84,028	50,850	17,501	8,958	374	60.5	34.4	17.6	53.3
	12	109,728	67,906	18,292	8,831	282	61.9	26.9	13.0	49.8
	17	130,221	82,798	19,539	10,396	310	63.6	23.6	12.6	54.8
	22	98,551	65,125	20,809	11,741	477	66.1	32.0	18.0	58.7
	26	81,470	54,670	21,544	12,683	693	67.1	39.4	23.2	62.1
	27	83,387	55,440	22,812	14,233	802	66.5	41.1	25.7	65.9
	28	78,891	51,279	23,918	15,018	1,127	65.0	46.6	29.3	67.5
簡裁	29	75,511	48,614	23,294	15,230	1,360	64.4	47.9	31.3	71.2
	30	75,225	47,107	22,520	15,329	1,464	62.6	47.8	32.5	74.6
	昭和55年	26,923	13,248	4,830	2,422	49	49.2	36.5	18.3	51.2
	60	24,958	12,996	3,237	1,657	46	52.1	24.9	12.8	52.6
	平成2年	16,087	9,067	2,148	1,292	18	56.4	23.7	14.2	61.0
	7	14,884	8,947	1,623	899	10	60.1	18.1	10.0	56.0
	12	15,587	9,621	1,282	722	-	61.7	13.3	7.5	56.3
	17	18,491	11,246	1,345	759	5	60.8	12.0	6.7	56.8
	22	12,164	8,210	1,257	661	3	67.5	15.3	8.1	52.8
	26	8,694	5,482	1,276	703	4	63.1	23.3	12.8	55.4
	27	7,821	4,859	1,379	716	10	62.1	28.4	14.7	52.6
	28	6,991	4,034	1,295	682	10	57.7	32.1	16.9	53.4
地裁	29	6,681	3,827	1,233	678	24	57.3	32.2	17.7	56.9
	30	6,197	2,650	1,122	515	7	42.8	42.3	19.4	46.5
	昭和55年	88,988	44,435	34,768	16,728	1,667	49.9	78.2	37.6	52.9
	60	90,941	48,697	26,064	12,567	813	53.5	53.5	25.8	51.3
	平成2年	63,763	34,855	18,666	9,716	622	54.7	53.6	27.9	55.4
	7	69,144	41,903	15,878	8,059	364	60.6	37.9	19.2	53.0
	12	94,141	58,285	17,010	8,109	282	61.9	29.2	13.9	49.3
	17	111,730	71,552	18,194	9,637	305	64.0	25.4	13.5	54.6
	22	86,387	56,915	19,552	11,080	474	65.9	34.4	19.5	59.1
	26	72,776	49,188	20,268	11,980	689	67.6	41.2	24.4	62.5
裁	27	75,566	50,581	21,433	13,517	792	66.9	42.4	26.7	66.8
	28	71,900	47,245	22,623	14,336	1,117	65.7	47.9	30.3	68.3
	29	68,830	44,787	22,061	14,552	1,336	65.1	49.3	32.5	72.0
	30	69,028	44,457	21,398	14,814	1,457	64.4	48.1	33.3	76.0

(注) 1 延べ人員である。

2 「勾留状が発付された人員」とは、第一審において受理時に既に勾留されていた人員及び受理後、終局前に新たに勾留状が発付された人員をいう。

3 保釈が請求された人員には、同一被告人に対して時を異にして保釈の請求があったときはその都度1人として計した。

4 勾留率は、新受人員のうち勾留状が発付された人員の割合とは一致しないが、統計上は近似する。

5 保釈率は、勾留状が発付された人員のうち保釈が許可された人員の割合とは一致しないが、統計上は近似する。

6 保釈許可率は、保釈が請求された人員のうち保釈が許可された人員の割合とは一致しないが、統計上は近似する。

7 平成30年は速報値である。

第22表 準抗告事件の処理状況 (平成21年~30年) -地裁

事項	年次	地 裁	
		新受人員	原裁判又は原処分の取消し・変更のあったもの
刑訴法 429条	平成21年	6,461	1,355
	22	7,172	1,327
	23	7,608	1,371
	24	9,016	1,577
	25	9,438	1,512
	26	9,570	1,775
	27	10,323	2,018
	28	10,868	2,115
	29	11,166	2,205
	30	13,263	2,541
刑訴法 430条	平成21年	114	7
	22	87	4
	23	154	31
	24	53	9
	25	263	9
	26	78	9
	27	151	15
	28	111	9
	29	110	6
	30	102	8

(注) 延べ人員であり、平成30年の数値は速報値である。

第23表 医療観察処遇事件における終局区分

(平成17年～30年) 一地域

区分 年次	終局 人員	終局区分																		その他	
		入院・通院 (33条1項)						退院・入院継続 (49条又は50条)			処遇終了・ 通院期間延長 (54条又は55条)			再入院等 (59条)			61条1項				
		42条1項			40条1項 (却下)			51条1項			56条1項			入院 乗 却 處遇終了 (2号) (61条3項 の場合も 含む)			61条1項				
入院 (1号)	通院 (2号)	院医療を 行わない 旨の決定 (3号)	決定の割 合 (A/ (A+B +C))	対象行為 (1号)	心神喪失 を行って 者等では ないな いな い (2号)	法42条 2項 (却下)	入院継続 確認等 (1号)	退院許可 (2号)	医療終了 (3号)	通院期間 延長決定 等 (1号)	医療終了 延長決定 等 (2号)	入院 (1号)	乗 (2号)	却 (3号)	處遇終了 (2号) (61条3項 の場合も 含む)	入院 (1号)	乗 (2号)	却 (3号)	その他		
(A)	(B)	(C)	(%)																		
総数	19,534	3,246	622	761	70.1	10	143	3	10,780	2,164	420	158	675	73	11	4	464				
平成17年	80	49	19	7	65.3	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
18	520	191	80	68	56.3	2	7	-	110	28	2	-	2	1	-	-	-	-	29		
19	935	250	75	75	62.5	2	14	-	362	75	24	-	17	1	-	-	-	-	40		
20	1,198	257	62	68	66.4	1	13	-	583	115	27	1	38	2	1	1	1	29			
21	1,278	204	51	54	66.0	1	8	-	651	168	48	5	51	5	-	-	-	-	32		
22	1,347	242	61	46	69.3	-	17	-	679	157	34	11	55	5	1	1	1	38			
23	1,534	269	38	72	71.0	1	13	-	856	145	25	10	51	14	-	1	1	39			
24	1,691	257	39	74	69.5	-	11	2	955	189	45	18	49	4	2	1	1	45			
25	1,746	267	39	59	73.2	-	14	-	1,036	166	34	26	51	9	-	-	-	45			
26	1,859	262	31	53	75.7	1	8	-	1,139	203	31	22	66	6	1	-	-	36			
27	1,916	253	33	46	76.2	-	6	-	1,141	257	45	20	65	7	-	-	-	43			
28	1,769	237	36	50	73.4	1	13	-	1,054	210	37	14	75	7	2	-	-	33			
29	1,851	268	32	48	77.0	-	5	-	1,121	208	40	16	84	6	2	-	-	21			
30	1,810	240	26	41	78.2	-	11	1	1,093	243	28	15	71	6	2	-	-	33			

(注) 1 実人員である。

2 1人で複数の終局区分がある場合には、最も左にある区分のみに計上した。

3 「その他」は、入院・通院の申立て以外の申立てにおける却下（法51条2項、法56条2項及び61条2項）のほか、移送や取下げである。

4 平成30年の数値は速報値である。

(令和2年1月)  
令和元年度実務協議会（冬季）資料

## 家庭裁判所の現状と課題



最高裁判所事務総局家庭局

## はじめに

家庭裁判所は、家庭や家族に係る紛争や、少年の非行について、その背後にある原因を探りながら、それぞれの事案に応じた適切妥当な措置を講じ、将来を展望した解決を図るという理念に基づき、昭和24年1月1日に創設された。

その基本的役割は創設から70年を経ても変わることはないが、社会状況や価値観の変化の中で、家庭裁判所に求められる具体的な役割もまた変化してきており、家庭裁判所は、その変化を踏まえつつ、上記の理念の実現に向けて的確に対応していくことが求められている。

本資料は、こうした家庭裁判所の現状及び課題をコンパクトにまとめたものである。

(平成31年最高裁判所長官「新年のことば」より)

家庭裁判所は今年で創設70周年を迎えます。その間の歩みの中で、裁判所に持ち込まれる事件には常にその時々の社会経済情勢や人々の家族観・価値観が反映されてきましたが、近時における家族や社会の在りようの変化にはとりわけ目を見張るものがあり、家事事件は、当事者間の対立が先鋭化するなどして解決が困難な事案が増えています。少年事件においても、調査や処遇判断に困難を覚える事件が少なくありません。また、こうした変化に伴い、家庭裁判所が社会で果たすべき役割も、それに応じて大きく変わりつつあります。成年後見制度については、成年後見制度利用促進基本計画を受けて、市町村をはじめとする関係機関との間で連携に向けた協議が進められています。裁判所としては、引き続き個々の事件処理における運用の改善に向けた努力を尽くしていく一方で、計画の目指す地域連携ネットワークの構築へ向けて、関係機関とも協力していかなければなりません。各職種がそれぞれの果たすべき役割を改めて検討し、関係機関との連携を強化するなどして、家庭裁判所としての機能を一層充実させていくことが求められます。

## 第1 家裁の事件の概況

### 1. 家事事件等の概況

平成30年の家事事件及び人事訴訟等事件の新受総件数は106万6,332件であり、この10年間で約3.3%増となっている。このうち家事審判事件は88万3,001件（10年間で約4.2%増）、家事調停事件は13万5,793件（同約2%減）で、これらが全体の約9.6%を占めている。家裁は、これまでも社会経済情勢の変化に対応し、事務処理の態勢や方式を工夫、改善してきたが、家事事件手続法（以下「家事法」という。）の趣旨やその背景にある国民のニーズを踏まえて、事件の種別を問わず、更に取組を深化させる必要がある。

#### （1）家事審判事件の概況

家事審判事件の約9.8%を占める別表第一審判事件の新受件数については、増加傾向が続いている。特に成年後見関係事件の増加が著しい。

他方、別表第二審判事件の新受件数については、近年増加傾向にあつたが、平成25年以降、緩やかな減少傾向にある。もっとも、子の監護に関する処分事件は、平成25年以降もおおむね増加傾向にある。

#### （2）家事調停事件の概況

家事調停事件の新受件数は、平成19年から平成24年まではおおむね増加傾向にあつたが、平成25年以降、高止まり状態になり、平成30年も高水準にある。

#### （3）人事訴訟事件の概況

人事訴訟事件の新受件数は、平成16年4月に家裁へ移管された後、平成24年に最も多くなったが、平成25年以降は減少傾向にある。

#### （4）子の返還申立事件の概況

子の返還申立事件の新受件数は、平成26年（ただし、施行された4月以降）は9件、平成27年は26件、平成28年は25件、平成29年は12件、平成30年は27件であった。

### 2 少年事件の概況

少年保護事件の新受人員は、平成14年以降減少しており、平成30年は、6万4,869人（前年比約1.2%減。10年間で約6.3%減）となっている。この減少傾向は、少年人口の減少が一つの要因と考えられるが、新受人員は、少年人口の減少割合以上に減少している。

事件種別で見ると、交通関係事件は一貫して減少しており、平成30年は2万8,834人（前年比約1.2%減）となった。これは、10年前と比べると約5.3%減少したことになる。また、同様に一般事件も減少しており、平成30年は3万6,035人（前年比約1.2%減）となった。一

方、凶悪犯（殺人、放火、強盗及び強制性交等）は、平成24年から平成29年までは減少傾向にあったが、平成30年は461人（前年比約1.7%増）となった。

個別の事件を見ると、社会的関心を集める重大事件や、資質や家庭等の環境に根深い問題を抱えた少年の事件が少なくない。複雑多様な事件について、適正な事件処理が求められているといえる。

## 第2 家事事件関係

### 1 家事法の下における家事事件の処理に関し運用上検討すべき事項

#### （1）家事法施行の意義

平成25年1月に施行された家事法は、家族をめぐる社会状況や国民の法意識の変化を背景に、当事者間の利害の対立が先鋭化し、解決困難な紛争が増加しているという家事事件を取り巻く現状にふさわしい法的紛争解決手続を実現しようとするものであり、家事事件の手続を現代社会の要請に合致したものとするため、当事者等の手続保障に資する規定を拡充するなどし、また、手続をより利用しやすくするための制度を新設するなどしている。

家事法の下における家事事件の処理に当たっては、法の規定を遵守することは当然のことであるが、裁判官を始めとする各職員が、家事法が制定された背景をしっかりと理解した上、家事法の趣旨に則った運用の実現に努めることが求められている。

#### （2）家事法の下における家事調停の運営

家事法の施行は、家裁の紛争解決機能の強化を実現するための重要な契機と位置付けられるところであり、各家裁においては、家裁の主要な事件である家事調停の運営改善に取り組んでいる。

家事調停の運営改善の取組においては、裁判官はもとより、家事調停委員、書記官、家裁調査官等の関係職種が、問題意識を共有してそれぞれの役割を適切に果たしていく必要があり、定量的、定性的両面からの効果検証の視点を持ちながら、この取組を序として継続していくことが肝要と考えられる。このような観点から、協議会等においては、家事調停における裁判官の効果的な関与の実現方法、裁判官と関係職種の果たすべき役割を踏まえた書記官及び家裁調査官との合理的な役割分担や連携の在り方、取組の効果検証の在り方、効果検証の結果を踏まえて取組を修正し、これを継続、定着させていくための課題といった点について議論が重ねられてきており、家裁においては、関係職種間の連携をベースとした紛争解決機能の強化に取り組んでいくことが必要との意識が浸

透しつつある。

今後は、今まで積み重ねてきた総論的な議論を、個別具体的な事件の中でどのように実践していくのかといった視点で検討を深めていくことも重要であり、離婚調停事件や子の監護に関する事件など、裁判官のリーダーシップと関係職種との連携が強く求められる複雑困難な事件類型を意識しながら、更に取組を進めていくことが求められている。

### (3) 家事法の運用上の諸問題

申立書の写しの送付、子の意思の把握・考慮、電話・テレビ会議、調停に代わる審判（別表第二に掲げる事項につき新設）等、家事事件の手続に関し規定が新設されたものについては、それぞれ新設された趣旨等を十分に踏まえた運用の定着に向けた実務が積み重ねられているところである。

なお、家事事件に限らず、秘匿情報の適切な管理が課題とされており、各家裁においては、これを実現するための職種間連携の在り方を含めた検討や実践が進められている。

## 2 後見関係事件及び財産管理人選任事件の運用見直し

### (1) 後見関係事件の運用見直しの現状

後見関係事件は、平成12年4月に現在の成年後見制度が始まって以来増加の一途をたどっており、平成30年12月末日現在の管理継続中の本人数は、約22万7,000人に上っている（平成29年12月末日時点は約21万9,500人）。また、政府が作成したオレンジプランによれば、我が国における認知症有病者数は平成37年には約700万人に上ると推計されており、成年後見制度の利用者数は、今後更に増加することが見込まれる。このような状況から、国民の成年後見制度に対する関心も高い状況にあり、近年、家裁においては、従前の制度運用がノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視といった成年後見制度の趣旨に沿ったものとなっているかという視点で検討を重ねてきた。

とりわけ、後見等監督の在り方については、後見人の裁量を尊重するという制度趣旨を踏まえたものとなっているかという点について、現状を客観的に検証した上で、実証的な視点を持って見直しが進められ、その結果、後見人が家裁に報告する事項を必要かつ十分な範囲に絞り込み、家裁が審査すべき事項を明確にするといった新たな監督手法が定着しつつあるが、引き続き、新たな監督手法の定着に向けた取組を進めていく必要がある。今後は、成年後見制度の趣旨から在るべき後見監督の姿を検討するという取組の理念を序として継承していくことが課題である。

## (2) 外部機関との連携に向けた取組

平成28年5月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が施行された。同法に基づいて設置された「成年後見制度利用促進委員会」において、政府が策定する「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）について盛り込むべき事項について議論が重ねられた。その結果、平成29年1月、市町村が主体となって、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築とその中核となる機関を設置することが望ましい旨が記載された成年後見制度利用促進委員会の意見書が提出され、政府は、同意見書を踏まえ、平成29年3月に基本計画を閣議決定し、平成29年度から、基本計画に沿って制度の利用促進に関する取組が進められている。

基本計画の推進については、促進法に基づき、成年後見制度利用促進専門家会議（以下「専門家会議」という。）が設置され、厚生労働省が事務局を担うかたちで平成30年7月から会議が開催されている。

制度の運用を担う裁判所としても、政府における取組を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度の実現に向けた取組を進めていく必要がある。そのためには、後見等監督における運用の見直しに限らず、本人の生活状況等を踏まえた適切な後見人の選任や、後見開始後の本人及び後見人に対する継続的な支援といった点についても、制度の理念に沿った運用の見直しを検討していくことが求められる。また、裁判所内部における取組のみならず、地域社会全体で後見人を支援することのできる環境整備、とりわけ、利用者の身近なところで福祉行政を担っている市町村等やこれを支援する都道府県の関与が不可欠であり、また、市町村等が中核的役割を担うためにも、身上監護や財産管理において専門的な知見を有する専門職団体が行政の取組に積極的に関与し、連携していくことが重要と考えられる。

この問題は関係機関等との間の協議・運営を必要とする重要課題として司法行政的な対応を要し、事務局が事件部と一体となって庁全体で取組を進めていく必要があることから、平成29年度、平成30年度に引き続き、令和元年度も7月に最高裁において後見関係事件事務打合せを開催した。同事務打合せにおいては、①中核機関の設置に向けた自治体の取組とそれに対する家裁の連携の在り方、②基本計画を踏まえた裁判所の運用の改善に向けた取組、③後見人等による意思決定支援の在り方についての指針の策定、④裁判所の取組等を迅速かつ円滑に行うための態勢などについて意見交換等を行った。前記②に関し、家庭局と日弁連等の専門職団体との間で、基本計画を踏まえた後見人等の選任と報酬付

与の在り方について継続的に協議を重ねている。基本計画を踏まえた後見人等の選任の在り方については家庭局と専門職団体との間で認識の共有に至り、報酬付与の在り方については専門職団体からの意見を踏まえ、各家裁において今後の運用について具体的な検討を行うことについての理解を得て、各家裁での検討を行う際の参考となる資料を添付した家庭局第二課長書簡を平成31年1月に発出した。また、家庭局と専門職団体との間で、親族後見人に対する支援という観点から後見監督人に期待される役割についても、今後の検討の基本となる考え方方がおおむね共有されたので、その内容について記載した家庭局第二課長書簡を令和元年8月に発出した。今後、各家裁において、親族後見人支援を中心核に据えた後見人選任の運用を進めるとともに、後見人等が行った事務の内容等に応じて報酬を付与するという考え方に基づき、大規模庁における検討状況を参考しながら、新たな報酬算定基準の検討が進められる見込みである。

令和元年度は、基本計画の対象期間である5年間の中間年度であり、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う中間検証が予定されている。令和元年5月に開催された専門家会議（第3回）においては、基本計画に盛り込まれている施策の進捗状況についての報告がされたほか、2021年度末までに達成すべき数値目標（KPI）が設定された。また、専門家会議において「中間検証ワーキンググループ」が設置され、令和元年10月から同年12月にかけて、4回にわたり、施策ごとに中間検証に向けた意見交換が行われた。これを踏まえて、中間検証取りまとめ案が作成され、令和2年2月から3月ごろにかけて、この案を専門家会議で審議し、取りまとめられた中間検証の結果は、成年後見制度利用促進会議に報告された後、冊子にして発出される見込みである。このような状況も踏まえ、成年後見制度の利用促進に向けた地方自治体等における実践的な検討や取組が進められることが予想される中、家裁も地方自治体や専門職団体等の外部機関と十分に連携し、促進法及び基本計画において家裁に求められている役割を果たしていくことが求められる。

成年後見制度で利用する診断書については、財産管理能力の確認に偏り過ぎているという指摘を踏まえ、判断能力についての医師の意見欄の表現を見直すなどの改定を行うとともに、福祉関係者が有している本人の生活状況等の情報を医師に伝え、より的確に診断を行ってもらうため、平成31年4月から、新たに「本人情報シート」を導入した。

### **(3) 不正防止に関する取組**

後見人等による不正事案数や被害額については、平成30年1月から12月までの1年間に報告された不正事案は250件、被害総額は約11億3,000万円で、前年と比べて減少したものの(平成29年1月から12月までに報告された不正事案は294件、被害総額は約14億4,000万円)、なお社会的に許容される水準とはいがたい状況にある。

不正対応については、平成23年以来、各家裁において、不正対応時の緊急事務処理態勢の確立に向けた取組が進められており、一定の成果を上げつつあるように思われるが、今後も引き続き不正対応の重要性等について注意を喚起し、更なる不正被害を防止するために必要かつ合理的な措置を迅速に講ずることの重要性を十分に認識した運用を徹底することが必要である。

また、後見制度支援信託については、平成24年2月から平成30年12月末日までの間に、2万4,409件が契約締結に至っており、支部・出張所における利用件数も徐々に伸びできている。

さらに、基本計画の閣議決定を受けて、一部の地域金融機関において、後見制度支援預貯金の取扱いが開始された。同預貯金を取り扱う金融機関は徐々に増えており、平成30年1月から同年12月末日までの間に531件が契約締結に至っている。今後は、同預貯金を取り扱う金融機関が更に増加することが予想される。

後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金のような不正防止効果のある金融商品については、更なる利用拡大に向けた各家裁の取組が期待される。

#### (4) 財産管理事件の処理について

財産管理事件の新受件数に関する過去10年の動向を見ると、不在者財産管理事件については、8,000件前後で推移しているのに対し、相続財産管理事件は、年々増加を続け、平成29年には2万件を超え、10年間で約1.6倍となった。

財産管理事件において、定期的に財産状況を確認することの必要性や、特に相続財産管理事件において、管理終了に向けて計画的に清算手続を進めるため、管理人に対する助言や働き掛けを行うことの重要性については、従来から強調されてきたところである。また、財産管理上の問題を把握した後は、後見関係事件と同様に、財産の流出を阻止する措置を迅速に講じることが求められている。

平成30年11月から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)が一部の規定を除き施行されている。同法には、所有者不明土地を適切に管理するため特に必要があると認め

るときは、国の行政機関の長又は地方公共団体の長が、家裁に対し、財産管理人の選任を請求できるとする民法の特例が定められている。今後、国の行政機関の長等からの財産管理人選任事件の申立てが増加することが予想されるところであり、事案の性質に応じて、適切な運用を行うことが求められている。

### 3 人事訴訟事件の適正かつ迅速な審理

家裁に人事訴訟が移管されて15年が経過した。その間、未済事件は、平成20年以降、年々増加し、平成23年12月末時点で1万件を超える状態となっていたが、平成24年以降、9,700件前後で推移している。

また、既済事件の平均審理期間は長期化する傾向にあり、平成30年の平均審理期間は12.8月であった。未済事件の平均審理期間も、平成24年は若干短縮したものの、平成25年以降は長期化傾向に戻っていることからすると、平均審理期間の長期化の原因を長期未済事件の優先的な処理に求めることは難しいと考えられる。

なお、平成30年の既済事件の平均審理期間は、地裁で処理していた当時（平成15年）よりも審理期間は約3.5月長くなっている。また、財産分与の申立てがある離婚の訴えでは、争点整理期間を中心に年々審理期間が長期化しており（平成20年は13.0月、平成30年は16.5月）、財産分与に関する合理的かつ効率的な審理の在り方等について検討することが必要であると指摘されている。さらに、財産分与の申立てがないものについても、審理期間が年々長期化していること（平成20年は9.4月、平成30年は11.4月）を直視した上で、その原因分析及び対応策の検討が重要であると考えられる。

### 4 國際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の運用

国際結婚が破綻した場合等において、子が国境を越えて不法に連れ去られた際に、迅速に常居所地国に子を返還すること等を定めた「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」が、平成26年4月、日本について効力を生じ、その国内実施法（平成25年法律第48号）及び実施規則（平成25年最高裁判所規則第5号）も施行された。

子の返還申立事件の第一審専属管轄を有する東京家裁及び大阪家裁並びに抗告審裁判所である東京高裁及び大阪高裁においては、適切な運用の確立に向けた取組がされており、これまでのところ、円滑な事件処理がされているところである。東京・大阪以外の家裁に係属する親権者の指定若しくは変更又は子の監護に関する処分についての審判事件及びこれらの抗告事件においても、一定の場合には、上記実施法及び実施規則の適用がある

ところであり、この点については留意が必要である。

## 5 最近の立法の動向について

### (近時成立した法律について)

#### (1) 児童虐待対応に関する児童福祉法等の改正

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）が、平成30年4月に施行された。

この改正により、①児福法28条の審判事件において家裁が都道府県に対して保護者指導措置を行うよう勧告できる場面が拡大し、②保護者の意思に反して2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに家裁の承認審判を必要とする制度が創設された。

#### (2) 国際裁判管轄に関する規律等の整備

人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄に関する改正法が、平成31年4月に施行された。

この法律の主な内容は、①人事訴訟法の一部を改正し、人事に関する訴えについて日本の裁判所が管轄権を有する場合等を定めるとともに、②家事事件手続法の一部を改正して、家事事件について、その申立てに係る事件の類型ごとに日本の裁判所が管轄権を有する場合を定め、③民事執行法の一部を改正して、外国裁判所の家事事件における裁判についての執行判決を求める訴えについて、原則として家裁が管轄することを定めるというものである。

#### (3) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）が、平成30年11月に施行された。

この法律には、土地収用法の特例などとともに、所有者不明土地を適切に管理するため特に必要があると認めるときは、国の行政機関の長又は地方公共団体の長が、家裁に対し、不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任を請求できるとする民法の特例が定められている。

#### (4) 成年年齢の引下げ

民法の成年年齢を18歳に引き下げる民法の一部改正法が、平成30年6月に成立し、公布された。この法律は、一部の規定を除き、令和4年4月1日から施行される。

家事事件において、成年年齢引下げ後に影響が及ぶものとしては、親権喪失事件、親権停止事件、管理権喪失事件、親権・管理権辞任許可事件、未成年者を養子とする場合の養子縁組許可事件、離縁後の未成年後見人選任事件、離縁後の親権者の指定事件、未成年後見人選任事件、親権者の指定・変更事件などがある。

## (5) 相続法制の見直し

相続に関する規律を見直す改正法が、平成30年7月に成立し、公布された。この法律は、配偶者居住権を除く主な規定につき令和元年7月に施行された。配偶者居住権については、令和2年4月1日から施行される。

この法律の主な内容は、①配偶者の居住権を保護するための方策、②遺産分割に関する見直し等（配偶者保護のための持戻し免除の意思表示の推定規定や仮払い制度等の創設・要件明確化等）、③遺言制度に関する見直し（自筆証書遺言の方式緩和や自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設等）、④遺留分制度に関する見直し、⑤相続の効力等（権利及び義務の承継等）に関する見直し、⑥相続人以外の者の貢献を考慮するための方策である。

法改正を受けて、申立書の記載事項に関し、家事事件手続規則の一部が改正された。

## (6) 執行法制の見直し

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律が、令和元年5月に成立し、公布された。この法律は、一部の規定を除き、令和2年4月1日から施行される。

この法律のうち国際的な子の返還の強制執行に関するものの主な内容は、①間接強制の前置に関する規律の見直し、②債務者の審尋に関する規律の見直し、③子と債務者の同時存在に関する規律の見直し、④債務者の占有する場所以外の場所における執行官の権限等に関する規律の見直し、⑤子の身上の配慮に関する規律の新設である。民事執行法については、国際的な子の返還の強制執行と同内容の規定が設けられた。なお、この法律により、債務者の財産状況に関する情報取得手続が新設され、養育費の権利者も、金融機関等から預貯金債権情報を、市町村等から給与債権情報を、それぞれ取得できることになり、強制執行を行いやすくなる。

## (7) 戸籍法の改正

戸籍法の一部を改正する法律が、一部の規定を除き、令和元年6月に施行された。

この法律の主な内容は、マイナンバー法による情報連携により、一定の行政手続における戸籍証明書の添付省略を可能とするとともに、戸籍の記載事項の正確性を担保するための規定を整備することなどである。

家裁実務に影響のある事項としては、戸籍訂正の要件の明確化が行われた。

### **(8) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の改正**

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律が、一部の規定を除き、令和元年7月に施行された。

家裁実務に影響がある事項としては、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する遺留分に関する民法の特例の対象が、個人事業者の経営承継に拡大された。

### **(9) 成年被後見人等の権利制限（次格事由）の見直し**

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和元年6月に成立し、公布された。この法律は、条文によって施行日が異なり、令和元年6月14日、同年9月14日、同年12月1日、同月14日に分かれて施行された。

この法律は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人を資格、職種、営業許可等から一律に排除する規定について、これを削除したり、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、必要な能力の有無を判断する規定（個別審査規定）を整備したりすることなどを内容としている。

### **(10) 特別養子縁組制度の改正**

特別養子縁組制度の改正を内容とする民法等の一部を改正する法律が、令和元年6月に成立し、公布された。この法律は、一部の規定を除き、令和2年4月1日から施行される。

この法律の主な内容は、①養子となる者の年齢要件等の見直し及び②2段階の手続の導入等、特別養子縁組の成立の手続に係る規律の見直しである。

法改正を受けて、家事事件手続規則の一部が改正された。

### **(法案の提出が検討されているものについて)**

#### **(11) 登記制度・土地所有権の在り方の見直し**

政府は、所有者不明土地問題の解決に向けた取組を加速しており、平成29年10月から、登記制度・土地所有権の在り方に関する研究会が始まられた。この研究会では、物権法・登記法に関する論点のほか、財産管理制度に関する規律や遺産分割の促進に関する規律についても議論がされ、平成31年2月に研究会の報告書が取りまとめられた。これを受けて、同月の法制審議会第183回会議において、相続等による所有者不明土地の発生を予防するための仕組み及びこれを円滑かつ適正に利用するための仕組みを整備するために必要な方策について諮問が行われ、同年3月から法制審議会の民法・不動産登記法部会において審議が行わ

れている。

#### **(12) 民法の嫡出推定制度に関する規定及び懲戒権に関する規定等の見直し**

いわゆる無戸籍者問題解決に向けた取組の一環として、平成30年10月から、嫡出推定制度を中心とした親子法制の在り方に関する研究会が開催され、嫡出否認の訴えの提訴権者の拡大や出訴期間の見直しなど、嫡出推定制度に関する論点のほか、生殖補助医療によって生まれた子に関する親子関係の整備等について議論がされ、令和元年7月に研究会報告書が取りまとめられた。

また、同年6月に公布された児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律において、政府は施行後2年を目途に懲戒権について定めた民法第822条の規定の在り方について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとされたことを受け、同月から監護権の規定の在り方に関する研究会で議論がされ、同年7月に研究会報告書が取りまとめられた。

同年6月に開催された法制審議会第184回会議において、民法の嫡出推定制度に関する規定及び懲戒権に関する規定等の見直しについて諮問され、同年7月から法制審議会民法(親子法制)部会において、調査・審議が行われている。

#### **(13) 親権に関する規定等の見直し**

平成23年民法改正においては、親権制度の見直しに併せて、民法766条に養育費や面会交流等が例示されたが、父母の離婚後等における養育費及び面会交流の確保について、政治的にも関心が高い状況が続いていることから、同改正の附帯決議においても離婚後の共同親権の可能性を含めた検討が求められている。

令和元年11月より、家族法研究会において、離婚後の親権行使の在り方を含む家族法の課題についての議論が始まられた。

### **第3 少年事件関係**

#### **1 少年審判の機能の更なる強化**

再非行少年の割合は、依然として高い水準にあり、少年刑事司法全体の再非行防止機能についてこれまで以上に厳しい目が向けられており、家裁としては、少年審判が果たすべき役割を再認識し、その機能を充実・強化する必要がある。

かかる観点からすると、決定機関である家裁としては、家裁調査官において、非行のメカニズムを分析して少年の再非行危険性を的確に評

価し、これに基づく論理的で客観性の高い処遇意見を形成して、これを踏まえて裁判官がより適切な処遇選択を行うようにしていく必要がある。そのため、家裁調査官が行う社会調査について、裁判官とも共通認識を持ちつつ、行動科学の最新の知見に基づく統一的な分析枠組みを踏まえた客観的かつ実証的なものとすべきであり、その実現に向けた取組が進められている。

また、家裁には、適切な決定をすることのみならず、決定に至るプロセスにおいて教育的機能を発揮することも求められている。これを踏まえ、各庁においては、家裁調査官が個別面接の中で行う保護的措置（教育的措置）を含めて、少年が抱える特性や問題点に応じた保護的措置（教育的措置）のプログラムが偏りなく設けられているかについて検証し、必要に応じて見直しを行うなどの取組が進められている。

## 2 手続全体における事務処理の在り方の検証・見直しの必要性

少年審判の機能を十分に発揮するためには、調査段階のみならず、家裁送致から終局決定まで、更には、決定後を含む手続全体において事務処理が適時適切に行われる必要があり、かかる観点から、手続全体における事務処理の在り方について不断の検証、見直しが求められている。

とりわけ、再非行防止の観点からは、少年の非行性が深刻な段階に至っていない在宅事件についても、少年審判の機能を十分に発揮することが必要と考えられる。

## 3 被害者の審判傍聴制度等の運用

被害者等の審判傍聴制度は、平成20年12月から施行されたが、これまで、運用において大きな問題は生じていない。これは、各職員が慎重に運用に当たってきた結果であるといえる。特に傍聴対象事件については、今後も引き続き、被害者等の心情に配慮しつつも審判の本質的機能である教育的機能を十分に発揮するという法の趣旨に則った運用をするため、不断の改善に取り組んでいく必要がある。

傍聴対象事件については万全の態勢を整えて対応する必要があるが、既に各庁に配布されている平成22年度司法研究「少年審判の傍聴制度の運用に関する研究」では、課題として、対応の質を落とさずに態勢の合理化を図っていく必要があること、傍聴を実施する審判を適切に運営するためには合議体によるべき場合が多いと考えられるが、一部の府を除き、合議体による審理が低調であるため、事案に応じて必要な場合には積極的に合議体による審理（その前提としての回付を含む。）を行うようにする必要があること、特に身柄事件は原則として受理後4週間以内で最終審判をしなければならず、事件受理後に合議や回付の検討を始めるのでは遅きに失

する事があるため、あらかじめ、どのような場合に裁定合議決定をするか、また、支部から本庁に回付するかなどについて庁内で検討して申合せ等で決めておく必要がある旨が指摘されている。この指摘は現在においても妥当するものであり、庁として態勢整備に向けた取組を続けていくことが求められている。

平成30年における傍聴制度及び説明制度の実施状況は、傍聴につき、許可25件（47人）；説明につき、申出301件（実施287件）であった。

#### 4 裁量による国選付添人制度等の適切な運用

裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲拡大等を主な内容とする少年法の一部を改正する法律が、平成26年6月から施行された。

改正少年法の下における裁量による国選付添人制度の運用については、国選付添人の必要性判断を、立法の経緯や制度の趣旨を十分に踏まえて適切に行うとともに、選任過誤や選任遅滞を防止するため、普段から各庁の実情を踏まえて事務処理態勢を見直したり、職種間の連携を強化したりする事が極めて重要と考えられる。

#### 5 最近の立法作業の動向について

##### 少年法適用対象年齢の引下げに関する議論

少年法適用対象年齢を含む若年者に対する刑事法制の在り方全般について検討するため、平成27年11月から平成28年7月にかけて、法務省の「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」においてヒアリングが行われ、同年12月、勉強会の内容を取りまとめた報告書が公表された。同報告書には、年齢引下げについて示された意見の概要とともに、引き下げられた場合の若年者に対する刑事政策的措置が記載されている。この検討結果も踏まえ、平成29年2月に開催された法制審議会総会において、少年法における「少年」の年齢を18歳未満とすること並びに非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方並びに関連事項について諮問がされるとともに、少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会の設置が決定され、同年3月から、同部会において、諮問事項に関する審議が行われている。

諮問事項については、各論点の意見交換がされた後、審議の進め方につき、少年法適用対象年齢の引下げを議論する前提として、犯罪者に対する処遇の議論を進めること、この議論に当たり、分科会を設けてそこで検討すべき課題を整理し、その結果を適宜部会で審議することが決められた。その後、三つの分科会における議論を経て、部会において、更なる議論が

進められてきた。

その中で、家裁に関する議論としては、少年法の適用対象年齢が18歳未満に引き下げられた場合の手当として、罪を犯した18歳及び19歳の者に対し、家裁における現在の少年事件と同様の調査、審判手続を行うものとする制度の導入がある。

従前の議論では、比較的軽微な罪を犯して起訴猶予となつた者を家裁に送致して、この制度の対象とすることが検討されてきた。しかし、第21回（令和元年12月9日）の会議以降、その対象者の範囲を拡大し、現在の少年審判手続に近いものとする方向の検討が進められている。

具体的には、大きく二つの案が議論されており、一つは、一定の事件については検察官が家裁の判断を経ないで公訴を提起することができるものとし、それ以外の事件では全て家裁に送致しなければならないとするもの、もう一つは、全ての事件を家裁に送致しなければならないとするものである。現在は、このそれぞれについて手続がどのようになるかなどを整理して議論がされているところで、今後更に議論される予定である。

少年法適用対象年齢の引下げについては、少年事件の処理や家裁調査官制度はもちろん、裁判所全体に与える影響が極めて大きい問題であるため、今後の動向を注視していく必要がある。

なお、平成28年6月から施行された公職選挙法等の一部を改正する法律の附則には、選挙犯罪等についての少年法の特例として、家裁は、当分の間、18歳以上20歳未満の者による選挙犯罪等のうち連座制に係る事件について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、少年法20条1項の決定（検察官送致決定）をしなければならない旨が定められるなどしている。これらの規律に関する運用の在り方は、個別の事案に応じて判断されるべき事項であるが、その立法趣旨を十分に踏まえることが求められる。

また、前記の公職選挙法の一部改正により、満18歳以上の者が投票できることとなつたため、家裁に係属中の少年についても、対象となる少年の選挙権の行使に支障が生じないように取り扱われる必要がある。補導委託中の少年に関しては、家裁としても、補導委託先に対し、必要な情報提供や注意喚起を行つておく必要があるものと考えられ、これに関して、平成28年6月29日付け家庭局第一課長事務連絡「補導委託中の少年の選挙権の行使に対する配慮について」を発出している。

#### 第4 家裁調査官関係

##### 1. 家裁調査官の役割・機能

### (1) 検討の必要性

家裁調査官は、これまで、時々の事件状況や家裁の態勢に応じて、様々な事務を担ってきた。しかし、近年、社会情勢の変化や相次ぐ法改正を受けて、家裁における事件処理の在り方が大きく変わろうとする中で、家裁の機能をより充実させるために、家裁調査官が担うべき役割・機能を改めて検討することが求められている。家裁調査官の合理的かつ効果的な活用については、その役割・機能を明らかにした上で、各庁の事件動向、事務処理態勢等の実情を踏まえて検討する必要がある。

### (2) 家裁調査官の役割・機能

家裁調査官に関しては、家裁に設置された趣旨とその職務の法的根拠から、その職務の根幹は、行動科学の知見及び技法等を基盤として、事実の調査と調整を行うことにあるといえる。具体的には、家裁調査官には、法的視点からだけでは適切な判断や解決方針を示せない場合に、行動科学の専門的知見をいかして、必要な事実を収集し、収集した事実を的確に分析・評価して客観的で科学的な裏付けを伴った将来予測を含む意見を提出するとともに（「行動科学の知見等に基づく事実の調査」）、そのような分析・評価の結果に基づいて当事者、少年等に対する働き掛けや関係機関との間での調整を行う（「行動科学の知見等に基づく調整」）といったことが要請されている。これを踏まえて、家裁調査官の中核的な役割・機能は「行動科学の知見等に基づく事実の調査と調整」であると整理されている。

## 2 今後の課題

家裁の機能をより充実していくためには、裁判官をリーダーとするチームとして関係職種がそれぞれの役割・機能を発揮しつつ、協働していくことが重要である。そのためには、家裁調査官が行動科学の知見を活用して家庭事件の処理にいかに貢献できるかという観点から、その職務の具体的な内容について、まずは家裁調査官の中でもよく考え、それを基に、裁判官等の関係職種と踏み込んだ議論や検討を継続的に行うことを通じ、家裁調査官の役割・機能についての共通認識を形成するとともに、役割・機能を発揮することが求められる分野（事件）において質の高い事務を確実に行う態勢を整えることが肝要と考えられる。

## 第5 家裁の裁判官の役割

家裁の裁判官には、個々の事件を適切に処理することはもとより、書記官のほか、家裁特有の家裁調査官、調停委員、参与員等の多様な職種に対するリーダーシップを発揮してこれらを統括し、組織としての家裁の運営

にも積極的に関与する役割が求められる。すなわち、裁判官は、まず何よりも、個々の事件の処理において主体的に各職種をリードする姿勢で取り組むことが必要であり、そのためには、事件の内容や特色を早期に的確に把握して審理方針と見通しを立てるという他の裁判所の裁判官と変わらない役割が求められることはいうまでもない。書記官に対しては、進行管理上の留意点や法的調査の在り方等について適切な指示を与えるとともに、家裁調査官に対しても、的確に調査の要点を伝え、調査の進行中も常にその動向に配意し、中間的な口頭報告を求めるばかりでなく主体的にケースカンファレンスを求めていくことなどが必要と考えられる。

さらに、家事調停事件においては、裁判官が実質的かつ効果的に関与することが必要であり、例えば、調停委員の指定や調停期日の指定についても意を用いるほか、解決方針の策定やそれに基づく合意形成に向けた働き掛けを行うために、評議を積極的に行ったり、必要に応じて調停期日への立会いを行ったりするなど、調停委員任せにすることなく、手続の主宰者として調停運営を中心となって進めていくことが重要である。

また、裁判官には、個々の事件処理の面にとどまらず、司法行政的な側面でも、庁としての事件処理態勢の整備改善や関係機関との連携の強化に主体的に取り組み、さらに、人間関係の面でも、信頼関係を築き連携を円滑に行えるよう組織の一体化を図っていくことも求められる。例えば、新規立法や法改正に伴う事件処理態勢の構築、事件処理要領の改定、事件の類型に応じた細則策定の要否の検討、手続選別（インテーク）基準の見直し、長期未済事件の処理方針の策定、少年や保護者に対する保護的措置の在り方など、各種事件処理の在り方に対する各職種の共通認識を深めるため、他の職種を交えた検討を主導することなどが求められる。また、対外的にも、福祉機関、捜査機関、執行機関などの関係機関との協議会の運営などにも中心となって積極的に関与することが望まれる。

以上

令和2年1月

## 実務協議会資料目次

### 経理局

- 資料 1 令和2年度一般会計歳入歳出予算案
- 資料 2 令和2年度一般会計歳出・歳入の構成
- 資料 3 一般会計歳出の主要経費の推移
- 資料 4 公債残高の累増
- 資料 5 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移
- 資料 6 令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について
- 資料 7 一般経費の内訳
- 資料 8 物件費・令和2年度予算額案
- 資料 9 庁舎維持管理等経費の推移
- 資料 10 裁判所予算額（当初）歴年比較
- 資料 11 令和元年度予算の概要
- 資料 12 令和元年度補正予算（第1号）（案）について
- 資料 13 令和2年度予算案について
- 資料 14 裁判所庁舎現況
- 資料 15 裁判所の耐震化について
- 資料 16 令和元年度予算施設関係予算内訳
- 資料 17 令和2年度予算案施設関係予算内訳
- 資料 18 令和元年度補正予算（第1号）（案）施設関係予算内訳
- 資料 19 裁判所インフラ長寿命化計画（行動計画）
- 資料 20 公共調達における適正な会計事務について（通知）



令和2年度一般会計歳入歳出予算案

(単位: 億円)

区分	前年度予算額(当初)(A)	令和2年度予算額(当初)(B)	比較増△減額(B-A)	備考
歳入				
1 租税及印紙収入	624,950	635,130	10,180	
2 その他の収入	63,016	65,888	2,871	
3 公債金	326,605	325,562	△ 1,043	
合計	1,014,571	1,026,580	12,009	
歳出				
1 国債費	235,082	233,515	△ 1,567	
2 地方交付税交付金等	159,850	158,093	△ 1,758	
3 一般歳出	619,639	634,972	15,333	
合計	1,014,571	1,026,580	12,009	

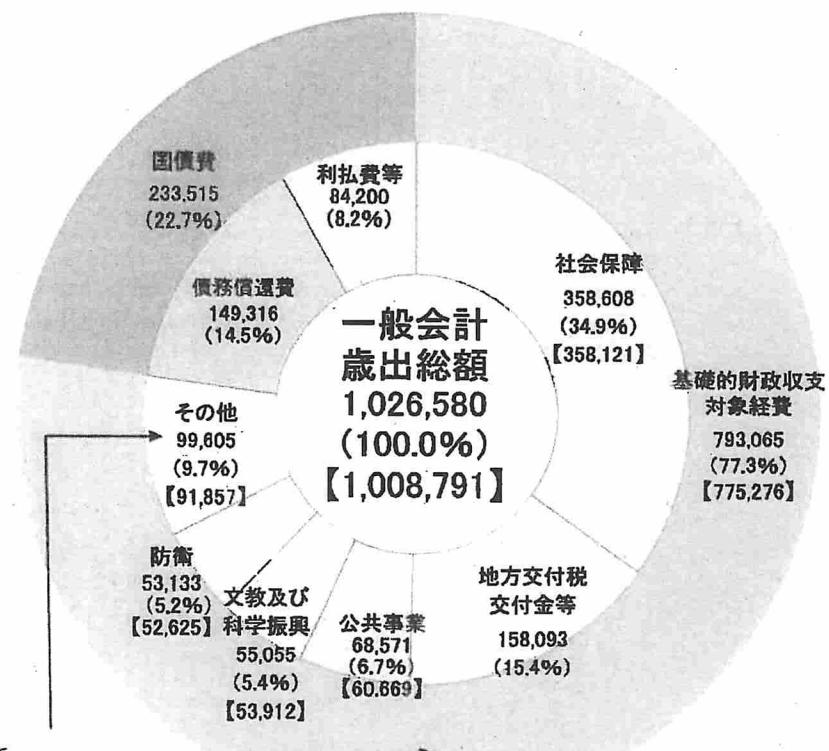
(注) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(参考) 一般歳出の主な内容

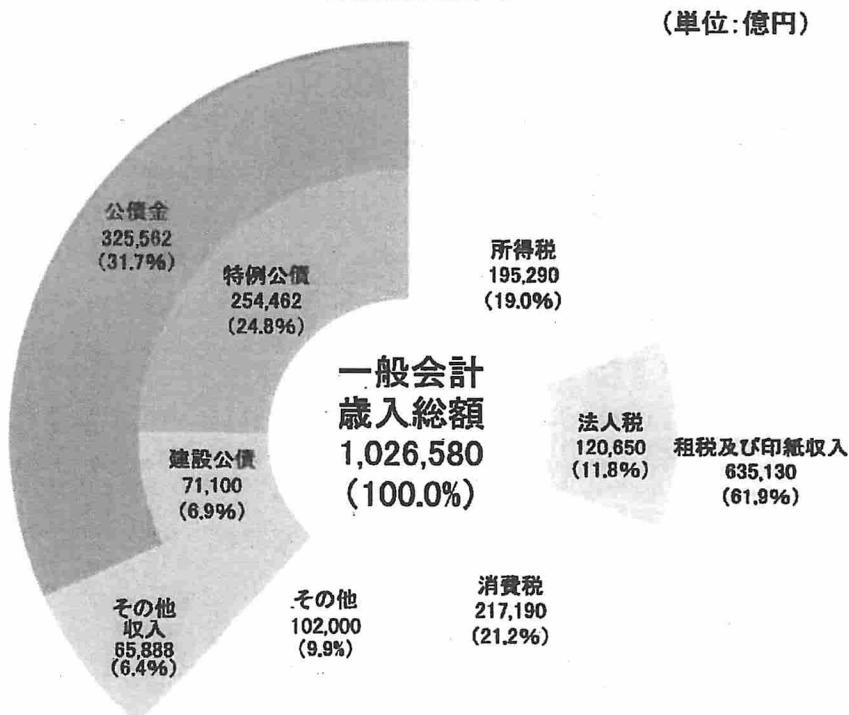
社会保障関係費、文教及び科学振興費、防衛関係費、公共事業関係費及びその他の事項経費等がある。  
裁判所予算は「その他の事項経費」に含まれる。

## 令和2年度一般会計歳出・歳入の構成

### 一般会計歳出



### 一般会計歳入



(単位:億円)

※「基礎的財政収支対象経費」とは、歳出のうち国債費を除いた経費のこと。当年度の政策的経費を表す指標。

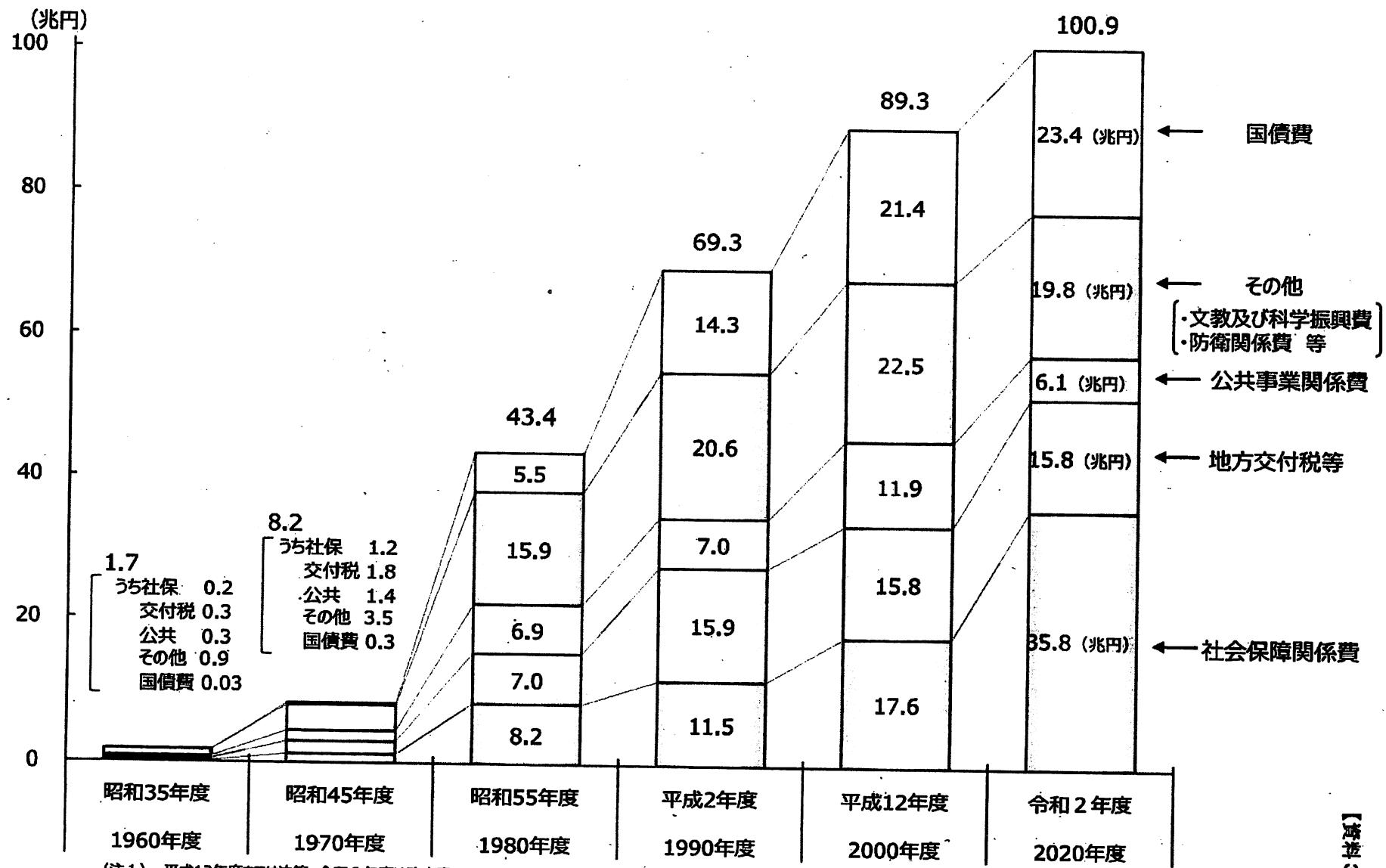
※「一般歳出」(=「基礎的財政収支対象経費」から「地方交付税交付金等」を除いたもの)は、634,972(61.9%)【617,184】

(注1) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

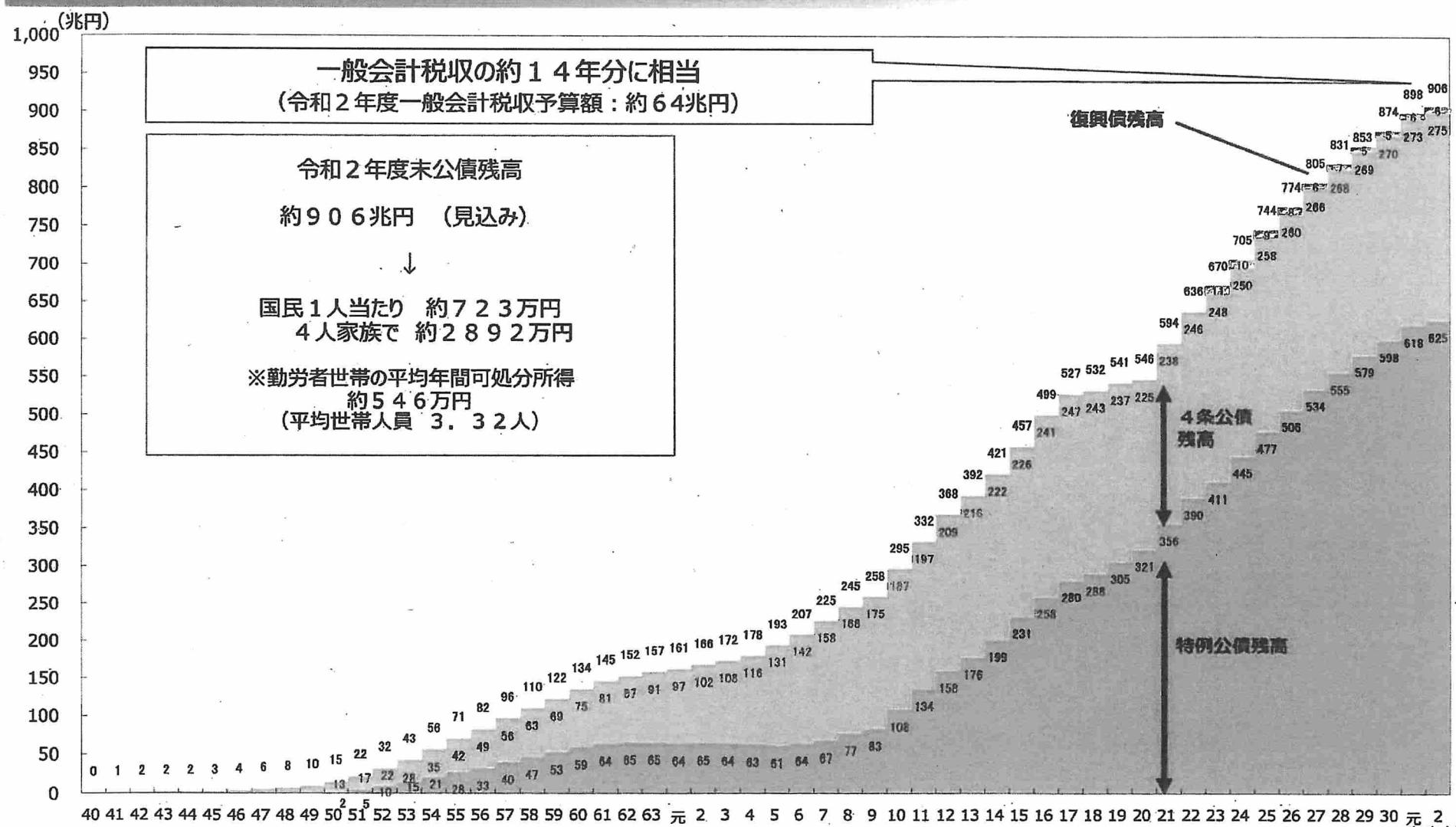
(注2) 一般歳出※における社会保障関係費の割合は56.5%。

(注3) 【】内は臨時・特別の措置を除いた計数。

## 一般会計歳出の主要経費の推移



# 公債残高の累増



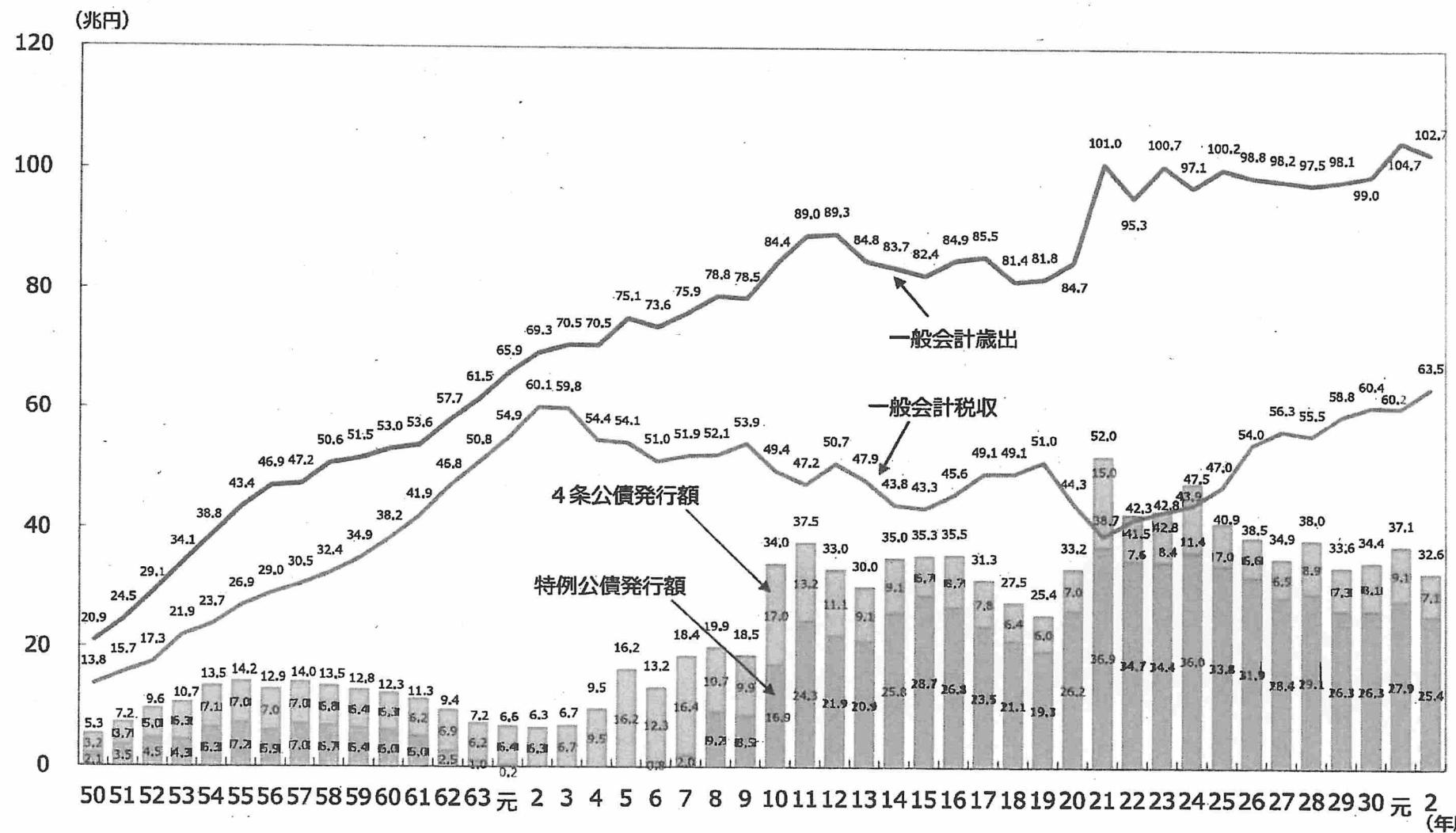
(注1) 公債残高は各年度の3月末現在額。ただし、令和元年度末は補正後予算案、令和2年度末は政府案に基づく見込み。

(注2) 特例公債残高は、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承認による借換国債、臨時特別公債、減税特例公債及び年金特例公債を含む。

(注3) 東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債（平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担）を公債残高に含めている。  
(平成23年度末: 10.7兆円、平成24年度末: 10.3兆円、平成25年度末: 9.0兆円、平成26年度末: 8.3兆円、平成27年度末: 5.9兆円、平成28年度末: 6.7兆円、平成29年度末: 5.5兆円、平成30年度末: 5.4兆円、令和元年度末: 6.2兆円、令和2年度末: 5.6兆円)。

(注4) 令和2年度末の翌年度借換のための前倒債限度額を除いた見込額は863兆円程度。

## 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

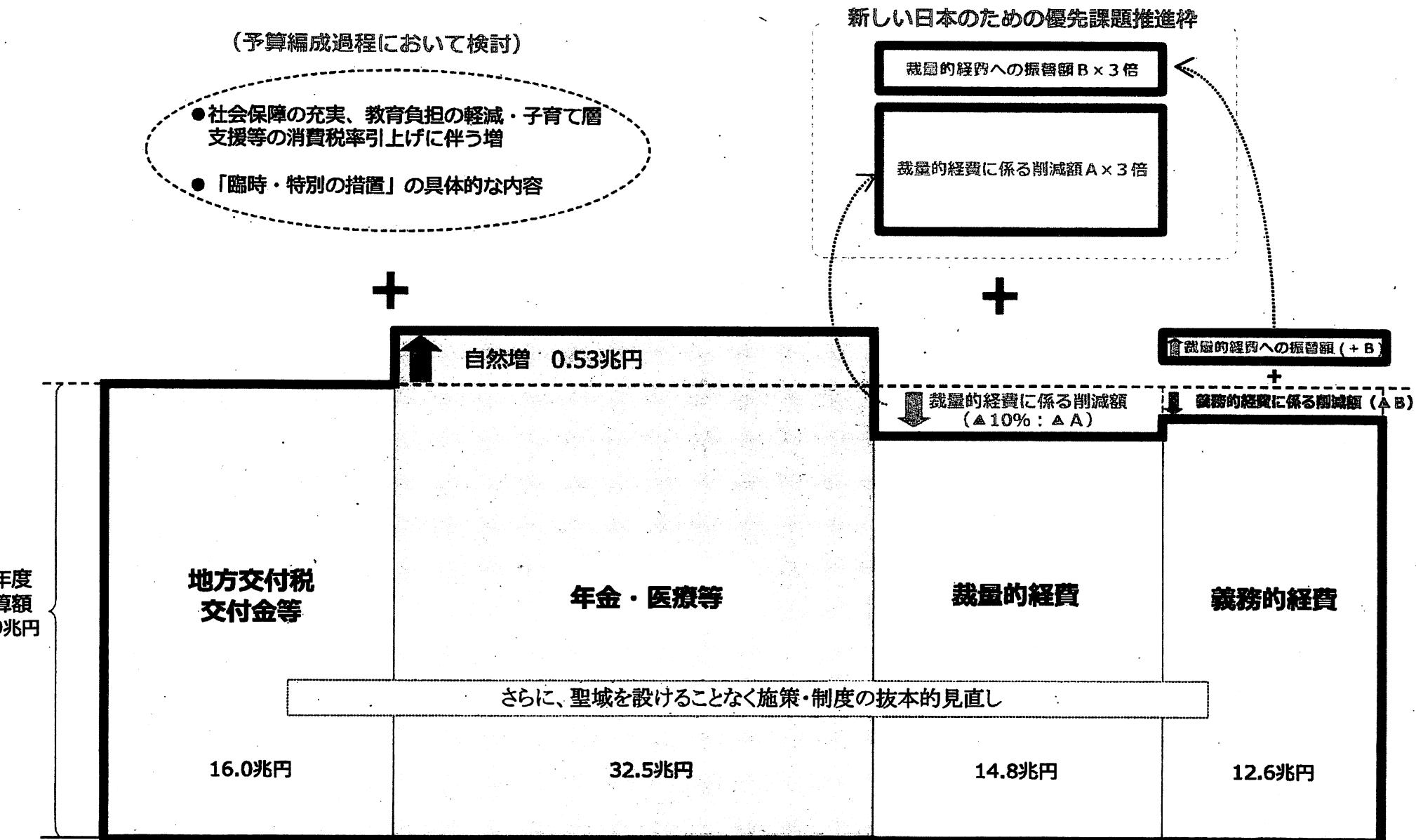


(注1) 平成30年度までは決算、令和元年度は補正後予算案、令和2年度は政府案による。

(注2) 公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引き上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特別公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特別公債を除いている。

(注3) 令和元年度及び令和2年度の計数は、臨時・特別の措置に係る計数を含んだもの。

# 令和2年度予算の算要求に当たっての基本的な方針について

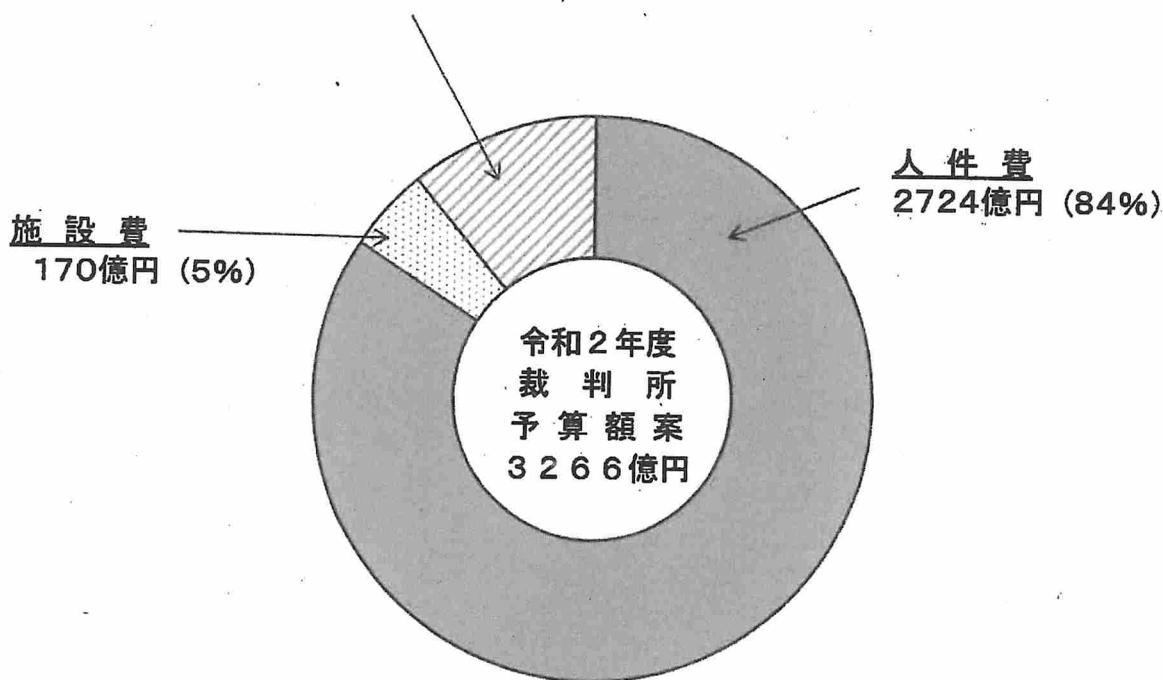


## 一般経費の内訳

### 物 件 費

372億円(11%)

裁判の運営に直接必要となる経費(裁判費)等の義務的な経費のほか、庁舎維持管理経費等、固定的ないし他動的経費が多くを占めている。

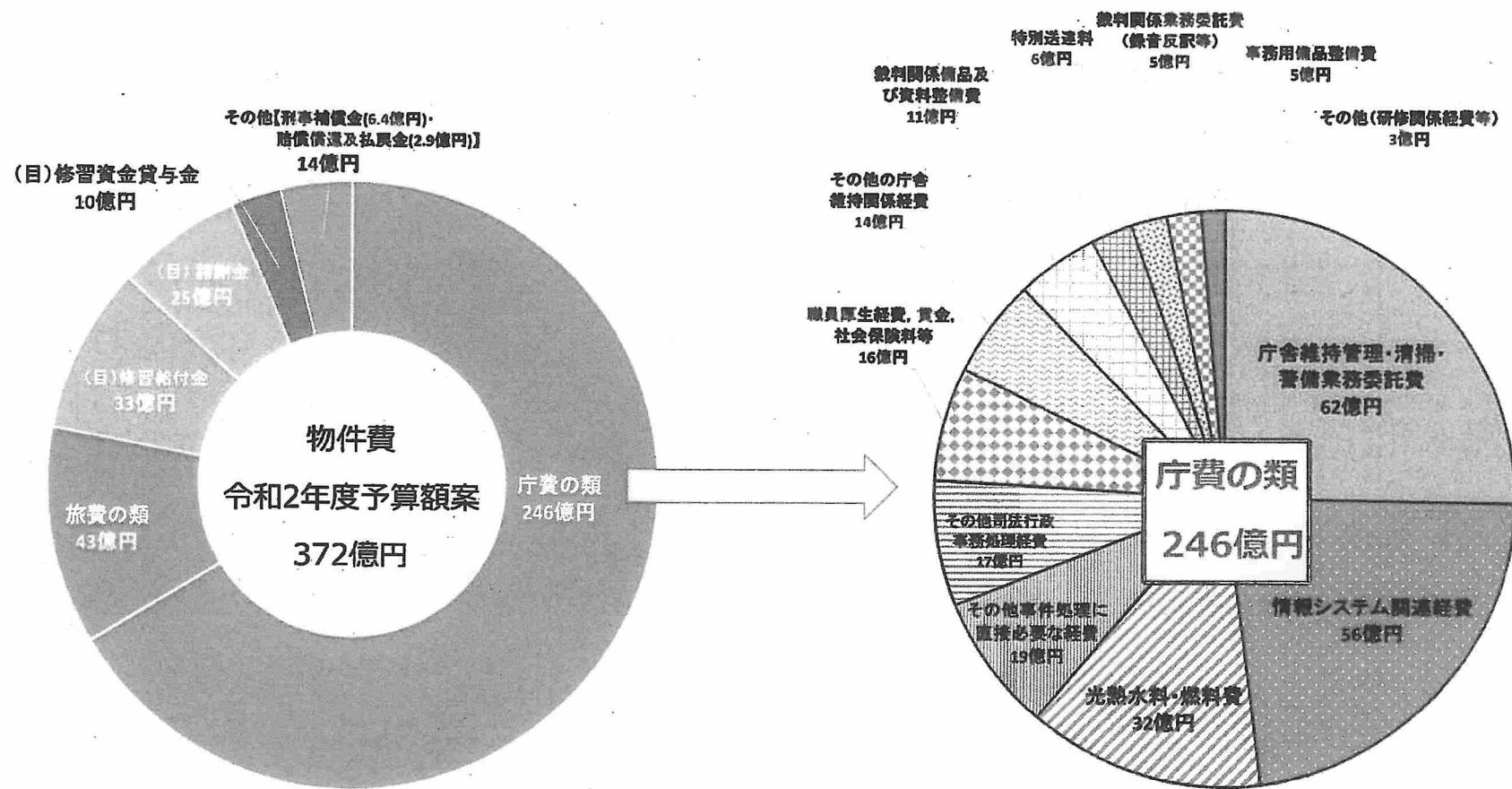


(単位: 億円)

	元年度 予算額	2年度 予算額案	増▲減額
人件費	2,711	2,724	14
物件費	370	372	1
施設費	175	170	▲ 5
合 計	3,256	3,266	10

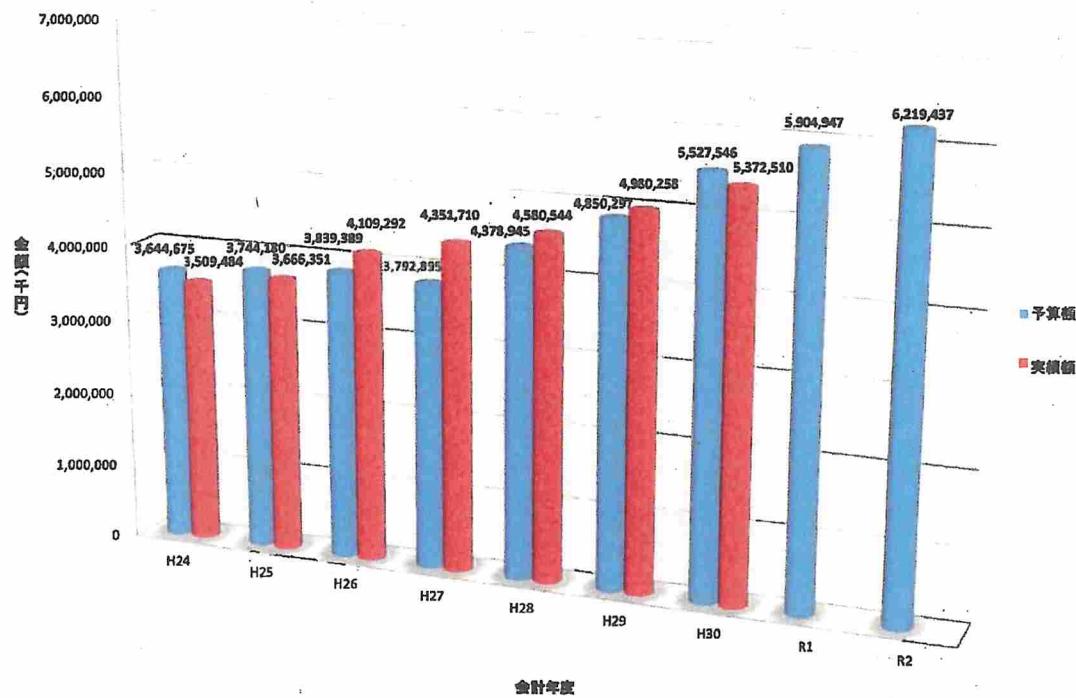
(注) 四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

# 物件費・令和2年度予算額案



(注)四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

## 庁舎維持管理等経費の推移

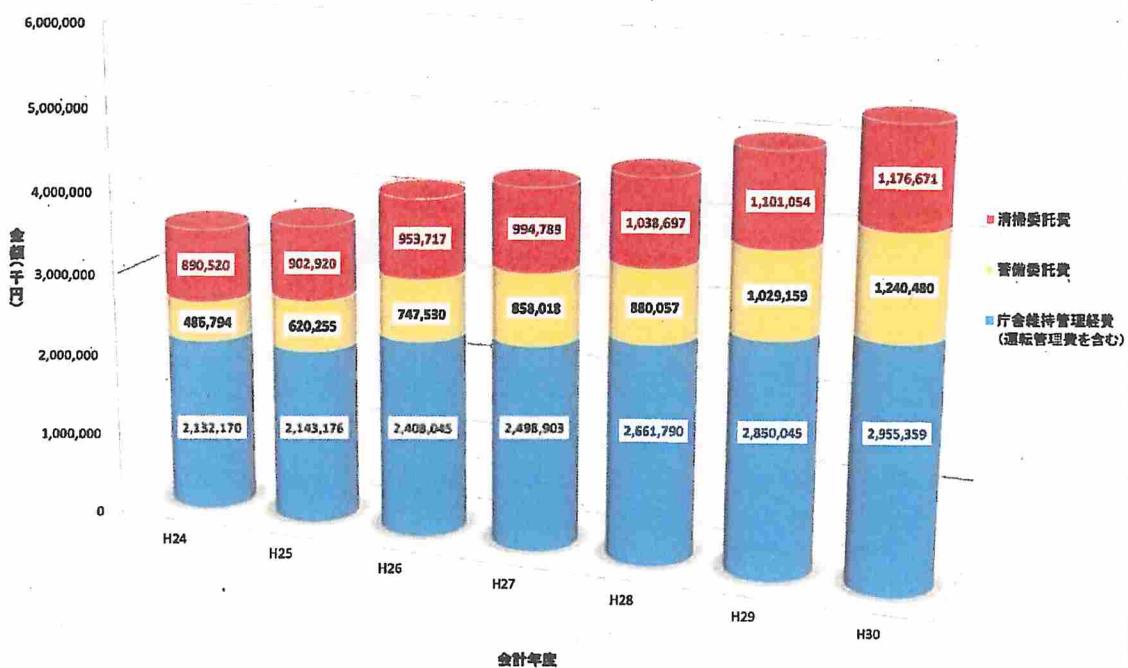


\*H24.25の予算額及び実績額は、H26以降と比較するため消費税率8%で引き直した数値である。

\*R1の予算額は、4月から9月までを消費税率8%，10月から3月までを同率10%で計算した金額である。

\*R2の予算額は、消費税率10%で計算した金額である。

## 庁舎維持管理等経費の実績額推移



\*H24.25の実績額は、H26以降と比較するため消費税率8%で引き直した数値である。

## 裁判所予算額(当初)歴年比較

(単位:千円)

年度	国の予算総額	裁判所予算額	国の予算 に対する 割合(%)	裁判所予算内訳							
				人件費	割合 (%)	施設費	割合 (%)	裁判費	割合 (%)	その他	割合 (%)
30	991,457,523	9,176,320	9.26	6,630,456	72.3	580,633	6.3	1,205,375	13.1	751,856	8.2
40	3,658,080,318	27,827,303	0.761	21,409,344	76.9	2,595,445	9.3	2,074,410	7.5	1,740,104	6.3
50	21,288,800,073	123,644,701	0.581	107,990,266	87.3	6,513,851	5.3	3,697,221	3.0	5,435,363	4.4
60	52,499,643,415	218,392,283	0.416	192,897,953	88.3	7,771,259	3.6	8,815,337	4.0	8,899,734	4.1
61	54,088,643,440	229,790,264	0.425	203,425,521	88.5	7,926,029	3.5	9,202,099	4.0	9,228,615	4.0
62	54,101,019,241	235,547,066	0.435	208,536,314	88.5	8,180,526	3.5	9,371,980	4.0	9,450,246	4.0
63	56,699,713,560	240,847,032	0.425	212,286,408	88.1	9,535,138	4.0	9,378,004	3.9	9,639,482	4.0
平成元	60,414,194,091	248,841,410	0.412	219,223,721	88.1	10,303,727	4.1	9,481,604	3.8	9,824,358	3.9
2	66,236,790,811	257,403,727	0.389	227,030,587	88.2	10,467,151	4.1	9,497,783	3.7	10,400,206	4.0
3	70,347,419,164	267,512,060	0.380	235,859,287	88.2	11,121,987	4.2	9,545,786	3.6	10,977,020	4.1
4	72,218,011,260	277,672,580	0.384	244,993,228	88.2	11,651,591	4.2	9,587,976	3.5	11,431,785	4.1
5	72,354,824,310	283,898,974	0.392	248,691,861	87.6	12,142,591	4.3	10,404,035	3.7	12,652,487	4.5
6	73,081,669,430	288,319,798	0.395	250,670,580	86.9	12,503,972	4.3	12,159,222	4.2	12,978,024	4.5
7	70,987,120,301	295,047,940	0.416	254,973,976	86.4	13,191,629	4.5	13,558,955	4.6	13,315,380	4.5
8	75,104,923,815	305,285,978	0.406	261,872,110	85.8	13,991,210	4.6	15,162,163	5.0	14,252,495	4.7
9	77,390,003,705	310,787,900	0.402	263,782,261	84.9	14,767,352	4.8	16,976,870	5.5	15,253,417	4.9
10	77,669,179,091	310,228,613	0.399	265,353,662	85.5	11,910,743	3.8	18,168,711	5.9	14,787,497	4.8
11	81,860,122,402	318,406,357	0.389	272,624,053	85.6	12,173,419	3.8	18,714,022	5.9	14,886,863	4.7
12	84,987,053,259	318,665,895	0.375	271,464,306	85.2	12,343,096	3.9	19,168,568	6.0	15,681,925	4.9
13	82,652,378,963	319,785,378	0.387	270,395,835	84.6	14,092,570	4.4	20,629,261	6.5	14,659,712	4.6
14	81,229,993,005	317,103,560	0.390	270,590,561	85.3	10,650,000	3.4	21,007,501	6.6	14,847,498	4.7
15	81,789,077,666	317,831,163	0.389	270,318,375	85.1	10,297,000	3.2	21,937,520	6.9	15,270,268	4.8
16	82,110,924,617	315,627,056	0.384	267,553,858	84.8	9,263,778	2.9	23,510,266	7.4	15,291,154	4.8
17	82,182,917,678	325,948,805	0.397	270,905,816	83.1	12,613,039	3.9	26,274,789	8.1	16,147,161	5.0
18	79,686,024,221	333,106,391	0.418	271,238,923	81.4	22,223,000	6.7	23,794,847	7.1	15,841,621	4.8
19	82,908,807,811	330,394,123	0.399	273,312,324	82.7	22,645,799	6.9	18,178,605	5.5	16,249,395	4.9
20	83,061,339,913	327,580,849	0.394	272,162,882	83.1	20,043,132	6.1	18,530,159	5.7	16,836,676	5.1
21	88,548,001,321	324,732,707	0.367	273,889,878	84.3	14,723,663	4.5	20,903,633	6.4	15,207,533	4.7
22	92,299,192,619	323,178,496	0.350	270,884,289	83.8	14,597,121	4.5	21,470,310	6.6	16,218,776	5.0
23	92,411,612,715	320,021,993	0.346	268,890,203	84.0	14,745,699	4.6	20,718,699	6.5	15,659,392	4.9
24	90,333,931,511	314,664,684	0.348	260,317,320	82.7	15,235,758	4.8	20,303,126	6.5	18,800,480	6.0
25	92,611,539,328	298,878,286	0.323	244,182,286	81.7	15,858,426	5.3	20,913,444	7.0	17,916,130	6.0
26	95,882,302,829	311,058,216	0.324	259,907,991	83.6	14,039,106	4.5	19,694,506	6.3	17,408,613	5.6
27	96,341,950,970	313,097,396	0.325	262,817,897	83.9	14,039,433	4.5	19,274,476	6.2	16,957,590	5.4
28	97,721,841,054	315,300,114	0.326	264,803,867	84.0	14,604,687	4.6	19,124,553	6.1	16,759,007	5.3
29	97,454,709,410	317,702,810	0.326	266,609,844	83.9	15,871,546	5.0	18,917,371	6.0	16,296,049	5.1
30	97,712,769,411	321,210,516	0.329	270,577,447	84.2	15,392,321	4.8	19,050,740	5.9	16,182,008	5.0
令和元	101,457,093,570	325,574,308	0.321	271,072,241	83.3	17,480,346	5.4	19,764,433	6.1	17,249,288	5.3
2	102,657,971,326	326,624,181	0.318	272,429,613	83.4	17,024,474	5.2	19,716,454	6.0	17,445,640	5.3

(注) 1 裁判所予算内訳の割合は、それぞれ四捨五入によっているので、合計で100.0にならない場合もある。

2 平成16年度及び平成17年度裁判所予算内訳のうち、施設費には改革推進公共投資事業償還金を含む。

3 平成24年度は、この他に東日本大震災復興特別会計に予算が計上されている。

## 令和元年度予算の概要

(単位:百万円)					
区分	平成30年度 当初予算額	令和元年度 予算額	比較増△減額	増△減率	補正予算計上額
裁判所所管	321,211	325,574	4,363	1.4%	1,118

## 1. 主要経費(裁判事務処理態勢の充実)

(単位:百万円)  
※<>内は「補正予算計上額」

○ 民事事件関係経費	3,437 ( 前年比 +238 ) <	126 >
△ 民事調停、労働審判、専門委員関連経費など		
○ 刑事事件関係経費	4,405 ( 前年比 +379 ) <	1 >
△ 裁判員裁判、心神喪失者等医療観察事件関連経費など		
○ 家庭事件関係経費	6,288 ( 前年比 △83 ) <	5 >
△ 家事調停関連経費など		
○ 事件共通関係経費	15,181 ( 前年比 △177 ) <	118 >
△ 各種事件処理に共通する諸経費		

## 2. 裁判所施設の整備

○ 裁判所施設の耐震化等	17,480 ( 前年比 +2,088 ) <	797 >
--------------	-------------------------	-------

## 3. その他の機構維持等に必要な経費

○ 職員人件費	262,969 ( 前年比 +609 ) <	0 >
○ 司法修習生関係経費	4,993 ( 前年比 +18 ) <	0 >
○ その他の機構維持等経費	10,821 ( 前年比 +1,293 ) <	72 >

※四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

## 4. 人的機構の充実

○ 増員	99人
判事	40人
書記官	15人
事務官	44人

※判事補から判事への振替25人、速記官から書記官への振替2人を含む

○ 定員合理化	70人
---------	-----

【資料12】

## 令和元年度補正予算(第1号)(案)について

### 最高裁判所

(単位:百万円)

令和元年度 補正予算額	平成30年度 補正予算額
----------------	-----------------

国民の安全・安心の確保	2,316	1,118
-------------	-------	-------

○裁判所施設に関する緊急対策 1,999

・裁判所施設の耐震化 613

・機能的劣化に関する改修 217

・非常用設備の更新 1,170

○民事裁判手続のIT化等 317

・ITツールを活用した争点整理 60

・書面の電子提出 97

・サイバーセキュリティ対策 159

合 計 2,316

(注)四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

## 令和2年度予算案について

区分	令和元年度 当初予算額	令和2年度 予算額案	(単位:百万円)		
			比較増△減額	増△減率	補正予算計上額
裁判所所管	325,574	326,624	1,050	0.3%	2,316

## 1. 裁判事務処理態勢の充実

(単位:百万円)

## ○ 民事事件関係経費 3,313 (前年比 △125)

◇ 民事調停、労働審判、専門委員、民事訴訟手続のIT化関連経費など

## ○ 刑事事件関係経費 4,536 (前年比 +131)

◇ 裁判員裁判、心神喪失者等医療観察事件関連経費、法廷通訳関連経費など

## ○ 家庭事件関係経費 6,213 (前年比 △75)

◇ 家事調停関連経費など

## ○ 事件共通関係経費 15,048 (前年比 △133)

◇ 各種事件処理に共通する諸経費

## 2. 裁判所施設の整備

## ○ 裁判所施設の耐震化等 17,024 (前年比 △456)

## 3. その他の機構維持等に必要な経費

## ○ 職員人件費 264,557 (前年比 +1,588)

## ○ 司法修習生関係経費 4,932 (前年比 △61)

## ○ その他の機構維持等経費 11,001 (前年比 +180)

※四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

## 4. 人的機構の充実

## ○ 増員 72人

判事 30人  
 書記官 8人  
 事務官 34人

※判事補から判事への振替30人、速記官から書記官への振替2人を含む

## ○ 定員合理化 57人

## 裁判所庁舎現況

(令和2年1月1日現在)

区分	施設数	経年数						備考
		50年以上 (S45以前)	40年以上 (S46~55)	30年以上 (S55~H2)	20年以上 (H3~12)	10年以上 (H13~22)	9年以下 (H23~R2)	
最高裁判所	1		1					
高等裁判所	8	2	4	1			1	
地方裁判所	42	(2) 18	5	2	1	10	6	
家庭裁判所	17		5	4	6	2		
地家裁支部	203	(5) 51	(2) 70	10	13	28	31	
簡易裁判所	185	(1) 16	(1) 64	56	28	10	11	
研修所	9		6		2	1		
合計 [%]	465 [100]	(8) 87 [19]	(3) 155 [33]	73 [16]	50 [11]	51 [11]	49 [10]	
対前年度増減		14	1	△7	1	△4	△5	

※ 上段( )書きは、現在整備中の庁舎数であり、合計数の内数で表示

## 裁判所の耐震化について

### 1 耐震化の必要性

裁判所は全国各地に多数所在。古い時期に建てられ、耐震安全性に問題のある裁判所が存在する。

毎日多数の国民が来庁するとともに、災害直後にあっても令状手続などを行う裁判所の耐震化は、国民の安全にも治安維持にも直結する喫緊の課題。

### 2 耐震化の進捗状況

耐震改修促進法に基づき、特定建築物（3階建てかつ1,000m<sup>2</sup>以上）の庁舎について、平成19、20年度に耐震診断を実施。

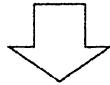
特定建築物に該当しない小規模庁舎についても、平成22、23年度に耐震診断を実施。

これまで補正予算による予算措置も得て、庁の規模や診断結果に応じて、耐震改修又は庁舎新築による耐震化を実施。

#### 裁判所庁舎 465庁

うち 耐震整備中：15庁（最高裁、大阪高裁、外）  
予算措置未了： 1庁（盛岡地裁二戸支部）

※ 耐震整備中の庁数は、令和元年度補正予算（第1号）（案）の案件を含む。



耐震化の完了を目指すとともに、予防保全の観点をも踏まえ、裁判所施設の整備を計画的かつ着実に進めていく必要

## 令和元年度予算 施設関係予算内訳

				予算額 (百万円)
<u>庁舎新営</u>				3,151
(継続分	5庁)	本 庁	( 東 京 ) 中目黒分室 (仮称) 仙台高裁秋田支部秋田地家裁	
		地家裁支部	( 広 島 ) 福 山 ( 松 江 ) 浜 田	
		簡 裁	( 札 幌 ) 静 内	
(新規分	1庁)	本 庁	津 地 家 裁	
<u>庁舎増築</u>				171
(継続分	1庁)	本 庁	熊 本 家 裁	
<u>建替えによる耐震化</u>				1,040
(継続分	4庁)	地家裁支部	( 神 戸 ) 柏 原 ( 名 古 屋 ) 半 田 ( 熊 本 ) 玉 名 簡 裁 ( 福 井 ) 大 野	
(新規分	2庁)	地家裁支部	( 大 津 ) 彦 根 ( 津 ) 伊 賀	
<u>改修による耐震化</u>				2,936
(継続分	3庁)	本 庁	最 高 地 裁 大阪高裁 熊本地裁 ( 保 存 庁 舎 )	
<u>特別修繕等</u>				9,216
<u>事務費 (旅費・庁費)</u>				626
<u>不動産購入費</u>				341
<u>各所修繕</u>				1,091

## 令和2年度予算案 施設関係予算内訳

				予算額 (百万円)
<u>庁舎新築</u>		4,787		
(継続分	6庁)	本 庁	( 東 京 ) 中目黒分室 (仮称) 津 地 家 裁 仙台高裁秋田支部秋田地家裁 地家裁支部 ( 広 島 ) 福 山 ( 松 江 ) 浜 田 簡 裁 ( 札 幌 ) 静 内 (新規分 3庁) 本 庁 烏 取 地 家 裁 佐 賀 地 家 裁 地家裁支部 ( 富 山 ) 高 岡	
(継続分	1庁)	本 庁	熊 本 家 裁	
<u>建替えによる耐震化</u>		2,080		
(継続分	6庁)	地家裁支部	( 神 戸 ) 柏 原 ( 大 津 ) 彦 根 ( 名 古 屋 ) 半 田 ( 津 ) 伊 賀 ( 熊 本 ) 玉 名 簡 裁 ( 福 井 ) 大 野	
<u>改修による耐震化</u>		1,944		
(継続分	2庁)	本 庁	最 高 地 裁 大 阪 高 地 裁	
<u>特別修繕等</u>		7,089		
<u>事務費 (旅費・庁費)</u>		840		
<u>不動産購入費</u>		0		
<u>各所修繕</u>		1,107		

## 令和元年度補正予算（第1号）案 施設関係予算内訳

	予算額 (百万円)
<u>改修による耐震化（2庁）</u>	157
地家裁支部　　（神戸）伊丹 簡裁　　（鹿児島）徳之島	
<u>特別修繕等</u>	1,735
<u>事務費（旅費・庁費）</u>	107

※ 単位未満四捨五入のため、端数において計数が合致しない場合がある

裁 判 所  
インフラ長寿命化計画（行動計画）

平成28年度～平成32年度

平成29年1月

最 高 裁 判 所

## 目次

I. はじめに .....	1
II. 計画の範囲	
1. 対象施設 .....	1
2. 計画期間 .....	1
III. 対象施設の現状と課題 .....	1
1. 点検・診断／修繕・更新等 .....	2
2. 基準類の整備 .....	2
3. 情報基盤の整備と活用 .....	2
4. 個別施設計画の策定・推進 .....	3
5. 新技術の導入 .....	3
6. 予算管理 .....	3
7. 体制の構築等 .....	3
IV. 中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通し .....	3
V. 必要施策に係る取組の方向性 .....	3
1. 点検・診断／修繕・更新等 .....	3
2. 基準類の整備 .....	4
3. 情報基盤の整備と活用 .....	4
4. 個別施設計画の策定・推進 .....	4
5. 新技術の導入 .....	4
6. 予算管理 .....	4
7. 体制の構築等 .....	5
VI. フォローアップ計画 .....	5

## I. はじめに

国の社会資本は、今後、急速に老朽化することが見込まれており、また、人口減少・少子高齢化の進展をはじめとする社会構造の変化等により、国の財政状況も厳しさを増すことが予想される中で、国のインフラ全般について、適正かつ確実にその維持管理・更新等を行う必要性が高まっている。

政府においても、平成25年10月4日、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年11月29日には、国民生活やあらゆる社会経済活動を支える各種施設をインフラとして幅広く対象とし、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として、「インフラ長寿命化基本計画」（以下「基本計画」という。）がとりまとめられた。

このような状況を踏まえ、裁判所の所管に属する施設についても、適切な維持管理・更新等を行うことにより、国民の安全・安心の確保、中長期的なコストの縮減や予算の平準化等を実現する必要があり、そのために、点検・診断の結果に基づき、適時に必要な対策を着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらを通じて得られた施設の状況や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用するという「メンテナンスサイクル」の構築に向け、着実に取組を推進していく必要がある。

そこで、基本計画に基づき、裁判所の所管に属する施設の維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにするものとして、「裁判所インフラ長寿命化計画（行動計画）」（以下「行動計画」という。）を策定する。

本行動計画に基づき、メンテナンスサイクルの構築と継続的な発展を更に推進し、施設の新設から撤去までのいわゆるライフサイクルの延長のための対策という狭義の長寿命化の取組に留まらず、更新を含め、将来にわたって必要なインフラの機能を發揮し続けるための取組を実行することとする。

## II. 計画の範囲

### 1. 対象施設

裁判所の所管に属する施設を対象とし、老朽、狭隘、分散、耐震性能・耐津波性能の不足、都市計画上の要請等の理由から更新すべき施設を除き、長寿命化を図る必要がある。

### 2. 計画期間

平成28年度（2016年度）を初年度とし、基本計画に示されたロードマップにおいて、一連の必要施策の取組に一定の目途を付けることとされた平成32年度（2020年度）までを計画期間とする。

## III. 対象施設の現状と課題

裁判所は、全国に466庁（延べ面積で約184万m<sup>2</sup>）という多くの庁舎を有するが、

このうち、建築後30年以上を経過している庁舎が全体の6割を超えるなど、老朽化の著しい施設を多数維持管理している現状にある。また、省庁別宿舎についても庁舎と同様に老朽化が進んでいる。

裁判所は、社会に生起する事件・紛争を公権的に解決する役割を担っており、その使命を果たすためには、裁判所施設の機能を維持するとともに、その安全性を確保することが不可欠であって、施設の管理者においては、その維持管理を遺漏なく、かつ適切に実施することが必要である。

そこで、今後の厳しい財政状況等も踏まえ、裁判所におけるインフラの長寿命化に向けて既に現場が直面している課題を明らかにし、その解決に向けた取組を迅速かつきめ細かく進めていくとともに、中長期的な社会経済情勢の変化を見据えたメンテナンスサイクルの構築に向けた取組を進める必要がある。

### 1. 点検・診断／修繕・更新等

インフラの維持管理及び修繕・更新等に当たっては、施設の変状を把握するための日常的な見回り・確認、経年劣化・損傷を把握するための定期的な点検・診断、災害発生後の変状を把握するための緊急点検等の不定期な点検などが行われているが、これらは、施設の機能を維持するとともに、利用者や職員の安全を確保するための措置を講ずる上で必要不可欠であり、これを引き続き適切に実施するとともに、その分析・反映等の仕組をより実効性の高いものとすることにより、施設の状況をより的確に把握し、良好なものとして維持保全していく必要がある。

### 2. 基準類の整備

裁判所における施設の維持管理及び修繕・更新等に必要な基準類は、関係法令・告示等に加え、所要の通達等が整備されているところであるが、さらに保全業務の在り方や実情、関係法令の改正等に合わせた見直し等を適切に行う必要がある。

### 3. 情報基盤の整備と活用

保全に必要な施設の情報について、その一部をBIMMS-N（※）に登録するとともに、法令等に基づき、維持管理及び修繕・更新等に必要な情報を保全台帳に記録し、備え付けることとしているが、情報の管理・分析等が十分ではないなどの問題もあり、今後さらに、実際の施設の維持管理及び修繕・更新等の過程において、必要な情報を効率的・効果的に収集し、これを適切に管理・分析することにより、メンテナンスサイクルを適切に機能させていく必要がある。

※ 国土交通省が管理する「官庁施設情報管理システム」

(Building Information system for Maintenance and Management Support in National government)

#### 4. 個別施設計画の策定・推進

個別施設計画は、点検・診断等の結果を踏まえ、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるものであり、メンテナンスサイクルの核として重要な意義を有する。

裁判所においては、従前から個別施設計画として、中長期保全計画を作成しているが、さらにすべての施設について、点検・診断及び修繕・更新等の過程を通じて情報を効率的・効果的に収集し、これを適切に分析・反映した個別施設計画を整備することにより、施設の状況等に応じたきめ細かな対応を行っていく必要がある。

#### 5. 新技術の導入

点検・診断及び修繕・更新等を効率的・効果的に実施していくためには、さらに、関係省庁とも連携の上、より効率的かつ効果的な長寿命化に資する新技術の情報収集及び導入に取り組む必要がある。

#### 6. 予算管理

厳しい財政状況下において、修繕・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るために、施設に関する情報を的確に蓄積・更新し、適切な個別施設計画の策定と計画的な投資を行う必要がある。

#### 7. 体制の構築等

「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領」（平成17年6月国土交通省策定）に基づき、すべての対象施設において施設保全責任者が設置されているが、さらに、より実効性のある保全を実施するための体制を構築する必要がある。

### IV. 中長期的な維持管理及び修繕・更新等に係るコストの見通し

維持管理及び修繕・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図り、必要な予算の確保を進めていくためには、中長期的な将来の見通しを把握して予防的な個別施設計画を策定するなどの取組を進めることが重要であり、そのために、施設の実態等を踏まえ、中長期的な維持管理及び修繕・更新等のコストの見通しを的確に把握する必要がある。

### V. 必要施策に係る取組の方向性

「III. 対象施設の現状と課題」を踏まえ、以下の取組を進める。

#### 1. 点検・診断／修繕・更新等

すべての対象施設について、法令・告示等に基づき定期（建築物の敷地及び構造は

3年以内毎、建築設備・防火設備は1年以内毎)の点検・診断等を引き続き実施するとともに、その分析・反映等の仕組をより実効性の高いものにすることにより、施設の状況をより的確に把握し、維持保全を確実に実施する。これまでの取組により、保全実態調査で「施設の保全状況」が「良好」(総評点が80点以上)と判断される施設(宿舎を除く)は80%以上の割合となっているが、この状況が更に維持・改善されるよう、引き続き取組を継続する。

## 2. 基準類の整備

施設の定期点検については、建築基準法、官公庁施設の建設等に関する法律等で実施方法が定められ、また、支障がない状態の確認については、「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」(平成17年5月27日付け国土交通省告示第551号)で建築物の各部の状態とその確認方法が定められているところ、引き続きこれらに基づく点検、確認を実施する。また、裁判所において定めている保全に関する事務の取扱いについても、引き続き通達等に基づいて実施する。その上で、関係法令の改正その他の情報を幅広く収集しながら保全業務の在り方を不斷に見直し、基準類の整備とこれに基づく点検、確認の一層の充実化、実質化を図る。

## 3. 情報基盤の整備と活用

裁判所において定めている保全に関する事務の取扱いに基づく点検・診断の結果に關し、必要な情報をさらに効率的・効果的に収集して蓄積・更新した上、これを適切に管理・分析して活用し、施設の現状と課題をより的確に把握することにより保全の適正化を図り、メンテナンスサイクルを適切に機能させる。

## 4. 個別施設計画の策定・推進

すべての対象施設について、中長期保全計画等による個別施設計画が作成されているところ、さらに、点検・診断及び修繕・更新等の過程を通じて必要な情報を効率的・効果的に収集し、これを適切に分析・反映した個別施設計画の策定を推進する。

## 5. 新技術の導入

点検・診断や材料・工法等に関し、関係省庁とも連携の上、より効率的かつ効果的な長寿命化に資する新技術の情報収集及び導入に努める。

## 6. 予算管理

最高裁判所は、施設に関する情報を的確に評価し、対応の必要性・緊急性や必要な対策費用等を検討の上、将来必要となる費用の全体を見通しながら優先順位を検討するなどして、予防的な施設計画を策定し、計画的に投資を実施することなどにより、修繕・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る。

## 7. 体制の構築等

施設の管理者は、点検・診断の結果に基づき中長期保全計画等を策定し、各対象施設の施設保全責任者は、中長期保全計画等に従い、保全に関する業務を適正に実施するとともに、必要な情報を蓄積・更新する。

高等裁判所は、これらの情報を適切に管理・分析して、管内における施設の現状と課題を把握し、これを踏まえて実効的な保全を実現する。

最高裁判所は、これらの計画全体を総合的に評価することにより、メンテナンスサイクルが適切に機能しているかを確認し、総合調整等を行う。

また、既にすべての対象施設に施設保全責任者が設置されているところ、最高裁判所及び高等裁判所は、専門知識や経験の少ない施設保全責任者及び保全担当者に対する情報提供を行うなど、保全業務の充実・適正化に向けた指導を総合的に推進する。

## VI. フォローアップ計画

裁判所は、本行動計画を継続し発展させるため、「V. 必要施策に係る取組の方向性」に沿った取組を引き続き充実させる。併せて、本行動計画の取組状況を把握し、必要な検討を行うとともに、必要に応じて公表及び官庁施設における長寿命化計画に関する連絡調整会議に対する情報提供を行う。

最高裁経監第341号

(会ろ-12-A)

平成31年3月25日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

〔裁判所会計事務規程第2条に  
規定する本官設置家裁〕

最高裁判所事務総局経理局長 笠井之彦

#### 公共調達における適正な会計事務について（通知）

公共調達の適正化については、これまでも下記の点につき、格段の配慮を行いつつ、法令等を遵守するとともに、競争性や透明性を確保した会計処理を実践していただくようお願いしてきました。

各庁におかれでは、適正な会計処理に取り組んでいただいているところですが、これまでの取組により適正性が向上した部分があるものの、依然として事務処理上の課題も少なくありません。今後も継続して、適正化の趣旨・目的の実質的な理解を深めるとともに、組織として所属職員に対する公共調達の適正化に関する意識向上への取組を行う必要があります。

このような問題意識の下、今後も、公共調達の適正化に向け、下記の点に留意した上、各庁において、契約事務取扱基準等や事務処理態勢の見直しを図るなど、主体的・自律的な取組を継続してください。

#### 記

##### 1 隨意契約の適正化について

随意契約については、各会計法令並びに昭和45年1月6日付け最高裁経監第

1号経理局長依命通達「随意契約による場合の予定価格等について」及び平成18年9月6日経監第001063号経理局長通知「公共調達の適正化について」に基づき、競争性・透明性の確保を一層推進すること。

予定価格の積算や見積書の徵取については、価格の公正性・適正性を確保するため、予算決算及び会計令第79条、第80条、第99条の5、第99条の6の規定のほか、契約事務取扱規則等の関係規範及び各庁が定める契約事務取扱基準等に則り、適切に実施すること。

また、各庁における内規、契約事務取扱基準等については、その制定の目的等を担当職員に周知徹底し、内容が形骸化しないように配慮するとともに、会計事務手続の根拠となる会計法令等を常に確認することにより、安易に前例踏襲を続けることがないように不断に注意を払う必要がある。

## 2 会計書類の適正管理について

見積書、納品書、作業完了報告書、請求書等の会計書類の提出を受けた際には、漏れなく正確に記載されているかについて精査した上、記載に漏れや誤りがあった場合には、確実に補正させること。特に、日付のない会計書類については、会計事務処理の適正さに疑義が生じないよう、確実に日付を記載させるなど補正を求ること。

また、提出を受けた会計書類については、平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」及び同日付け最高裁秘書第003547号秘書課長通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」による管理を確実に行うこと。

## 3 監督・検査の適切な実施について

契約の適正な履行を確保するため、監督職員及び検査職員については、会計法第29条の11各項の趣旨を踏まえ、的確な監督及び検査を実施できる職員を任命すること。

任命にあたっては、しかるべき動機付けを行うとともに、予算執行職員等の責任に関する法律の「予算執行職員」として、同法に定める義務及び責任について十分認識させる必要がある。

検査職員は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に留意しつつ、履行完了後に、実質的な検査を実施した上、検査完了後、検査を行った事実に即した検査調書を作成し、適切な保管等に努めること。

なお、監督職員及び検査職員の能力向上を図り、契約のトラブルを防止するための方策についても、各庁の実情を踏まえて、策定し、実施するのが相当である。

(令和2. 1. 30)

令和元年度実務協議会（冬季）

司法研修所関係資料

資料1 令和2年度裁判官研修実施計画カレンダー

資料2 同時配信について（裁判官の皆様へ）



(資料1) 令和2年度裁判官研修実施計画カレンダー

令和2年 (2020年)	4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木									
		弁護士任官		新任研修		支部長		支部長		支部長		支部長		支部長		支部長		支部長		支部長		支部長		支部長		支部長							
	5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
		簡裁民事実務		支部長		簡裁民事実務		支部長		支部長		支部長		支部長		支部長		支部長		支部長		支部長		支部長		支部長							
	6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		
		刑事権基礎(70期)				民事通常基本1				簡裁基礎				新任部統括				簡裁基礎				新任部統括				新任部統括							
	7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		
		民事実務1				民事実務2				夏季実習(午後日)				夏季実習(午後日)				夏季実習(午後日)				夏季実習(午後日)				夏季実習(午後日)							
	8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
		新任簡裁判事導入				新任簡裁判事導入				新任簡裁判事導入				新任簡裁判事導入				新任簡裁判事導入				新任簡裁判事導入				新任簡裁判事導入							
	9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
		会員・経済実務				少年基本				部局実務				部局実務				部局実務				部局実務				部局実務							
	10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
		行政実務				新任研修				中堅研修				民法通常基本2				簡裁専門				新任研修				新任研修							
	11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
		家庭基本				建築実務				新任研修				新任研修				新任研修				新任研修				新任研修							
	12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
		労働基本				労働実務				新任研修				新任研修				新任研修				新任研修				新任研修							
	1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
		新任研修(73期)				冬季実務(予修日)				新任研修				新任研修				新任研修				新任研修				新任研修							
	2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
		刑事仕官(現行・新規基)				冬季実務				新任研修				新任研修				新任研修				新任研修				新任研修							
		新任簡裁判事				法律実務教育				新任研修				新任研修				新任研修				新任研修				新任研修							
	3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
		新任簡裁判事				法律実務教育				新任研修				新任研修				新任研修				新任研修				新任研修							

※ 国際刑事司法短期(アジ研) : R2. 5中旬~6中旬, 8中旬~9中旬, 10上旬~11中旬, R3. 1中旬~2中旬

※ 「総研」は、一部又は全部のカリキュラムについて総研との合同実施を予定

■:裁判系(基礎)	■:裁判系(基本)	■:裁判系(実務)	■:裁判系(専門)
■:導入系	■:基盤系	■:簡裁事の研修(裁判系・導入系)	■:派遣型研修

# 研究会の全国への同時配信を始めます！

(資料2)

司研では、研究会等のカリキュラムの一部を全国の裁判所に配信します。

## 裁判官の皆様へ ～同時配信の傍聴にあたってのお願い～

TV会議機器・会場の予約は、各庁の担当者において行っていただきますが、

- ☆ レジュメ等の資料の印刷等
- ☆ 配信当日のTV会議機器による接続・切断操作
- ☆ 配信終了後の配信会場の消灯・施錠

は、原則として裁判官において行っていただくようお願いいたします。

## 配信予定カリキュラムの確認方法・資料の入手方法

J-NETポータル内の「司法研修所情報データベース(ケンサン)」に、配信予定カリキュラムと配信カリキュラムの資料を掲載します。



- ※ 配信予定カリキュラムは、研究会の原則4か月前から掲載します。
- ※ 資料はカリキュラム実施日の原則3開庁日前から掲載しますが、都合により、直前の掲載になる場合もありますので、ご了承ください。

## TV会議システム等の接続先

司研の配信用サーバーには、カリキュラム開始15分前から接続が可能になります。

以下のIPアドレス宛に発信操作を行ってください。

TV会議システム機の場合

J・リンクシステム機の場合

※ 接続した後は、各庁の音声が司研に届かない設定になっていますが、念のため、各庁のテレビ会議機器等のマイクを「消音設定」にしていただきますようご協力をお願いします。

※ 支部等に同時接続を行う際は、各庁の担当者の指示に従ってください。

## 注意！！

傍聴に先立ち、各庁において配信カリキュラムの周知や募集がされますが、各庁のテレビ会議機器や会場の予約状況等により、同時配信が実施されない場合があります。

支部等への同時接続の実施の有無は、各庁の判断によることとなり、必ず実施されるものではないので、ご了承ください。

講師との関係上、同時配信の録音・録画は行わないでください。

## 裁判所職員総合研修所の概要



### 1 裁判所職員総合研修所の組織等について

裁判所職員総合研修所（以下「総研」という。）は、「研修部門」と「事務局部門」に分けられています。

研修部門は、裁判所書記官研修部（以下「書研部」という。）、家庭裁判所調査官研修部（以下「調研部」という。）及び一般研修部の三つの部に分けられています。このうち、書研部は、裁判所書記官（以下「書記官」という。）及び裁判所速記官の執務に必要な理論及び実務に関する研修並びに書記官の養成を、調研部は、家庭裁判所調査官（以下「家裁調査官」という。）の執務に必要な理論及び実務に関する研修並びに家裁調査官の養成を、一般研修部はその他の研修をそれぞれ担当しています。

このほか、書記官の事務について研究する第一研究室及び家裁調査官の事務について研究する第二研究室が置かれ、各研究室では、各種研究の企画及び実施の指導、総研所報等に掲載する論文、研究結果報告書等の監修、各種法改正に関する資料及び情報の収集、分析等を行っています。

### 2 総研における研修実施の基本的な考え方

社会経済情勢の変化や価値観の多様化等に伴い、裁判所を取り巻く状況も大きく変容してきました。これに合わせ、総研においても、国民の期待や負託に応えることができる裁判所職員を養成し、育成していくという観点から、現在及び将来にわたる事務の質の確保を目指した諸施策の進展状況も踏まえつつ、各種研修及び養成課程を計画、実施してきました。

また、適正迅速な事件処理のため、裁判官を含めた職種間で、それぞれの職務についての相互理解を深めた上で、関係職種間の連携強化を目的とする研修の充実強化を図ることに力を入れており、裁判官と合同で研究するのがふさわしいテーマについては、司法研修所（以下「司研」という。）と合同で研修を実施する

ほか、研修のテーマが総研内の各部で共通である場合については、各部が合同で研修を実施しています。

### 3 令和2年度研修実施計画について

上記の総研における研修実施の基本的な考え方方に加え、①裁判所を取り巻く状況の変化に適切に対応し、自律的に執務を遂行することができる職員の育成を図る、②各職場におけるOJTとの効果的な連携を意識した研修の充実を図る、③裁判官を含めた各職種間で、それぞれの職務についての相互理解を深めた上で、関係職種間の連携強化を図る、④社会情勢の変化や法改正の趣旨等を踏まえ、時宜に応じた課題に対応するとの観点から、全ての研修についての内容・科目の拡充を図りつつ、一層充実した研修の実施に努めていきたいと考えています。

また、各職種共通の組織課題として、組織運営の適正の確保や障害者等に対する配慮を含む人権意識の涵養等についても、効果的な研修の在り方を検討し、カリキュラム等に反映させていきたいと考えています。

### 4 研修

#### (1) 管理者・中間管理者

職種間連携を前提とした組織運営の在り方を意識させるとともに、効果的な人材育成のための態勢整備・環境整備を図ることをねらいとする科目を実施しています。また、最新の施策に関する講義や共同討議などにより、様々な気付きを得る機会を与え、自己研さんの意識付けを図るなど、それぞれの役割を明確に意識させることを主眼としたカリキュラムの充実に取り組んでいます。

##### ア 管理者

首席書記官研究会、首席家庭裁判所調査官研究会、事務局長研究会、管理者研究会等の幹部職員を対象とする研究会を実施し、組織が直面する課題の認識を共有するとともに、より広い視点から、適切に組織全体をリードしていくための視点の獲得等に重点を置いたカリキュラムとしています。

##### イ 中間管理者

平成30年度までは、全ての職種の中間管理者を対象とする研修について裁判部所属者と事務局所属者に分けて実施していましたが、令和元年度からは、これらを統合した上で、さらに中間管理者としての執務経験及びポストに応じて二つの階層に分けて中間管理者研修Ⅰと中間管理者研修Ⅱとして実施しています。これらの研修では、管理能力の向上に加え、職種間・部署間連携の意識や組織全体の観点から最適なものを見極める目など、それぞれの階層に応じて求められる能力の向上を図っています。

## (2) 書記官・家裁調査官

各種実務研究会において、書記官事務の整理の考え方や行動科学の知見等に基づく事実の調査と調整を担う家裁調査官の役割・機能を踏まえた共同討議を実施するなど、各職種間の連携強化を図りながら、的確な職務遂行を実現していくための視点の獲得等に重点を置いたカリキュラムを実施しています（各日程の一部を司研の研究会と合同で実施しています。）。

### ア 書記官

書記官ブラッシュアップ研修（高裁委嘱）は、「事務の法的根拠を確認し、その目的を見定め、常に合理的な事務を追求できる書記官」を育成していくため、書記官任官後に全国共通のカリキュラムで行われる唯一の研修です。本研修については、令和2年度から、書記官事務の整理の考え方に基づき問題を把握し解決する能力の向上及び組織的な視点の涵養を図るカリキュラムを充実させるなど、当該研修の目的を達成するためのカリキュラムの最適化を図る見直しをする予定です。

### イ 家裁調査官

家裁調査官任官後の研修について、現在の家庭裁判所及び家裁調査官を取り巻く社会情勢を踏まえ、家裁調査官が客観的科学的な調査事務を確実に実践していくための能力向上に向けて、中央研修が果たすべき役割を改めて検討した上で、所要の改編を行い、平成28年度から実行しています。

### (3) 事務官（係長等）

各庁の総務・人事・会計の各分野の係長・専門職を対象とする研修において、担当事務に関する諸課題や専門的知識に関する講義等を行うとともに、関係職員等との連携・協働を踏まえた円滑かつ適切な係運営の在り方、その実現のために重要となる視点や考え方、効果的な働き掛けの方法等について、「働き方改革」の観点も取り入れ、共同討議等を行うこととしています。また、事務局事務を遂行する上で基盤となる知識や考え方の習得に重点を置いたカリキュラムの充実強化を図っています。

## 5 研究

第一研究室では、令和元年度の書記官実務研究として、「商事非訟事件及び借地非訟事件に関する書記官事務の研究」をテーマとする研究を行っています。そのほか、過去の実務研究報告の復刻・補訂作業を行っており、平成31年3月には、「民事上訴審の手続と書記官事務の研究」の補訂版を刊行しました。

第二研究室では、令和元年度家裁調査官実務研究（指定研究）として、「調査面接の基本的な姿勢及び技法に関する研究」をテーマとする研究を行っています。

## 6 養成課程

### (1) 書記官養成課程

令和元年度は、第一部第16期研修生202人（このほかに特許庁からの受託研修生1人）、第二部第15期研修生（2年生）59人、第二部第16期研修生（1年生）68人（いずれも令和元年12月1日現在の人数）で研修を実施しています。

法律科目と実務科目の効果的な連携に留意し、実務における書記官事務に即した形の演習を積極的に取り入れています。また、書記官事務の整理の考え方を涵養させるためのカリキュラムや、職種間の連携及び協働の在り方について検討させる家裁調査官養成課程との合同カリキュラムなど、参加型、討論型の演習も実施しています。

## (2) 家裁調査官養成課程

令和元年度は、第15期研修生39人、第16期研修生45人で研修を実施しています。

家裁調査官の役割・機能である事実の調査や調整を行うために必要な行動科学の知見や技法を体系的に習得させるとともに、グループ討議により多角的な視点で組織的に事件処理を行う姿勢を身に付けさせ、組織性の涵養にも重点を置いたカリキュラムを実施しています。

## 7 総研の今後の取組と情報発信

### (1) 今後の取組

効果的な人材育成を行うに当たっては、集合研修を担う総研においても、書記官及び家裁調査官をはじめとする裁判所職員の育成目標を見据え、養成課程の一層の充実を図り、OJTと集合研修（中央研修、高裁委嘱研修及び自庁研修）との連携を意識しながら、また、IT化後の書記官事務等の新しい課題をも見据えながら、引き続き、研修内容の見直しを行って研修の充実を図っていきたいと考えています。

### (2) 総研の刊行物について

総研の刊行物として、総研で行われた各種実務研究会の結果要旨や研修実施結果等を掲載した「総研所報」と、書記官の研究論文を掲載した「書記官実務研究報告書」、家裁調査官の研究論文を掲載した「家裁調査官研究紀要」があります。

### (3) 総研コンテンツについて

J・NETポータルの総研コンテンツにおいて、実務研究会の結果要旨、中央研修や養成課程の状況及び文献情報など、執務に役立つ情報・資料等を提供しているとともに、「総研ニュース」を毎月1回掲載して総研の最新情報を発信しています。

## 参考資料

### 目 錄

・参考資料1 令和2年度研修実施計画

・参考資料2 令和2年度研修実施計画一覧表（令和元年度との比較表）

※参考資料1を令和元年度と比較しつつ一覧表の形に整理したもの

・参考資料3 令和2年度裁判所職員（裁判官以外）研修

※令和2年度の総研の研修の体系の全体像を図示したもの

# 令和2年度研修実施計画

裁判所職員総合研修所

## 目 次

<b>第1 研修</b>	1
1 中央研修	1
2 高裁委嘱研修	7
3 自序研修	9
4 研究	10
5 委託研修	11
 <b>第2 養成</b>	 12
1 裁判所書記官養成課程	12
2 家庭裁判所調査官養成課程	12

※期間は、休日を除く実日数を記載している。

※このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。

## 第1 研修

### 1 中央研修

#### (1) 管理者層 ア 管理業務系

番号	名 称		目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人 員	対象者
1	首席書記官研究会		首席書記官として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	2. 9. 16(水) ～ 9. 17(木)	2日	約30	地・家・簡裁の首席書記官
2	首席家庭裁判所調査官研究会	第1回 ----- 第2回	首席家裁調査官として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	2. 9. 3(木) ～ 9. 4(金) ----- 2. 11. 17(火) ～ 11. 18(水)	2日	8 ----- 50	高裁所在地の首席家裁調査官 ----- 首席家裁調査官
3	事務局長研究会		事務局長として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 2. 18(木) ～ 2. 19(金)	2日	約20	地・家裁の事務局長
4	管理者研究会 (組織運営) ※司研合同		支部運営を始めとする組織運営に関する研究及び討議を行うことにより、幹部職員としての管理能力の向上と意識の高揚を図る。	司法研修所 及び 裁判所職員総合研修所	2. 5. 19(火) ～ 5. 21(木)	3日	約60	次席書記官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官(次席家裁調査官の経験がある者)、次長
5	次席家庭裁判所調査官等研究会		次席家裁調査官又は総括主任家裁調査官として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	2. 9. 23(水) ～ 9. 25(金)	3日	未定	次席家裁調査官、総括主任家裁調査官
6	管理者研究会		幹部職員として、その職務を遂行するために必要な広い視野と高い識見を習得させるとともに、当面する諸問題の研究及び討議を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	2. 4. 13(月) ～ 4. 17(金)	5日	約100	新たに局長(高裁を除く。)、次長、事務部長、首席書記官、次席書記官、総括主任書記官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官、次席技官(最高裁)、次席技官(最高裁)等に任命された者

#### イ 研修事務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人 員	対象者
7	研修計画協議会	研修実施計画及び研修運営上の諸問題について協議し、研修方針の周知徹底を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 1. 7(木) ～ 1. 8(金)	2日	25	高裁の次長、首席書記官、高裁所在地の首席家裁調査官

(2) 中間管理者層  
ア 管理業務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対象者	
8	中間管理者研修 I	第1回	中間管理者として、その職務を遂行するためには必要な高い識見及び管理技法を習得させることにより、職務意識の高揚と管理能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	2. 10. 13(火) ～10. 16(金)	各4日	約80	昇任後おおむね7年未満の主任書記官若しくは主任家裁調査官、速記管理官、速記副管理官、課長補佐、専門官、班長又は主任技官の職にある者
		第2回			3. 1. 12(火) ～ 1. 15(金)			
		第3回			3. 2. 2(火) ～ 2. 5(金)			
9	中間管理者研修 II	第1回	中間管理者として困難な職務を遂行するためには必要な広い視野と高い識見及び管理技法を習得させることにより、職務意識の高揚と管理能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	2. 10. 27(火) ～10. 29(木)	各3日	約80	訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、課長、文書企画官、企画官、首席技官、営繕企画官(最高裁)又は昇任後おおむね7年以上経過した主任書記官若しくは主任家裁調査官の職にある者
		第2回			2. 12. 8(火) ～12. 10(木)			
10	主任家裁調査官研修	家庭裁判所調査官	主任家裁調査官として必要な指導監督能力の向上及び管理者意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	2. 6. 23(火) ～ 6. 26(金)	4日	未定	主任家裁調査官

イ 研修事務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対象者	
11	研修指導研究会	第1回	高裁委嘱研修及び自庁研修の指導者を養成する。	裁判所職員総合研修所	2. 6. 3(水) ～ 6. 5(金)	3日	約40	次席書記官、総括主任書記官、主任書記官、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官、主任家裁調査官、総括企画官、課長、文書企画官、企画官、課長補佐、専門官
		第2回			2. 12. 15(火) ～12. 17(木)			

番号	名 称		目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
12	実務指導研究会	民 事	書記官プラスシャップ研修の指導者を養成する。	裁判所職員総合研修所	2. 5. 12(火) ～ 5. 13(水)	各 2 日	約40	書記官プラスシャップ研修の講師となる予定の者
		刑 事			2. 5. 12(火) ～ 5. 13(水)			
		家 事			2. 5. 14(木) ～ 5. 15(金)	各 2 日	約35	
		少 年			2. 5. 14(木) ～ 5. 15(金)		約25	

(3) 主として管理職以外の層(書記官・家裁調査官・係長等)

ア 裁判事務系

番号	名 称		目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
13	家事実務研究会 ※司研合同		家事書記官及び家事係調査官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員総合研修所	2. 11. 4(水) ～11. 6(金)	3 日	約100	家裁で家事事件を担当する書記官、家裁調査官
14	少年実務研究会 ※司研合同		少年書記官及び少年係調査官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員総合研修所	2. 9. 9(水) ～ 9. 11(金)	3 日	約100	家裁で少年事件を担当する書記官、家裁調査官
15	民事実務研究会 ※司研合同	第1回 第2回	民事書記官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員総合研修所 裁判所職員総合研修所	2. 6. 10(水) ～ 6. 11(木) 3. 1. 21(木) ～ 1. 22(金)	各 2 日	各 約50	高・地・簡裁で民事事件を担当する書記官
16	刑事実務研究会 ※司研合同		刑事書記官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員総合研修所	2. 11. 18(水) ～11. 19(木)	2 日	約50	高・地・簡裁で刑事事件を担当する書記官
17	家事特別研究会 ※司研合同		後見関係事件等の運用をめぐる諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員総合研修所	2. 10. 8(木) ～10. 9(金)	2 日	約50	家裁で後見関係事件を担当する書記官

18	家庭裁判所 調査官 特別研修	第1回 ----- 第2回 ----- 第3回	行動科学等の更なる専門性の獲得及び深化を図り、現場の調査事務の質向上に寄与させ、的確な調査事務を追求する能力の発展を図る。	裁判所職員 総合研修所	2. 10. 20(火) ～10. 23(金) ----- 2. 12. 2(水) ～12. 4(金) ----- 3. 1. 27(水) ～ 1. 29(金)	4日 ----- 3日 ----- 3日	各 約40	家庭裁判所調査官実務研修を終了した者及び平成29年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
19	家庭裁判所調査官 応用研修		専門的知識及び技能を応用して、複雑困難な事件についても円滑な調査事務の遂行を確保できる能力の向上を図る。	裁判所職員 総合研修所	2. 7. 6(月) ～ 7. 10(金)	5日	未定	家裁調査官任官後、3年以上経過した者のうち家庭裁判所調査官実務研修又は家庭裁判所調査官応用研修を終了していないもの
20	速記官中央研修		裁判所が当面する諸問題に関する理解を更に深めさせるとともに、裁判部の一員としての職務意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	2. 7. 1(水) ～ 7. 2(木)	2日	約20	速記官（速記管理官及び速記副管理官を除く。）
21	総括執行官研究会		総括執行官の職務等について知識を付与するとともに、研究、討議等を行うことにより、総括執行官の役割や執行官室の運営等についての認識を深めさせ、総括執行官としての識見をかん養する。	裁判所職員 総合研修所	2. 7. 7(火) ～ 7. 9(木)	3日	未定	総括執行官
22	執行官実務研究会		社会の変化に的確に対応できる事務処理能力を身につけるとともに、前例のない特殊困難な事案等に対応できる知識や論理的思考力を養う。	裁判所職員 総合研修所	3. 2. 2(火) ～ 2. 4(木)	3日	未定	執行官
23	新任執行官研修		職務遂行に必要な知識を付与することにより、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	2. 5. 26(火) ～ 5. 29(金)	4日	未定	平成31年4月2日以後に執行官に任命された者又は執行官事務取扱書記官に指定された者

イ 事務局事務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
24	係長等 (総務担当) 研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	2. 10. 6(火) ～10. 8(木)	3日	約50	高・地・家裁本庁の総務事務を担当する係長、専門職
25	係長等 (人事担当) 研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	2. 10. 20(火) ～10. 22(木)	3日	約70	高・地・家裁本庁の人事事務を担当する係長、専門職
26	係長等 (会計担当) 研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	2. 11. 10(火) ～11. 13(金)	4日	約60	高・地・家裁本庁の会計事務を担当する係長、専門職

ウ 研修事務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
27	研修事務担当者 研修	研修の企画、実施等に必要な知識及び技能を付与することにより、執務能力の向上と職務意識の高揚を図り、もって高裁委嘱研修及び自庁研修の充実を図る。	裁判所職員総合研修所	2. 6. 16(火) ～ 6. 18(木)	3日	約40	研修事務を担当する高・地・家裁の係長、専門職、主任

(4) 新採用職員層

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
28	総合職採用職員 初任研修	将来の幹部職員の候補者としての自覚を促し、職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	2. 4. 7(火) ～ 4. 9(木)	3日	未定	2019年度裁判所職員採用総合職試験の合格者で、新たに採用されたもの

(5) その他

ア 情報化関係

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
29	情報セキュリティ 研修	情報セキュリティの確保に必要な知識等を習得し、情報セキュリティ事故を未然に防止するための方策の立案・実施に資するとともに、情報セキュリティ事故が発生した場合の対処能力等の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	2. 9. 29(火) ～ 9. 30(水)	2日	約60	情報セキュリティ対策事務従事者の事務を補助する者(管理職以上の者)

30	情報処理研修	第1回 ----- 第2回	情報化の推進に向けて、職員全体のレベルアップを図るための指導的役割を果たす者を広く養成する。	裁判所職員総合研修所	2. 5.19(火) ～ 5.21(木) ----- 2. 5.26(火) ～ 5.28(木)	各3日	約60 ----- 約60	情報化の推進に指導的役割を果たすこと が期待される行(一)職員(家 裁調査官を除く。)
31	裁判事務支援システム (簡裁民事・支払督促 ・高裁判事 ・簡裁判事 事件部分) 導入研修	第1回 ----- 高裁判事 簡裁判事 簡裁民事 支払督促 ----- 第2回 ----- 高裁判事 簡裁判事 簡裁民事 支払督促 ----- 第3回 ----- 高裁判事 簡裁判事 簡裁民事 支払督促	裁判事務支援システム (簡裁民事・支払督促・高裁判事・簡裁判事事件部分)の円滑な導入に向けて中心的役割を果たす者を養成する。	裁判所職員総合研修所	2. 5.12(火) ～ 5.13(水) ----- 2. 5.13(水) ～ 5.14(木) ----- 2. 6. 9(火) ～ 6.10(水) ----- 2. 6.10(水) ～ 6.11(木) ----- 2. 9. 1(火) ～ 9. 2(水) ----- 2. 9. 2(水) ～ 9. 3(木)	各2日	未定 ----- 未定 ----- 未定 ----- 未定 ----- 未定	裁判事務支援 システム(簡 裁民事・支 払督促・高 裁判事・簡 裁判事事件 部分)の導入事務を担当する職員

#### イ 採用試験事務関係

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
32	採用試験事務担当者 研究会	採用試験事務に必要な知識及び技能についての研究を行うことにより、執務能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	2. 5下旬	1日	未定	採用試験事務を担当する管理職員等

#### ウ CA関係

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者	
33	C A 研修 実務試験	前 期 修 ----- 実 務 修 ----- 後 期 修	書記官の執務に必要な学識及び実務知識並びに職務遂行能力の有無を判定する。	裁判所職員総合研修所 ----- 実務研修実施庁 ----- 裁判所職員総合研修所	2. 6.25(木) ～ 7.15(水) ----- 2. 7.17(金) ～ 8.21(金) ----- 2. 8.24(月) ～ 9.11(金)	15日 ----- 23日 ----- 15日	未定	裁判所書記官任用試験の第2次試験に合格した者

## 2 高裁委嘱研修

### (1) 管理者層 管理業務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
34	次席 家庭裁判所調査官等 実務研究会	高等裁判所で実施する委嘱研修及び高裁ブロック研修の運営等について研究及び討議を行うことにより、研修等の充実及び改善に寄与させる。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	実施機関が 適宜決定	1日	未定	次席家裁調査官、 総括主任家裁調査官

### (2) 中間管理者層 管理業務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
35	新任中間管理者 研 修	職務遂行に必要な管理能力及び管理技法を付与することにより、中間管理者としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	実施機関が 適宜決定	5日	未定	新たに主任書記官、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、主任家裁調査官、速記管理官、速記副管理官、課長、文書企画官、企画官、課長補佐、首席技官、班長（最高裁）、主任技官（最高裁を含む）、地裁本庁所在地にある検審局長等に任命された者

### (3) 主として管理職以外の層(書記官・家裁調査官・係長等) ア 裁判事務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
36	書記官 プラッシュアップ 研 修	中堅書記官に求められる思考力・表現力等を執務で十分に發揮できるよう、基本的資質・能力を磨き、執務の質の向上につなげる契機とする。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	7月から9月 までの間で実施機関が適宜決定	5日	未定	書記官任用資格取得後5年以上の者 (中間管理者以上の者を除く。)
37	家庭裁判所調査官 実務研究会	家庭事件の調査上の諸問題について研究及び討議を行うことにより、調査実務の充実及び改善に寄与させる。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	実施機関が 適宜決定	3日	未定	主任家裁調査官、 家裁調査官

イ 事務局事務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
38	新任係長研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより係長としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所	実施機関が適宜決定	3日	未定	新たに係長に任命された者
39	事務官専門研修	総務、人事及び会計の各分野について、その事務を処理するために必要な専門的知識及び技能を付与することにより、事務局において中核的役割を果たしている事務官の執務能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所	実施機関が適宜決定	2~3日	未定	採用後7年以上の行(一)事務官(専門官以上の職にある者を除く。)

(4) 事務官層

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
40	ジャンプアップ研修	職務での問題点の発見と改善等について研究及び討議を行うことにより、仕事の進め方に関する基本的な能力を向上させ、中堅事務官としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所	実施機関が適宜決定	3日	未定	採用後7年以上10年未満の行(一)事務官(係長、専門職以上の職にある者及び書記官又は家裁調査官の任用資格を有する者を除く。)
41	事務官法律研修	通信研修及び面接研修を通じて基礎的な法学教育を行うことにより、資質及び事務処理能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所	通信研修 実施機関が適宜決定 ----- 面接研修 実施機関が適宜決定	9~11日	約250	採用後1年以上の行(一)事務官(書記官又は家裁調査官の任用資格を有する者、総合職(I種、上級)試験合格者等を除く。)

(5) 新採用職員層

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
42	新採用職員研修	国民全体の奉仕者としての使命を自覚させるとともに裁判所職員として必要な基礎的知識を付与し、裁判所職員にふさわしい心構えをかん養する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所	実施機関が適宜決定	5日	未定	新たに採用された職員(総合職採用職員を除く。)

### 3 自庁研修

#### (1) 事務官層

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
43	ステップアップ研修	本格的なジョブローテーションが始まる前にその意義を理解させ、動機付けを行うとともに、職務遂行能力の向上を図り、事務局事務等の一般的な知識を付与する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	3日	未定	採用3年目の行(一)事務官、行(一)技官

#### (2) 新採用職員層

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
44	フォローアップセミナー	裁判所職員として必要な基礎的知識を確認させ、幅広い視野で職務を遂行する姿勢をかん養する。	高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約3日	未定	採用後1年程度を経過した行(一)事務官、行(一)技官
45	フレッシュニーセミナー	職員として当面必要な知識を付与し、職場への円滑な定着を図る。	高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	採用後勤務初日及び2日目	2日	未定	新たに採用された職員

#### (3) その他

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
46	高裁ブロック研修	職務遂行に必要な知識、技能等を習得させ、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所	実施機関が適宜決定			高裁管内に勤務する職員
47	自 庁 研 修	職務遂行に必要な知識、技能等を習得させ、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	最高裁判所 高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	実施機関が適宜決定			最高裁、高裁家簡裁に勤務する職員

4 研究

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
48	合 同 実 務 研 究	異なる職種の職員に裁判所の職種間の連携、協働に関する研究を共同してさせることにより、実務の改善及び向上に寄与させる。	研究員が所属する裁判所	2. 9 ～ 3. 3	7月	未定	書記官、家裁調査官等
49	書記官実務研究	書記官実務における諸問題について、体系的かつ実証的な研究をさせることにより、実務の改善及び向上に寄与させる。	裁判所職員総合研修所	2. 4 ～ 3. 3	1年	2	書記官
50	家庭裁判所調査官実務研究 (個人及び共同研究)	家庭事件調査実務に必要な理論及び技法に関する実証的研究を行わせることにより、調査実務能力の向上に寄与させる。	研究員が所属する家庭裁判所	2. 7 ～ 3. 3	8月	未定	(個人研究) 家庭裁判所調査官実務研修又は家庭裁判所調査官応用研修を終了した者 (共同研究) 家裁調査官
	同 上 (指定研究)		研究員が所属する家庭裁判所 及び 裁判所職員総合研修所	2. 4 ～ 3. 3	1年	6	家庭裁判所調査官実務研修を終了した者 及び平成29年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
51	家庭裁判所調査官関係機関特別研究 (家事及び少年関係機関についての研究)	関係機関における業務の実際にに関する研究を行わせることにより、調査実務能力の向上に寄与させる。	派遣先 関係機関 及び 研究員が所属する家庭裁判所	2. 7 ～ 3. 3	8月	未定	家庭裁判所調査官実務研修又は家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
	同 上 (心身の鑑別についての研究)		矯正研修所 及び 研究員が所属する家庭裁判所	3. 2 ～ 3	1月	3	家庭裁判所調査官実務研修を終了した者 及び平成29年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
	同 上 (更生保護についての研究)		法務総合研究所及び 研究員が所属する家庭裁判所	2. 5 ～ 7	2月	3	家庭裁判所調査官実務研修又は家庭裁判所調査官応用研修を終了した者

## 5 委託研修

番号	委 託 庁	名 称	人 員
52	人 事 院	行政研修（課長補佐級）	未定
53	財務省	会計事務職員研修	未定
54		会計事務職員契約管理研修	
55		予算編成支援システム研修	
56		予算担当職員初任者研修	
57		決算書作成システム研修	
58		会計監査事務職員研修	
59	国税庁	税務大学校本科特別研修	未定
60	総務省	情報システム統一研修	未定

## 第2 養成

### 1 裁判所書記官養成課程

番号	部	・	期	実施時期等	期間	人員	対象者
61	第一 第 部	一 17	部 期	2. 4. 6(月) 入所, 第1期研修 7. 20(月)～ 実務修習 10. 1(木)～ 第2期研修 3. 3. 1(月) 修了	1年	231	第一部入所試験合 格者で, 最高裁が 指名したもの
62	第二 部		第16期 (2年生)	31. 4. 4(木) 入所 4. 9(火)～ 裁判事務修習 元. 9. 2(月)～ 第1期研修 2. 4. 1(水)～ 第2期研修 7. 20(月)～ 実務修習 10. 1(木)～ 第3期研修 3. 3. 1(月) 修了	2年	68	第二部入所試験合 格者で, 最高裁が 指名したもの
			第17期 (1年生)	2. 4. 6(月) 入所 4. 9(木)～ 裁判事務修習 10. 16(金)～ 第1期研修 3. 4. 1(木)～ 第2期研修 7. 下旬～ 実務修習 10. 上旬～ 第3期研修 4. 3. 25(金) 修了	2年	78	

### 2 家庭裁判所調査官養成課程

番号	期	実施時期等	期間	人員	対象者
63	第 16 期	31. 4. 4(木) 入所 4. 10(水)～ 実務修習(予修期) 元. 5. 7(火)～ 前期合同研修 7. 22(月)～ 実務修習 2. 9. 1(火)～ 後期合同研修 3. 3. 1(月) 修了	2年	45	平成31年度採用の 家裁調査官補で, 最 高裁が指名したもの
64	第 17 期	2. 4. 6(月) 入所 4. 10(金)～ 実務修習(予修期) 5. 7(木)～ 前期合同研修 7. 20(月)～ 実務修習 3. 9. 中旬～ 後期合同研修 4. 3. 25(金) 修了	2年	48	令和2年度採用の家 裁調査官補で, 最 高裁が指名したもの

## 令和2年度研修実施計画一覧表(令和元年度との比較表)

(2.1.22 総研)

\*研修名の頭に付した記号は、◎は中央研修、○は高裁委嘱、◎は自府研修を表す。

番号	研修名等	令和2年度			令和元年度			備考
		実施時期	期間	人員	実施時期	期間	人員	
1	◎首席書記官研究会	2.9.16(水)~9.17(木)	2	約30	元.9.18(水)~9.19(木)	2	30	
2	◎首席家庭裁判所調査官研究会	第1回 2.9.3(木)~9.4(金) 第2回 2.11.17(火)~11.18(木)	2 2	8 50	元.9.5(木)~9.6(金) 元.11.19(火)~11.20(木)	2 2	8 50	
3	◎事務局長研究会	3.2.18(木)~2.19(金)	2	約20	2.2.20(木)~2.21(金)	2	約20	
4	◎管理者研究会(組織運営)(※)	2.5.19(火)~5.21(木)	3	約60	元.5.21(火)~5.23(木)	3	60	令和元年度は司研と一部合同で実施
5	◎次席家庭裁判所調査官等研究会	2.9.23(水)~9.25(金)	3	未定	元.9.25(水)~9.27(金)	2.5	28	★
6	◎管理者研究会	2.4.13(月)~4.17(金)	5	約100	31.4.15(月)~4.19(金)	5	127	
7	◎研修計画協議会	3.1.7(木)~1.8(金)	2	25	2.1.9(木)~1.10(金)	1.5	25	★
8	◎中間管理者研修I	第1回 2.10.13(火)~10.16(金) 第2回 3.1.12(火)~1.15(金) 第3回 3.2.2(火)~2.5(金)	4 4 4	約80 約80 約80	元.10.15(火)~10.18(金) 2.1.14(火)~1.17(金) 2.2.4(火)~2.7(金)	4 4 4	79 80 80	
9	◎中間管理者研修II	第1回 2.10.27(火)~10.29(木) 第2回 2.12.8(火)~12.10(木)	3 3	約80 約80	元.10.29(火)~10.31(木) 元.12.10(火)~12.12(木)	3 3	61 59	
10	◎主任家庭裁判所調査官研修	2.6.23(火)~6.26(金)	4	未定	元.6.25(火)~6.28(金)	3.5	47	★
11	◎研修指導研究会	第1回 2.6.3(水)~6.5(金) 第2回 2.12.15(火)~12.17(木)	3 3	約40 約50	元.6.5(水)~6.7(金) 元.12.17(火)~12.19(木)	3 3	38 44	
12	◎実務指導研究会	民事 2.5.12(火)~5.13(木) 刑事 2.5.12(火)~5.13(木) 家事 2.5.14(木)~5.15(金) 少年 2.5.14(木)~5.15(金)	2 2 2 2	約40 約40 約35 約25	元.5.14(火)~5.15(木) 元.5.14(火)~5.15(木) 元.5.16(木)~5.17(金) 元.5.16(木)~5.17(金)	2 2 2 2	41 35 36 22	
13	◎家事実務研究会(※)	2.11.4(水)~11.6(金)	3	約100	元.11.6(水)~11.8(金)	3	100	令和元年度は司研と一部合同で実施
14	◎少年実務研究会(※)	2.9.9(水)~9.11(金)	3	約100	元.9.11(水)~9.13(金)	3	98	令和元年度は司研と一部合同で実施
15	◎民事実務研究会	第1回(※) 2.6.10(水)~6.11(木) 第2回 3.1.21(木)~1.22(金)	各2	約50 約50	元.6.12(水)~6.13(木) 2.1.23(木)~1.24(金)	各2	50 50	令和元年度は司研と一部合同で実施
16	◎刑事実務研究会(※)	2.11.18(水)~11.19(木)	2	約50	元.11.21(木)~11.22(金)	2	50	令和元年度は司研と一部合同で実施
17	◎家事特別研究会(※)	2.10.8(木)~10.9(金)	2	約50	元.10.10(木)~10.11(金)	1.5	50	令和元年度は司研と合同で実施 ★
18	◎家庭裁判所調査官特別研修	第1回 2.10.20(火)~10.23(金) 第2回 2.12.2(水)~12.4(金) 第3回 3.1.27(木)~1.29(金)	4 3 3	約40 約40 約40	元.10.29(火)~11.1(金) 元.12.4(水)~12.6(金) 2.1.29(木)~1.31(金)	4 3 3	39 39 40	
19	◎家庭裁判所調査官応用研修	2.7.6(月)~7.10(金)	5	未定	元.7.8(月)~7.12(金)	5	52	
20	◎速記官中央研修	2.7.1(水)~7.2(木)	2	約20	元.7.3(水)~7.4(木)	1.5	20	★
21	◎総括執行官研究会	2.7.7(火)~7.9(木)	3	未定				隔年で実施 令和元年度は実施なし
22	◎執行官実務研究会	3.2.2(火)~2.4(木)	3	未定	2.2.4(火)~2.6(木)	3	19	
23	◎新任執行官研修	2.5.26(火)~5.29(金)	4	未定	元.5.28(火)~5.31(金)	3.5	13	★
24	◎係長等(総務担当)研修	2.10.6(火)~10.8(木)	3	約50	元.10.1(火)~10.3(木)	3	52	
25	◎係長等(人事担当)研修	2.10.20(水)~10.22(金)	3	約70	元.10.23(木)~10.25(金)	3	71	
26	◎係長等(会計担当)研修	2.11.10(火)~11.13(金)	4	約60	元.11.12(火)~11.15(金)	4	59	
27	◎研修事務担当者研修	2.6.16(火)~6.18(木)	3	約40	元.6.18(火)~6.20(木)	3	39	
28	◎総合職採用職員初任研修	2.4.7(火)~4.9(木)	3	未定	31.4.5(金)~4.9(火)	3	64	
29	◎情報セキュリティ研修	2.9.29(火)~9.30(水)	2	約60	元.10.8(火)~10.9(水)	1.5	66	★
30	◎情報処理研修	第1回 2.5.19(火)~5.21(木) 第2回 2.5.26(火)~5.28(木)	3 3	約60 約60	元.5.21(火)~5.23(木) 元.5.28(火)~5.30(木)	3 3	58 60	

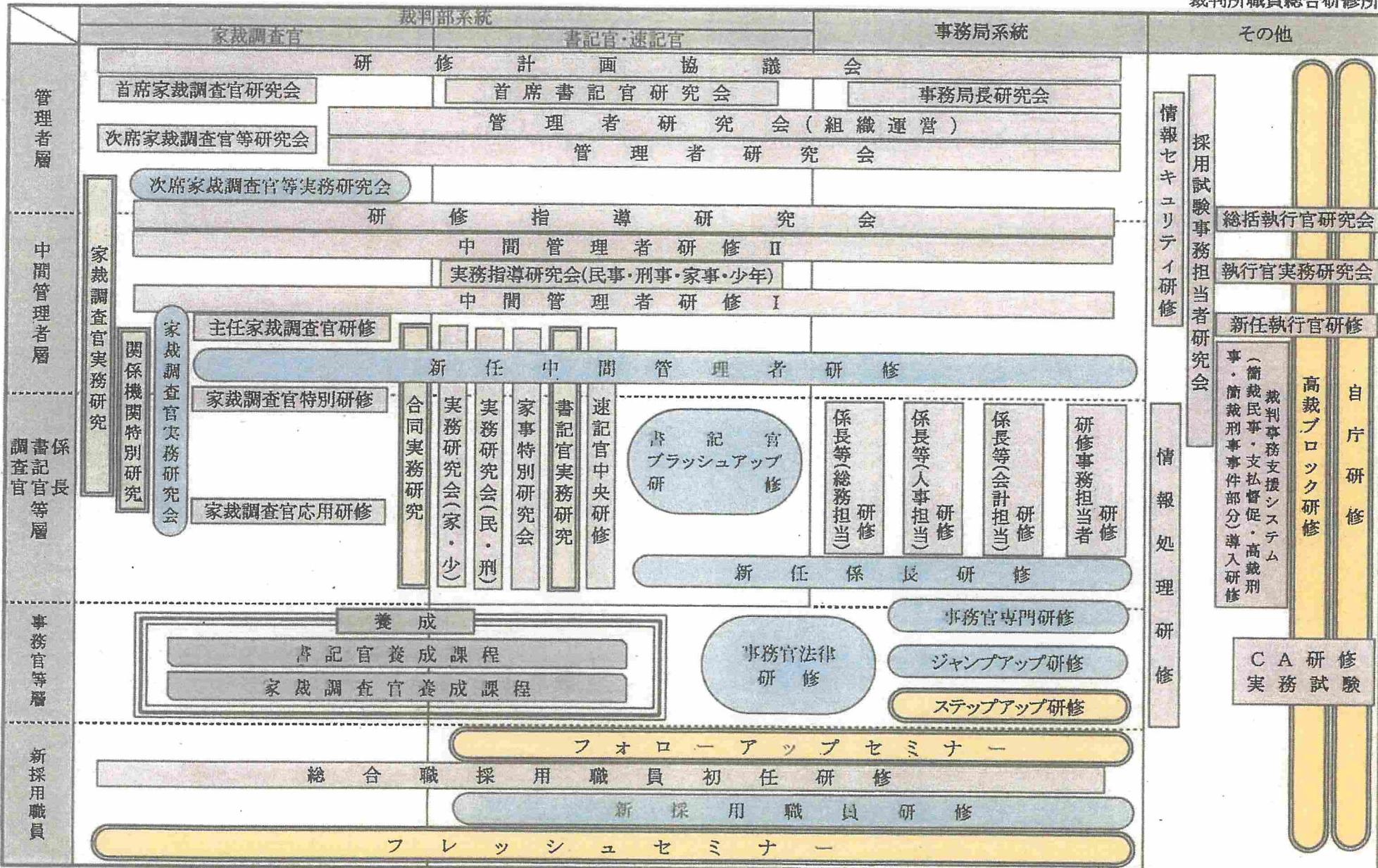
番号	令和2年度				令和元年度			備考
	研修名等		実施時期	期間	人員	実施時期	期間	
30	◎裁判事務支援システム(少年事件部分)導入研修	第1回				元.5.13(月)~5.14(火)	2	54
		第2回				元.6.6(木)~6.7(金)	2	64
		第3回				元.7.9(火)~7.10(水)	2	46
		第4回				元.9.9(月)~9.10(火)	2	44
31	◎裁判事務支援システム(簡裁民事・支払督促・高裁民事・支払督促・簡裁刑事事件部分)導入研修	第1回 高裁民事 簡裁民事 支払督促	2.5.12(火)~5.13(水) 2.5.13(水)~5.14(木)	2	未定			
		第2回 高裁刑事 簡裁刑事 支払督促	2.6.9(火)~6.10(水)	2	未定			
		第3回 高裁民事 簡裁民事 支払督促	2.6.10(水)~6.11(木)	2	未定			
		第4回 高裁民事 簡裁民事 支払督促	2.9.1(火)~9.2(水) 2.9.2(水)~9.3(木)	2	未定			
32	◎採用試験事務担当者研究会	2.5下旬		1	未定	元.5.29(水)	1	28
33	◎CA研修実務試験	前期研修	2.6.25(木)~7.15(水)	15		元.6.26(木)~7.17(水)	15	
		実務研修	2.7.17(金)~8.21(金)	23	未定	元.7.19(金)~8.21(木)	23	57
		後期研修	2.8.24(月)~9.11(金)	15		元.8.23(金)~9.12(木)	15	
34	○次席家庭裁判所調査官等実務研究会	実施機関が適宜決定		1	未定	実施機関が適宜決定	1	約70
35	○新任中間管理者研修	実施機関が適宜決定		5	未定	実施機関が適宜決定	5	316
36	○書記官プラッシャアップ研修	7月から9月までの間で実施 機関が適宜決定		5	未定	7月から9月までの間で実施 機関が適宜決定	10.5	274
37	○家庭裁判所調査官実務研究会	実施機関が適宜決定		3	未定	実施機関が適宜決定	3	約240
38	○新任係長研修	実施機関が適宜決定		3	未定	実施機関が適宜決定	3	251
39	○事務官専門研修	実施機関が適宜決定	2~3	未定	実施機関が適宜決定	1.5~3	未定	★
40	○ジャンプアップ研修	実施機関が適宜決定		3	未定	実施機関が適宜決定	3	未定
41	○事務官法律研修	通信研修	実施機関が適宜決定			実施機関が適宜決定		
		面接研修	実施機関が適宜決定	9~11		実施機関が適宜決定	9~11	272
42	○新採用職員研修	実施機関が適宜決定		5	未定	実施機関が適宜決定	5	446
43	◎ステップアップ研修	2月から3月までの間で実施機 関が適宜決定		3	未定	2月から3月までの間で実施機 関が適宜決定	3	未定
44	◎フォローアップセミナー	①2月及び3月中で実施機 関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、 ①に定める日に加え、実施機 関が適宜決定		約3	未定	①2月及び3月中で実施機 関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、 ①に定める日に加え、実施機 関が適宜決定	約3	未定
		採用初日及び2日目		2	未定	採用初日及び2日目	2	未定
45	◎フレッシュセミナー							
46	◎高裁ブロック研修	実施機関が適宜決定				実施機関が適宜決定		
47	◎自序研修	実施機関が適宜決定				実施機関が適宜決定		
48	合同実務研究	2.9~3.3		7月	未定	元.9~2.3	7月	7
49	書記官実務研究	2.4~3.3		1年	2	31.4~2.3	1年	2
50	家庭裁判所調査官実務研究 (個人及び共同研究)	2.7~3.3		8月	未定	元.7~2.3	8月	2
		同上 (指定研究)		1年	6	31.4~2.3	1年	6
51	家庭裁判所調査官関係機関特別研究(家事及び少年関係機関についての研究)	2.7~3.3		8月	未定	元.7~2.3	8月	19
		同上 (心身の鑑別についての研究)	3.2~3	1月	3	2.2~3	1月	3
		同上 (更生保護についての研究)	2.5~7	2月	3	元.5~7	2月	3
61	書記官養成課程第一部	第17期	2.4.6(月)~3.3.1(月)	1年	231	31.4.4(木)~2.3.2(月)	1年	202
62	書記官養成課程第二部	第16期 (2年生)	31.4.4(木)~3.3.1(月)	2年	68	30.4.5(木)~2.3.2(月)	2年	59
		第17期 (1年生)	2.4.6(月)~4.3.25(金)	2年	78	31.4.4(木)~3.3.1(月)	2年	68
63	家裁調査官養成課程第16期		31.4.4(木)~3.3.1(月)	2年	45	30.4.5(木)~2.3.2(月)	2年	39
64	家裁調査官養成課程第17期		2.4.6(月)~4.3.25(金)	2年	48	31.4.4(木)~3.3.1(月)	2年	45

・(※)を付したものについては、カリキュラムについて司研と合同実施を検討中

・備考欄に★がある研修については、令和2年度から期間の表記を端数を切り上げる形で改めた。ただし、日程そのものは令和元年度と変わらない。

#### 令和2年度裁判所職員(裁判官以外)研修

裁判所職員総合研修所



(注) □は中央研修、□は高裁委嘱研修、□は自序研修、□は研究、□は養成課程を表す(養成の配置については、階層や系統と関連したものではない)。

※ このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。